

## 総務市民文教委員会記録

平成25年3月12日（火）

10：00～19：05

平成25年3月13日（水）

10：00～19：00

第1委員会室

### 1. 教育委員会関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第18号 光市手数料条例の一部を改正する条例

説 明：河村図書館長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

今回、パフォーマンスチャージ料か、これが安くなったというのは、もと20円も80円もととったというのは知らなかったんですけど、これ我々としては怠慢だったと思います。これは10円と50円はどんな分でも平等だと。例えば、A3、A2、A4、B4、こういったものは全部同一料金ですか。その辺ちょっとお尋ねしてみたいですが。

○河村図書館長

白黒につきましては、一応A3までのサイズで1枚の単価で行います。カラーにつきましては、基本的には一応B4までということでのサイズで考えております。

○加賀美委員

じゃあB4とか、A3なんかちゅうのはコピーはとれないという理解でよろしいでしょうか。だから、結局、A3が普通ですいいね。B4が1つ大きくて（発言する者あり）A4が普通で、それからA3が大きくて、その下がB4でしたか、そのB4とA3というはコピーできないんですか。

○河村図書館長

失礼しました。白黒につきましては、基本的にはA3まで行えます。A4、

A 3。

○加賀美委員

A 3ね。

○河村図書館長

はい。

○加賀美委員

じゃあ、料金は一緒だということですね。

○河村図書館長

はい、そうです。

○加賀美委員

じゃあ、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、基本的には大した話じゃないんだけど、いわゆる株式会社（ヒカリ）のサービスというのは社員の満足度を中心にするのか、公平公正をもとにするのかという点についてちょっとお尋ねしたいんですけども。

基本的に民間の場合は、モノクロは5円でやってるところがあるんです。そして、カラーは35円と。だから、そういうふうに非常に安くやってる。なのに、やっぱり公共である機関が、やっぱりそれよりも高いちゅうのはちょっと解せないんじゃないかというような思いがするんです。やっぱりそのところが今後の課題だと思うんです。いかに株式会社（ヒカリ）といえども、じゃあ民間と同じような形で、民間の例えば、あそこのセブンイレブンとか、そういうところは10円でやってます。10円の50円でやってるわけですけども、安いところはもう5円から35円でやってるわけです。モノクロが5円、カラーが35円。そういう面で、その辺はどうなんだろうかなという思いがするんです。

基本的に、じゃあこれ今、原価はどのぐらいかかるんですか。その辺は、はじいておられるか。そのところからまず教えてください。

○河村図書館長

ただいまの御質問でございますが、モノクロにつきましては、パフォーマンスチャージ料、用紙代、消費税込みで約6.3円。カラーにつきましては29.4円という形で設定されております。

以上です。

○加賀美委員

そうやって見ましても、原価でもういいんじゃないかと。そういう学習効果をもとにしたような施設については、やっぱりなぜ公平公正にそういう料金をとらなくちゃならんのだろかなという思いがするんです。そこらあたり、ちょっと副市長、その辺のお考え、ちょっと聞かせてくれませんか。使用料のあり方について。

○森重副市長

ただいま加賀美委員から図書館に関します複写の手数料についてのお尋ねがございましたが、委員御案内のとおり、図書館のコピーについては、著作権法に基づいて、基本的には本というものは自己所有でなければ複写はできないわけでありまして。著作権法に基づいて適切にそのものを複写をしていく。その複写については職員がしなければならぬわけでありまして、単純に民間企業のように1枚当たりで、今、図書館長が申し上げたような原価計算だけでは計算ができないのではないかとというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○加賀美委員

だから、基本的には、図書館についてはその労力をやると。本なんかも一応出してきて、そして焼いて渡すという形で、やっぱり余り安くできないということですけども、そのほかについてはどうなのでしょう。やっぱり株式会社（ヒカリ）というのは、やっぱり民間の株式会社並みに公平公正の原則として、そういう利益をきちっと上がるような形をきちっとやっていくのが筋なのでしょう。それともやっぱり市民のサービス、利潤を考えていくちゅう方向。この辺はどうなんですか。その辺のお考えを聞かせてください。

○森重副市長

今、加賀美委員が仰せのとおり、その需要やニーズ等々に答えなければならぬ行政サービスがあろうかと思えますけれども、例えば複写機の手数料について、他と同じ、もしくは低廉にしたときに、民間事業者のほうに行かずに行政機関に全てそういうものが行ったときに、果たしてそれが行政としての役割なのかというあたりを考えますと、やはり一定の適切な経費については、その利用をされる方からいただくということが基本になろうと考えておりますので、このあたりで御理解をいただければと存じます。

○加賀美委員

確かにそのとおりだと思いますけど、理解はできますけども、ただ民間の中ではサービスとして5円、35円をしてるということについて、そういうことを少しは頭に入れながら今後の市政運営をやっていただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第19号 光市民ホール条例の一部を改正する条例
- ③議案第20号 光市文化センター条例の一部を改正する条例
- ④議案第22号 光市教育集会所設置条例の一部を改正する条例
- ⑤議案第23号 光市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
- ⑥議案第24号 光市野外活動センター条例の一部を改正する条例
- ⑦議案第25号 光市総合体育館条例の一部を改正する条例

[一括議題]

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

ちょっと1点、お尋ねいたします。こういった使用料の値上げなんですけど、こういった施設、市外の他の施設、料金、比較したことございますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

料金改定に当たりましては、近隣の状況等を類似施設について調べております。施設の新しい古いがあったり、規模であったり、ひとえに判断は難しいところではありますが、ほぼ近隣並みと感じております。

以上です。

○森戸委員

3年ごとに上げていかれるんですけども、どのぐらいまで上げたら適正なんかとか、そういう適正レベルっていうのはどういうふうに判断していらっしゃるんですか。財政健全化計画で3年ごとに上げるというのもわかるんですけども、その適正なレベルというのがあるような気がするんですけど、その辺は

どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今回の改定につきましては、先ほど申しておりますように、財政健全化計画に基づきまして、おおむね5%程度のアップということを御提案させていただいております。どの程度まで上げれば適正なのかというのも、先ほど少し言いましたように、近隣の状況等も参考にさせていただき、財政的な考え方も持つておかなければいけませんし、教育委員会所管のものだけでもないでしょうし、非常にその辺は慎重に判断はしていかないといけないと考えてます。ただ、教育委員会といたしましては、今後、生涯学習の推進を進めていく上で、余り過度な料金設定になりますと、そういった活動に支障が出かねないという危惧を抱いております。

以上でございます。

○森戸委員

やっぱりそういう点もあると思いますから、その辺を適正に調査をいただいて、判断をしていただきたいと思います。これ3年ごとっていうふうに言われましたけれども、この3年ごとっていうのはいつまで続くんですか。10年なのか、20年なのか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重副市長

今、森戸委員さんから、まさしく使用料のあり方についてお話がございました。確かに、いつまでやるのかということになるろうかと思っております。使用料については、やはり議員それぞれ皆さん方もう御理解をいただいておりますとおり、使用料についてどこまでをとっていくのかという議論が最も重要なことだと私は思っております。その中で、やはり施設をつくったりするというような施設整備までを利用料に転嫁するのはいかなるものかなというふうに思っております。やはり使用料については、その施設を維持していくために必要な経費の一定割合までをいただくということを基本にしておりますことから、その施設、施設によってやはりつくった目的もありますことから、そういうことを鑑みながら検討していかなければならないということになります。当面じゃあいつまでかということになりますけれども、今の段階でここまでということは少しお答えができかねますけれども、使用料のあり方について、議員から今御指摘があったとおり、じゃあランニングコストの何%程度を使用料として充

当していくんだというあたりのことについては、もう少し整理をしていかなければならないのかなというふうに思っているとでございます。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。ランニングコストも含めて、また施設も老朽化をしてきますから、そういったものにも手当てを考えていかなければなりませんから、さらに活動に支障を来さないように、高過ぎても活動ができなくなりますでしょうから、その辺のところもよく鑑みて、この料金の改正をしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○加賀美委員

今、副市長からお話がありましたけども、いわゆる施設の一定の管理上、管理していく上に一定の割合で徴収をするということをちょっとちらっと聞いたんですけども、基本的には、こういった利用料金というのは、全体的に一括処理して収入として全体の予算の中に入れていくという観点であるのか、それとも個別の施設にそれを還元していく方法をとっていくのか。このあたりについてのお考え方、ちょっと聞かせていただけませんか。

○森重副市長

加賀美委員さんからの御質問の趣旨がちょっとわかりかねますけれども、やはり行政の予算のあり方、支出のあり方については、既に議員御承知のとおり、目的別に予算を講じまして、そこに支出をしていくわけでありますので、このあたり還元をしていくということではなくて、やはり必要な経費については、一部、御利用される方々から御負担を願うということを基本的にしておることと御理解いただければと存じます。

○加賀美委員

したがって、この利用料金というのは施設にひもつきじゃないと、こういう理解でよろしいんですね。じゃあ、わかりました。もちろんそういった収入が公平公正に収入を入れた後、利用に当たっては、そういう施設の修繕とか、あるいは管理とか、そういったものに使われていくという全体的な考え方で理解していくべきじゃないかと思えます。

それはともかくとしまして、次にお尋ねしたいのは、減免措置の規定があると思うんですけども、減免の場合はどういうものが基準になってるか、どうい

う規定があるか、そのあたり、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

個々の条例に、それぞれ減免規定などが定められております。例えば、光市民ホール条例ですと、第13条に、使用料は、特に必要があると認めるときはこれを減額または免除することができるものと定めておきまして、規則のほうで、公の用に供するような場合とか、それぞれ各施設によって、条例、規則で定めていると認識しております。

以上です。

○加賀美委員

光市の教育集会所の設置条例の中については、具体的にはどういう減免処理があるかちゅうことを見ていただいて、お願いします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

教育集会所につきましては、設置目的が、人権教育施策の趣旨に基づき、集会所事業をもって人権教育の推進を図るための設置というふうに第1条で定めておきまして、第4条で、集会所の使用は集会所事業に使用する場合を除くほか、次のとおりとするということで料金を設定しております。したがって、集会所事業を行う場合は減免という取り扱いにしております。

以上です。

○加賀美委員

集会所事業というのは、例えば町内会なんかのいわゆる利用する場合についてはどうなってるのか、そこらあたりを教えてください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

集会所事業と認識しております。

○加賀美委員

ちょっとこのあたりについては、それぞれ個別なその施設によって違うんですけども、このあたりがどうも一貫性がないような気がしてならないんです。やっぱり施設ごとによくやっていかないと、何でこの団体は減免されてるかっていうのがいろんなどころに見かけられるんです。そのところも、もうとるならとる、とらなければとらない、そういう形にやっていかないと。もちろん

行政がやるものは関係ございません。行政が使う場合には、それは当然行政の機関としてとることはないと思いますけども、その他の団体については、ある団体はいい、ある団体は悪いというような非常に曖昧な線が出てると。もう一回きちっと見直してしていただくことを要望しておきたいと思います。

以上です。

○四浦委員

幾つかお聞きしますが、まずこの値上げというのは、いつから始まって、この議案で何度目になるかというのを最初にお尋ねします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

前回、平成22年度にアップしておると。今回、2回目と認識しております。

○四浦委員

22年以前は、こういう値上げを全くこうした施設はやっておりませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

それでは、ちょっと前回の値上げで、これは念のために聞くんですが、大まかな質問で恐縮ですが、値上げをしても利用者の動向は変わらない施設、あるいは極端に利用者が減ったというか、そういう施設がありますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

全ての施設において、今手元に数字を持っておるわけではございませんが、極端な変動はなかったという認識をしております。

以上です。

○四浦委員

ちょっとこれはもう出されてると思いますが、6つの議案について、この影響額が旧と新とでどのように変わりますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

料金改定につきましては、7月1日以降のとなっておりますので、通年ベースではございませんが、周防の森ロッジで1万4,000円程度、勤労青少年ホームでゼロ、文化センターは、事前に説明が足りませんでした。5年平均をとって

一応仮の算定ということでしておりますので、若干、料金改定をしても5年平均をすれば使用料収入自体は下がってしまうというのもございまして、それがマイナス1万5,000円です。市民ホールがマイナス8万5,000円となっております。教育集会所がゼロでございます。

○末岡体育課長

影響額でありますけども、総合体育館の影響額につきましては32万1,000円あります。

○四浦委員

いずれの影響額は、今の金額ほど上がるということでもいいんですね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そのとおりでございます。

○末岡体育課長

影響額については先ほど言った金額でありますけども、総合体育館は実績見込みで予算を出しておりますので、全体的には、少し減るという見込みを持っております。

○四浦委員

影響額ちゅう言葉はなかなか大まかなんですが、歳入が、利用料が総額で減る見込みだということなんですか。

○末岡体育課長

総合体育館につきましては、使用実績が少し落ちておりますので、その関係で全体の収入につきましては少し減額するという思いであります。

○四浦委員

ちょっと興味があるというか、関心のある答弁をいただきましたから、ついでお尋ねをしますが。その使用実績というのは、過去3年間程度でいいんですけども、それは利用者数で言うたらいいんでしょうか、それから金額的にも聞いたほうがいいんでしょうか。答えやすいほうで結構ですからお示ください。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○末岡体育課長

済みません、影響額であります。影響額については、先ほど説明したことを訂正させていただきます。前年度と反対の見方をしております、影響につきましては32万1,000円の増であります。

○四浦委員

利用者数はどういふ変化をしておりますか。これはわかれば過去3年間ぐらいでお示しをいただけますでしょうか。

○末岡体育課長

総合体育館の利用件数は、24年度は見込みでありますけども、23年度につきましては1万933件、22年度につきましては使用件数は1万1,023件、21年度は使用件数1万1,434件であります。

○四浦委員

件数か。人数とは違いますね。

○末岡体育課長

ええ、人数とは違います。使用人数でありますけども、23年度は11万4,636人、22年度は13万6,466名、そして21年度は12万8,029人です。

○四浦委員

ごめんなさい、22年度、ちょっと聞き漏らした。何人です。22年度だけ。

○末岡体育課長

22年度の使用人数は13万6,466人です。

○四浦委員

3年間で比較すると、これはちょっとはつきりはしませんが、この分野というのはかなりほかの施設に比べても利用料がかかる。それだけ利用する人数も1回当たり多いということもあるだろうと思うんですが、ちょっと下降ぎみ、利用人数が、そんなデータが出ておりますが。もう一遍、聞きます。利用料金の値上げが利用者数を減らしてる傾向があるようですか、どうですか。

○末岡体育課長

23年度につきましては、御存じのように、山口国体の関係で、バドミントン競技を総合体育館で引き受けた関係でこのような人数になっております。

○四浦委員

バドミントン大会を国体でやられたということだから、人数のそれで影響が出てるといふことなんでしょうか。

○末岡体育課長

国体の準備期間等もありまして、そういう関係で使用人数の影響があったと考えております。

○四浦委員

そうすると、24年度の実績見込み、それから25年度の見通しというふうなもののはどんなふうに踏んでいますか。

○末岡体育課長

24年度につきましては、23年度とほぼ同じ状況で推移してるといふふうに思っております。25年度につきましても24年度と同じような人数で推移していくというふうに見込んでおります。

○四浦委員

国体でバドミントンがあって、その期間は練習日も含めて、その本番もそうなんですが、一般の人の、一般の団体の利用ができないという状況になって減ったという説明だと思いますが、それはうなずけるんですが、そうしますと、23年度と24年度、25年度が変わらないということは、低い状況でそのまま24年度も25年度も推移するといふふうに推測をしているということではないんですね。24年度はもうあと残り少ないですから、先月まで恐らく利用者数は出されておるから、おおよそ今で当たる数字を言えるんだろうと思いますが、そういうことなんでしょうか。

○末岡体育課長

23年度以前、22年度でありますけども、この数字が多くなっておりますのは学校耐震化事業で各小中学校の体育館の使用ができない時期がありました。その関係で、総合体育館を使用する団体等が増えた関係で、22年度につきましては使用人数がふえている状況となっております。

○四浦委員

こういう使用料の改定ということになると、どうしてもやっぱり金額ということになりますが、あわせてやっぱり市民が、あるいは市外の方々も含めて、利用しやすいような環境をつくるべく、もう少しやっぱりデータを集めて、利用者数はどうやったらふえるかということも、ひとつ次回には聞かせていただきたいというふうに思います。

ちょっと次に移ります。利用団体への説明、それから意見をお聞きするということについて、この料金改定にかかわって、どのようにやられてきたかをお尋ねします。

○委員長

四浦委員、どの方にお尋ねですか。

○四浦委員

生涯学習課長と体育課長。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

まだ現段階では利用者の方への御連絡はしておりません。この議決をもちまして、7月までの周知期間の間で行っていくつもりでございます。

○末岡体育課長

体育施設につきましても、まだ説明はしておりませんが、議案が通りましたら、これから体育協会、そしてスポーツ少年団等の会議でお話をしていきたいと考えております。

○四浦委員

これはむしろ担当課長にお聞きするよりは、副市長なり、教育長なりにお答えをいただいたほうがいいことなんです、私は5%は非常に担当部門としちゃ軽く見ておるんじゃないかと思いますが、このデフレ不況で5%も値上げするなんちゅうのは大変なことだと思うんです。そういう状態であるにもかかわらず、議案が通ったら、これはもう市民サイドから見りゃとんでもない話です。押しつけるちゅうことじゃないですか、説明会設けたって。このように決まりましたから従ってくださいというふうな形に、基本的には。そこで出たいろいろな苦情だとか何とかいうのは吸い上げることはできんことはないけれども、値上げそのものについては押しつけるちゅうことじゃないですか。私は、システムは変えたほうがいいと思いますが。これからのこともあります。これから

も3年に一度値上げしようと考えてるなら、これはけしからん話ですが、もし考えているならば、今後のことも含めて、そうあるべきだと思いますが。答弁を求めます。

○森重副市長

今、四浦委員のほうから、そういう御指摘を頂戴いたしました。ただ、我々といたしましては、やはり市民の代表たるべく、議会の中でいろんな御審議を賜る中で一定の方向性が出されるものと解しておりますので、それより前に、他の利用者等々に対する御説明については、それは難しいのではないかというふうに考えておりますし、そのためにやはり御議決を賜った後に皆様方への周知期間を設けておいて、それで御理解をいただくという手法をとっておりますので、引き続き御理解賜りますようお願い申し上げます。

○四浦委員

私は、むしろその逆の意見です。やっぱり利用している市民のほうが、この場合は主人公です。その意見を、じゃあ何かそこで決めろということ言ってるんじゃないんです。それは議案ですから議決して決まるんですが、その前に、そういう方たちとの意見交換をしながら、いわゆる値上げの是非についてもきちんと精査をして、市民の意見はこのようにこういうことでありましたということを議会に説明しながら、議会審議がスムーズに進むようにしてもらわんにゃいけんと思います。

もう一つの角度から聞きますが、せっかくどの議案にも、提案理由について、財政健全化計画に基づくというふうに枕言葉がついておりますが、この財政健全化計画は市民の暮らしには言及していますか。それとも市の財政問題だけに絞り込まれておられますか。いかがですか。

○森重副市長

中身については市の財政に特化をしておると思いますけれども、間接的には、市のほうが適切な財政を持つことによって皆様方からいただく税金が有効的に作用し、それが市民サービスに還元をされるというふうに御理解いただきますようお願いを申し上げます。

○四浦委員

私は、だから、市民が現実には、こういうスポーツをやる方も含めて、特にそういう方にとっては切実な課題だと思いますのでお聞きしたんです。市民の暮らしだとか、今、就職難の時代だとか、そういうものに少しでも財政健全化計

画において言及しているかどうかと聞いたんですが、お答えがありませんから再度聞きます。

○森重副市長

光市財政健全化計画については、そういうようなところまでは踏み込んでおりません。

以上でございます。

○四浦委員

語尾がちょっとはつきりしませんでした。「しません」と言ったんですか、してありません。

○森重副市長

してありません。

○四浦委員

はい。終わります。

○森戸委員

ちょっとさっきの副市長の答弁に納得がいかないんですが、今、同僚委員が、値上げをする前には、団体について相談なりそういうものをしてから、したのかしてないのかという話で、そういうのはせずに、ここで議決を得た後に周知をするというようなお話がありましたが。たしか昨年、体育関係の施設、料金値上げをしたと思います。その当時の環境福祉委員会だったと思います。そのときも質問が出て、減免するかどうか団体と相談をしたかという質問があって、相談をしていなかったのもので、相談をしたいという答弁を前の副市長さんがやられてるんです。私が所属してた委員会でしたから。ですから、それは今の答弁と前副市長の答弁を比較すると全く逆じゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○森重副市長

森戸委員さんはおられたわけですから、そういうふうなことを執行部として申し上げたんだと思います。私は、出席しておりませんが、その背景といたしましては、当時この3年に一度の料金改定ということではなくて、これまで無料でお使いをいただいていた施設について、我々のほうで、受益者負担の適正化の観点から、御利用していただく方に幾らか御負担をいただこうという中

の議論で、今議員が仰せのとおり、そういうところに話をしたのかとか、そういう具体的なアクションがあったのかという中で、当時の副市長がしなければならないではないかというような答弁をしたんじゃないかというふうに、私なりに今理解をしておるわけですが。当時の部分は、全くゼロから、ゼロだったところをいただくという背景がありますことから、大きな影響が出てくるし、全体的な問題として、これまで学校施設を含めて公の施設を御利用いただいた方々に大きな影響が出てくるのではなかろうかという配慮から、そういうふうにさせていただいたのではなかろうかと認識をいたしておるところでございます。

それで、今申し上げた、私のほうが現に今、四浦議員のほうの御質問に対してお答えを申し上げたのは、あくまで現状、基本的には今いただいております。その5%の大きさが、ある方にとっては大きいだらうと思えますし、ある方にとっては大きくはないという方もいらっしゃるかも知れませんが、あくまで原則は、やはりこうして皆様方に、市民の代表として議会にお出になっておられる方々の中での御説明をせずに、今の関係団体にすることについては好ましくないというふうに私は申し上げたものでございます。

以上でございます。

#### ○加賀美委員

さっきちょっと聞き忘れたんですけど、管轄外だったらごめんなさい。総合グラウンドと大和の総合グラウンド、ここは今回はどういう感じになっているのか。ちょっと私、ちょっと認識が間違っていたら勘弁してください。お答え願いたいと思います。

#### ○末岡体育課長

大和の総合グラウンドでありますか。

#### ○加賀美委員

スポーツ公園のグラウンドと大和の総合グラウンド。特に、照明関係なんかにつきましても、今度電気料金がかなり上がってまいりますから、そういう点の検討はされたかどうか。この辺についてお聞かせ願いたいと思いますが。

#### ○末岡体育課長

大和の総合公園でありますけれども、これは都市公園条例であります。この関係で公園緑地課のほうでやっておるというふうに思います。そして、スポーツ公園も都市公園条例であります。

○加賀美委員

済みません、確かに私の認識違いでありました。わかりました。この件については了解いたします。

## 討 論

○四浦委員

それでは、さっきの質疑、審議の中でも明らかになりましたように、大きな骨格としては、やっぱり財政健全化計画というものがその名であるから、一定程度、市の財政問題を中心的なテーマとしてうたうというのは、これは当たり前のことだと思って私は理解しております。しかし、今日、収入減、雇用難という市民の暮らしも非常に困窮をしている。そういうことにも全く一言も、副市長の答弁はそうでしたが、一言も触れないまま、こういう値上げを3年に一度続けるということは、まことにけしからん話であり、多くの市民、利用者の代弁として、私は反対討論を行いたいというふうに思います。

なお、こうした値上げが利用者数に響いてるんじゃないかという質問もいただきましたが、どうも答弁が、そこらのところが明確でない。そういうことを余り精査をしている気配が薄弱であるということもあわせて指摘をしておきたいと思います。

なお、利用団体に説明することを議会を重視しているかのごとく答弁をすりかえるというような形をとられましたが、これは私は正しくないと思います。議会審議と並行しながら、しかも利用者の意向をこの議会の中で、審議の中に報告を執行部としてやる義務があると思います。それを抜きにしてやるから、議会で決めた後、これを利用者に押しつける場になると、利用者への説明会というようなものが。そうなるから、もう取ってつけたようなものであって、市民との間に行政の側から垣根をつくるやり方であると。利用料を上げて負担を押しつけるというだけではなくて、その利用者に対する精神面でもないがしろにするというふうな点も指摘をいたしまして、3年に一度の値上げには全く利がないということを重ねて強調しまして、反対の討論といたします。

○森戸委員

賛成の立場で討論に参加をいたします。

一律的な財政健全化という観点だけではなくて、施設の更新や近隣との比較、維持管理、適正な料金設定等、今後の見通しも考えた総合的な観点でぜひ料金の改正をしていただきたいということを申し添えて討論を閉じます。

○中本委員

それでは、議案第19号、20号及び22号から25までの賛成の立場から討論に参加いたしたいと思います。

財政状況が大変厳しい中、安定した市民の生活を維持していかなければならない、維持することが地方自治体の使命であるというふうに思います。常に現状を見きわめて、全庁挙げて将来の安定化に向けた改革に努めていかなければならないという責務があるというふうに思います。教育施設の使用料については、25年度は財政健全化計画に基づき、3年ごとの見直しの年であります。受益者負担の観点から、また公正公平の観点から、利用者に負担増をお願いいたすことはやむを得ないものと思っております。徹底した無駄な経費の削減や行政と市民との適切な役割分担などを行い、財政健全化計画を着実に実行することが持続可能な財政の運営につながり、市民の満足度を向上させることになるというふうに思います。以上のこのような理由から、これらの議案に対して賛成の討論といたします。

以上であります。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

⑧議案第21号 光ふるさと郷土館条例の一部を改正する条例

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。財政健全化計画の配慮から、この使用料についてのそれはいたし方ないと思っておりますし、また高校生以下の入館料というのを無料にさせていただくということは非常にありがたいことだと思っております。その中で、入館料の個人、団体、団体は別といたしましても、この個人の250円そのままという部分で1点、値下げの若干そういう検討は、まだ次の分ですけれども、ふるさと郷土館その他のいろんな商業施設、そういう観点、観光の視点から、この部分の値下げの検討がされたかどうかということちょっと確認の意味で質問をさせていただきました。お願いします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

光ふるさと郷土館の入館料でございますが、市民一人一人の郷土学習や文化を学び、さらには次世代を担う子供たちの郷土愛を育み、継承していくという、つまり行政が郷土学習という特定の行政目的を持った施設というふうに認識しております。

お尋ねの一般の250円の据え置きでございますが、これは光市財政健全化計画に基づきますと5%のアップということではあったんですけども、そういった観点から見直しを行いました。250円の設定でございますが、何が適正かということでございますが、やはりこういった教育目的を達するためという目的もございまして、近隣の状況を勘案しながら250円という設定をさせていただいたというところで、値下げというところは今考えにはありませんでした。

以上です。

○磯部委員

はい、わかりました。

○森戸委員

無料にしても、どれだけ入館者数がふえるかというのはわかりませんが、高校生とか小中学生、学生に対して料金下げたら、すぐ来るかということ、そうでもないと思いますが、一体、今後、料金を下げて、その教育目的を達成するために、どういう声のかけ方をしたりであるとか、中身の充実、展示の充実とか、企画の充実とか、その辺はどのように考えてらっしゃいますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

ふるさと郷土館につきましては、港町室積の歴史を紹介するという施設でございますが、今まででも小学校、子供たちの遠足や各種社会教育団体での利用をいただいております。今後におきましても、そういったところを中心に行いたいと思いますし、今後、子供を無料とすることによりまして、保護者等の同伴により一般の方の入館もわずかにはふえるのではないかとこのように思っておりますし、PRにつきましては、今後とも積極的に行っていきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

だから、積極的なのはわかるんですが、どういう声のかけ方をするんですかという質問と、中身の充実はどうするんですかという2点の質問なんですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

中身の充実ですけども、今までも団体等に声かけをさせていただきまして、毎月のようにギャラリー展示などをして、これは生涯学習の発表の場としての活用もいただいております。引き続きそれは行っていくつもりでございます。

もう1点の声のかけ方ですが、ホームページ等への今の料金改定を行ったことを周知することはもちろんでございますが、やはり学校等との連携をとりながら行っていきたいと思います。

以上です。

○森戸委員

1回行ったというだけではなくて、1回、2回、3回とリピーターの再度訪れられるような工夫をぜひしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○加賀美委員

ちょっと1点ほど、わかんないところがあるんで教えてほしいんですけども。ここで民間に人が展示することは可能ですよね。展示する場合は無料だという考え方でいいのかどうか。これ施設使用料というのは部屋を借りてでしょう。あそこを1つ、展示する場所を1つ借りて1時間400円とるちゅうことじゃないと思います。展示についてはどういうふうな考え方でやってらっしゃるか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今、委員仰せの展示というのは、先ほど触れましたが、ギャラリー展示のことだと思いますが、一定期間その場所でいろいろな成果品を発表するという事です。これはふるさと郷土館での事業という取り組みでございまして、一般の貸館事業とは異なっております。今回お示ししておりますのは、貸し館にて、会議やお茶会、そういったところを想定したところを5%アップという事でございます。

以上です。

○加賀美委員

もう1回ちょっとお尋ねします。じゃあ、あそこで書道展をやりたいちゅうことで申し込み、あいてたら、会場が、じゃあ書道展をやらしてくれと言え、そのままやらしていただけるんですか。その辺についてお尋ねします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

一般の貸し館ということであれば、部屋があいておればお貸しすることはできます。先ほどのギャラリー展示は、郷土館のほうが主催でやっている事業でございます。

以上です。

○加賀美委員

何度もお尋ねしますけども、じゃあ一般の人が書道とか絵とか、そういうなのが、室積の人たちが一つここがあいてたら貸してくださいと言ったときには、そういう便宜は。関係ない人たちには貸さないと、あいてても、そういう考え方ですか。それとも入館者の仲間が入れば250円の入館料がとれるんだから、あいてれば、その展示料をとって、そして少しでも収入を上げていこうという発想はないのか。そのところをお尋ねしてみたいんですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

ギャラリー展示につきましては、これは郷土館との共同事業でやりますので使用料はいただいております。

以上です。

○加賀美委員

だから、今言ってるのは、それをずっとやってるのかと。あいてる時間があれば、そこもギャラリーのところも一般の方々にもお貸しすると、同好の市民の方々に。そうする場合は、郷土館との主催でやってるからただだっという認識じゃなくして、やっぱりそこは展示場としてやっているんだから使用料をとってもいいんじゃないかと。その区別はあるんですか、ないんですかと。一般の人は貸さない。いや、郷土館だけが自分のところの主催としてやるんなら貸すと。例えば、手芸、竹かごとか、そんなものの展示がしてありますよね。そういうふうなのを見たときには、これはどうなんかなと思ってたら、ただということですので、それは郷土館の主催でやってるからただであって、そのほかについては、あいてたら、そういうことをやらしてくれちゅうて言ったら、やらせないのかどうか。それとも、ただで行事としてギャラリーのあそこを使ってもらって、お客さんをお呼びするために、そういうことをただで貸してるのか。その辺の考え方をちょっと聞かせていただきたいんですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

貸し館で施設使用の申し込みがありましたら、今回お示ししておりますよう

に、部屋があいておればお貸しいたします。

利用料はかかります。

以上です。

○加賀美委員

だから、部屋はいいんです。これで今決まってるから。施設の一室400円というの、1時間が、これはいいんですけど。ギャラリーのところがあそこにあるでしょう。その料金もやっぱり1時間400円とりますちゅうことですかと。そうじゃないんでしょう。ただだって今話があったんで、ギャラリーのところを使うときに、今のお話をいうと、郷土館の主催の行事のときのギャラリーならばお金はとりませんと、そういうお答えだったんで、本来、そういう一般の人がギャラリーとして出品したときにはどうするんですかというお話を聞いてるんです。貸し出しをするのかしないのか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員からお尋ねのありましたギャラリーでの貸し館でございますが、今まで申し出がないということもあるみたいでございます。今後、検討してまいりたいと思います。

○加賀美委員

例えば、文化センターで書道展とか、絵画展、個展をやりたいちゅうときは、これはもうあその展示料金を払ってやってるわけです。だから、今みたいな形で、あいてたら、これは料金とって入れさせて、そこに並んでいただいたら、その仲間たちが入館料払って見に来てくれると。私は、その出品してる人、竹かごとかいろんなものを出しておられたら見に行くことがあります。あるいは手芸品。あれ、これお金払ってるんだなと思ってたんです。今の話によると、ある団体については館が主催した行事だから無料にすると。ほかの人は入れませんというような考え方じゃなくして、一般的にやっぱり入場料をとるんならば出品料をとって、誰でもあいておるときは使わすような仕組みをつくったらいんじゃないかと、そういう提案をただけです。これは要望として出しておきます。

○木村（則）委員

ちょっと2点ばかり確認をさせていただきます。今回の使用料の変更に関してな

んですが、ちょっと提案理由に関して少し確認をさせていただきたいと思えます。この光ふるさと郷土館に関しましては、まず入館料に関しては教育的配慮ということがここには書かれているわけですが、同時に、今回その他の議案に上がっている施設と違って、施設のやっぱり一定の場所を占有するものではないという考え方もあろうかと思うんです。いかがでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員仰せのように、一般の公共施設とは異なり、市民の個々の目的を持って部屋を貸し切る等の一定のスペースを占有する施設ではないという概念は、もちろん教育的配慮という考え方の中に入っております。

以上です。

○木村（則）委員

はい、わかりました。

それと、もう1点だけ確認させてください。今回、その入館料に関しては250円から高校生が無料になったと。それから、小学生に関しても120円から無料になったと。金額が変わらなかった一般、大学生は、その教育観点には当てはまらないということなのではないでしょうか。いわゆるその金額が安くなってないということに関してですけど。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

いえ、もちろんふるさと郷土館の設置目的が、市民一人一人の郷土学習、郷土の歴史や文化を学ぶという概念が入っておりますが、近隣等の施設の入館料等を勘案しながら設定してまいったというところでございます。その辺で御理解いただけたらと思います。

○木村（則）委員

ちょっと理解するのに時間がかかりそうな気がしますけれども。

ちょっともう1点だけ、じゃあお尋ねします。これは企画展があるときもないときも同じ入館料なのですよね。企画展がないときは郷土館の施設のいろんな展示を見て回るということで。その企画展があるときないときと違ってというのが同等の入館料というのは、ちょっとどういう考え方に基づいて定められているのか。その考え方をちょっと教えていただいてもよろしいですか。入館する側からすると、ちょっとその企画展がないときというのはちょっと物足りないような感じもするわけですが、その辺は何か一定の考え方をお持ちでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今のギャラリー展示を実施しておる、特別展示をしておる時期と、そうでない常設展しかない時期が料金の設定が同一でいいのかというお尋ねだというふうに思いました。今、ギャラリー展示、毎月のように、24年度ですと約12団体ぐらいに、こちらから依頼して展示、出品をしていただいておりますが、特に団体さんのほうの御協力を得て、特別、郷土館の予算を大きく使用して企画展を実施している状況にはございませんことから、特別な料金設定も行っておりません。

以上です。

○木村（則）委員

はい。以上です。

○加賀美委員

後ほどまた説明があると思いますけど、だから今言う伊藤公の資料館もふるさと郷土館も使用料を減らすということは、それだけいわゆる運営費用、指定管理料とか、そういったものに若干ふやしていかにやいかにのじゃないかと思うんですけども。その辺はどういう考え方になってるか。考え方だけでも聞かせてください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

入館料につきましては、市の一般会計のほうに使用料収入というところで上がっておりまして、指定管理者の歳入とは関係ありませんので、次年度におきましても指定管理料は一定でございます。

以上です。

○加賀美委員

はい、わかりました。了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑨議案第38号 伊藤公資料館条例の一部を改正する条例

説 明：伊藤伊藤公資料館長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

この伊藤公資料館について、24年もしくは23年で構いませんけれども、教育的配慮を今回したいということなのですが、前年もしくはその前年で教育的配慮をしたいと思われる高校生以下はどのぐらいの入館があるんですか。

○伊藤伊藤公資料館長

高校生、大学生は、現在、同じ区分となっております。23年度は、高校生、大学生85名、小中学生420名です。22年度は、高校生、大学生198名、小中学生567名です。

○森戸委員

22年に関しては没後の周年事業があったからだと思えますけれども、料金を下げることで23年度の85と420ですか、これがやっぱりどのぐらい伸びていくものだと考えていらっしゃるんですか。

○伊藤伊藤公資料館長

料金改定によりまして、全体で2割程度増を考えております。

○森戸委員

本当に無料にしたらふえますかね。

○伊藤伊藤公資料館長

現在、市内の小学校、中学校につきましては、免除での入館をお願いしております。大人も減額になりますので、夏休みとか春休みとか親子連れの場合、子供と一緒に入館するということで子供の入館もふえると考えております。

○加賀美委員

また今ちょっと気がついたんですけども、ここに特別展示というのがありますよね。これ1,000円以内で市長が別に定める額と。だから、同じように、伊藤公資料館も先ほどの室積のふるさと郷土館も同じような施設、教育的な配慮の施設だから、ギャラリーもやっぱり特別展示ちゅう形で、この適用をきちっとして、性格を同じようにしたらいいと思うんですけど、そこは何か問題点があるんでしょうか。あれば教えてください。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○加賀美委員

ここの中に特別展示というのがありますので、これが先ほどの、同じような性格じゃないかと思うんだけど、ここでいう特別展示というのは一般の方々も、例えば展示させてくださいと、例えば私のところで昔の武器とかがよろい鎧とかがありますがこれを展示させてくださいというのが展示できるものか。それとも館が決めて周期的に特別にやる展示品の費用なのか。そこらあたりのちょっと性格を教えていただけたらと思います。

○伊藤伊藤公資料館長

伊藤公資料館での特別展示ですが、館で主催する特別展です。今、常設で展示しておりますが、館の構造的な関係で特別展、常設展の区分がつきにくいので、現在この適用をしております。

○加賀美委員

適用はないけども、特別に希望者があれば、館のほうとして共同の主催になるようだったら、それで展示をしてもいいですという形で整理してもよろしいでしょうか。

○伊藤伊藤公資料館長

これは、館の主催行事です。一般の方の展示でなくて、館の特別展示です。

○加賀美委員

館が主催する行事に、なぜじゃあ特別展示で1,000円以内で市長が別に定める額というのがある、このお金は何なんですか。

○伊藤伊藤公資料館長

例えば、歴代の総理大臣の書の展示です。

○加賀美委員

どうも、館がやる行事で、だから、そういう展示をするときに、市長が定める額で特別展示としてお金をもらっているんですか。その辺をちょっと。

○近藤教育次長

これは大和町時代に設置したときからこの特別展示という項目があったんですけれども、現実には、今までこういうふうな企画が行われたことはありません。例えば、非常に高額な物をよそから借りてきて、特別な展示をするような場合を想定して、こういう項目が設けられている状態でありまして、実際には保管状態、伊藤公資料館はガラスも素通しですので、なかなかそれが難しい。ただ、その可能性はあるということで、こういう項目が設けられております。総理大臣の書とか、あるいは企画展、これは常設展示のほうの分野でございます。議員が仰せられるような、例えば一般の方がこういうものを利用するという部分につきましては、旧邸がございます、伊藤公資料館の隣に。こういうところの活用も考えておりますので、その辺でちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

#### ○加賀美委員

だから、館が主催でするそういった展示会については、館のほうで一旦やられるわけだから、逆に使用料を払わにゃいけないかもしれないし、向こうからとるちゅうことはなかなか難しいんじゃないかと思うので。そうやってないんなら特別展示の項目はもうのけたっていいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

#### ○近藤教育次長

先ほど申し上げたとおり、特別展示はそういう意図で設定されているものがありますので、可能性としてはまだ全然消えたわけじゃありませんので、残っておりますが、その辺で御理解いただけたらと思います。

#### ○加賀美委員

わかりました。でも、紛らわしいことはできるだけ省いていったほうが効率的でもあるし、これ何だかと言われたときに説明がきちっとできないような状況じゃ、非常に何ていうか、これを見ただけで我々も展示がお願いできるんかと、1,000円以下のお金を払ったら展示できるかっていう認識になっちゃうんです。それは違いますって言ったって説明するんが大変だと思うので、その辺の御考慮を今後ともお願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑩議案第50号 光市生涯学習推進プランの策定について

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど、午前中、私のほうで説明をさせていただきました生涯学習推進プランについてでございます。総務市民文教委員会報告ということで議論いただいた7点につきまして、私のほうで誤って御提言という単語を使ってしまいました。改めまして訂正いたし、おわびいたします。

質 疑

○森重委員

まだこれからということで御構想をちょっとお聞きしたいと思うんですけども。このたびのこの生涯学習推進プラン、前回に比べまして大きく変わったところはやはり循環型学習社会を目指すという、そのあたりの循環型というところが非常に時代にもマッチしたという、そのあたりの新しい取り組みと思えますが、18ページの2の方向性のところで、まさにこの循環型学習社会の実現のために、やはり生涯学習推進の中心的な役割を果たすコーディネーター等の養成ということが上がっております。隣のページの施策推進のための展開例の一番最後にもこれをつけ加えられたということで、やはり実現に近づくといえますか、そういうお取り組みと思えますけども、このコーディネーター等の養成、どのようなお考えでこれから養成されるのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいということと。

あと1点、24ページの方向性というところで、新しくつけ加えられました生涯学習ポイントカード（仮称）の導入。これは今簡単にちょっと言われましたけども、ここをもう少し詳しく、この2点をちょっとお聞きできればと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

それでは、御質問のありました1点目、コーディネーターの養成についてでございます。市民グループとの協働とかは、今後ますます市民団体、社会教育団体との連携は、深めていかなければならない大きな課題だろうというふうに

思っております。コーディネーターにつきましては、こういった団体の中心となるか、もしくは地域で活躍していただける人と人をつなぐコーディネーター。成果の発表の中にも地域支援本部事業での活動とかを入れております。現在も地域コーディネーターの方に地域支援本部事業に入っていて、コーディネーターをしていただいております。これは学校と地域とを結びつけるコーディネーターですけども、こういったものを想定しております。

それと、ポイントカードについてでございますが、これは先ほど説明の中でも御報告させていただきましても、京都市等で今導入されております。今まで25ページの施策の展開例の中にも、一番上が学習活動の証明とか、2が発表会の充実とかいうふうに個別のものを入れております。ポイントカードにつきましては、自分が自己で学習しました内容、例えば美術館、博物館に行くとか、文化祭に出品するとか、出展するとか、そういった自己の記録としてみずからが加算をしていき、ある一定のポイントまで達しましたら行政のほうで評価し、何らかの発表をしていきたいというふうなものでございます。

以上でございます。

#### ○森重委員

ポイントのほうはちょっとまだいま一つイメージがちょっと湧かないですけども、これも推進力になるということでしょうから、またちょっと今後をぜひ見てみたいと思っておりますが。

コーディネーターの育成ですけど、これは現在、地域本部事業ですか、やられて、何名ぐらいいらっしゃるんですか。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

3名でございます。

#### ○森重委員

今後、このコーディネーターを養成に関しては、やはり各学校区に1人置くというぐらいの割合で、人数的にはどのようにお考えなんですか。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

来年度も学校支援地域本部事業につきましては取り組むことにしております。また来年度も3名の予定をしております。人間的には重なっている方もいらっしゃるし、新たに入られる方もいらっしゃいます。今後、生涯学習を進める中で検討していかなければならないでしょうが、地域の要望に応じては、その増加のために一定の研修等も開かなければならないかなという考えも持っ

ております。

以上です。

○森重委員

じゃあ今この3名の方は何か研修を受けられて、その今地域本部事業のいろいろの役を担ってるということなんですか。研修か何かをこの方はもうされてということ。済みません、その辺がよくわからないので。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

いえ、この方は、もともと地域にも詳しい方、もしくは社会教育にも精通されている方、学校にも精通されている方というふうな方をあらかじめ選任しておりますので、特別、事前に研修とかは行っておりません。なっていた後に、いろんな取り組みの中で、3者で協議会を持ったり、我々のほうで協議会を持ったりして研鑽しているところでございます。

以上です。

○森重委員

じゃあ既にそういう力があられる方といいますか。今後、この養成ということですから、コーディネーター等の養成ということで、次のコーディネーターに関しては、何らかの研修をしたり、そういう養成講座といたらおかしいですが、そういうことをされるんですか、新たに。今この地域本部事業をされてる方が重なる可能性もあるというふうに言われましたけども。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

コーディネーター、今から生涯学習を推進していく上で、今の地域支援本部事業でのコーディネーターというのは一つの例ということでございます。今後、市民の方からの声が上がってくる、もしくは地域からの要請があったりするなどがあれば、臨機応変に対応していきたいと考えております。

○森重委員

これからでしょうから。しかし、本当に循環型の学習社会ということで、やっぱり学んだことをやっぱり地域に生かし、またまちづくりの推進力にもしていく、また協働のまちづくりにやっぱり一役買っていただくということで、非常に大事な部分なので、しっかり、ここが一番だというふうに思いますので、このコーディネーターの養成、しっかりよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○加賀美委員

このプラン、本当によくまとまってると思うんです。それから、具体的な活動についても非常にやっていけばすばらしいものになっていくと思うんですけども、問題はどこに一体やらすかということです。今、前々からちょっとというんだけど、生涯学習という面からいけば、今、先ほどお話があったように、まちづくりに生かしていくっていう意味からいけば、どうしても実行部隊は地域の公民館を生涯学習の拠点地になっているところが多いんです、委ねるところが。ところが、この拠点になるのは生涯学習センターであり、そこから地域づくりとの連携をしていくという考え方はいいんですけども、本当にできるかな。いわゆるポジション、自分の担当のポジションはどちらが担うかちゅうことを含めて、その辺の組織のあり方が、前々から我々是一緒にしたらどうかと、生涯学習と地域活動推進センター、地域づくり推進センターと一緒にあって、そういうところは任せてやっていったらどうかちゅうことを言ってきたわけですけども。そのあたりについて、市長、どういうふうにお考えになってるか。ちょっとお考えを聞かせてほしいんですが。

○市川市長

今、加賀美委員さんが御指摘になったことは、私もやはり常々考えてきたわけでありまして。今度、いわゆるその地域の総合的なもの、推進地域の活動の推進の構想を作成していくわけでありまして、その中で一定の方向を示したいというふうに思います。もっと強く踏み込んで言うならば、これは生涯学習部門を市長部局に一つ統合することも含めて、そういうことを検討していく。これはそういうつもりであります。まだ具体的には、どういうふうなことというのは今ここで言うことはできませんが、そういうふうな大きな大きな地域のあり方、この生涯学習を含めて、地域のあり方については、やはり相当突っ込んで、踏み込んで、組織まで変えなければいけないというふうに私自身は今思ってるところです。具体的には、また今からそういうものを含めてやっていきたいというふうに思っております。

○加賀美委員

まさにその辺は市長がおっしゃるとおりだと思うんです。そういうふうにしてきちっとやっていって、そうして活動母体を、責任箇所をきちっと決めていって、PDCをきちっと回していけるという形が。やはりこの本部は生涯学習にあって、実際やっていくのは各地域がやっていくちゅうような項目が非常に多い中で、非常に矛盾が生じてくると。そういう意味で、今市長が言われたよ

うな形で今後整理して、きちっとした体制をつくっていけば、本当に素晴らしいものができるんじゃないかと思えますので、その辺をよろしく御検討願いたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑪議案第1号 平成25年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：原田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

195ページの一番下の社会福祉士の報償金、これの事業は不登校を未然に防止するということで、国の事業だったものが移管をされたというようなお話でした。それに対する対応の歳入が3分の2が県のほうから来ると。通常であれば、今まで国でしたから100%国がやってたと思うんですが、国から地方に移管をされて3分の1が市の持ち出しになったということの理解でいいんですか。

○吉村学校教育課長

はい、委員仰せのとおりです。

○森戸委員

そう言われると、何といたしますか、全額ではないんですか。国のほうから移管をされて、何で市が持ち出さんにやいけんのんかというふうに考えるんですけど。その辺のところはどういうふうに考えられます。

○吉村学校教育課長

もともと国の事業が移管されて県の事業になっております。県の事業として、各市町の要望によってこのスクールソーシャルワーカー配置分のお金が出ていたのですが、他市町ではなかなか利用度が少なかったようです。ただ、光市の場合は、随分県内でも利用率の高い市だったわけです。これを国のほうが県に移管して3分の2の予算で県の事業としてやるときに、県全体にこれを広めたいということから、今まで全て要望のあったとおりに出すのでなくて、県内に

広めていくという意味でこのようになったと理解しております。

○森重委員

関連ですから、お聞きします。今このスクールソーシャルワーカーを使っての移管されるこの不登校未然防止事業ですけど、具体的に、済みませんが、ちょっと認識不足ですが、スクールソーシャルワーカーさんを使ってといいますか、どのような不登校対策事業が行われるんですか、具体的には。

○吉村学校教育課長

今まで不登校のお子さんがいらっしゃった場合に、保護者さんからの教育相談、あるいは学校からの相談が市教委に入ります。そうしますと、数年前まではスクールカウンセラーが対応、中学校は全て配置。それから、小学校は1、2校の配置。残った分は診療カウンセラー事業で臨床心理士を充てていました。そのスクールカウンセラー、いわゆる臨床心理士は、心の面に寄り添って助言をしてくださるかたであり、このスクールソーシャルワーカー、福祉士は、その前のさばきをやってくださいます。学校からあるいは保護者から要請がありましたら、まずお話を聞きに行くと。指導主事も一緒に随行することが多いです。要因がどこにあるのかということを保護者さんと学校と教育委員会と一緒に、まず分析をしてくださる方とさせていただければと思います。

いわゆる、すぐ不登校になったから、いじめがあったから心の病かということ、そうでもない場合があるわけです。要因が、その子の障害にある場合もあれば、家庭的な生活にある場合もある。それから、学校の勉強がわからないとかといういわゆる学習不振という場合もある。そうした場合に、社会福祉士ですから、一番ポイントは、さばいていくときの仕分けのポイントは、家庭的な生活環境、ここからアプローチしていくかどうかということを見分けてくださるわけです。そして、保護者さんも、いわゆる養育に困難のある方が、金銭的な場合もあれば、そうでない場合もあると、別の理由で養育が困難な場合もあると。そうした場合に、どこから生活改善をしていけばいいのかということをおアドバイスしてくださる。そのときに、児童相談所に相談するとか、あるいはあいぱーくのほうの要保護児童対策協議会のほうで検討していただくとか、あるいは生活保護等をきちんと受けられたほうがいいですよとか、いろんな面でその親御さんに対する生活者の視点で助言をくださる方。そして、臨床心理士へのつなぎもしてくださると。いわゆる前さばきを一緒にさせていただく方。それも強引、強要をしていくわけではなく、まずしっかりお話を聞いて、仕分けをしていくというようなことをしてくださる。そういうお役目だと思わせていただければと思います。

以上です。

○森重委員

じゃあ、より細やかにプロの目でもって的確な前さばきをされるということですね。

○吉村学校教育課長

はい、仰せのとおりです。

○森重委員

よくわかりました。いいですよ。

○磯部委員

済みません、1点だけ確認をさせていただきたいんですけれども。197ページの中ほどの海外派遣事業交付金、今年度も本当にありがたい、財政難の中で子供たちに海外に派遣するという事業をきちんと予算立てしてくださってることに対しては本当にありがたいと思ってるんですが、補正のほうで、24年度末のせっかくのその交付金が、高校生の募集が少ないということで戻された。募集が少なかったということで、せっかくのこの交付金が使われなかったということもありましたが、新年度、このあたりのことの事例も踏まえて、何か工夫をされながら、1人でも多くの子供たちがこういうチャンスを生かせるというような工夫がされているのかどうか。そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○原田教育総務課長

ただいま磯部委員おっしゃられるように、確かに24年度は高校生2名、23年度については1名の派遣でございます。それより以前も、さかのぼっても、今数字は頭の中にはないですが、高校については応募が少ない状況でございました。一方、中学生については24年度12名派遣しておるんですが、最初の希望の段階では24年度22名の希望がございました。そのあたりを踏まえて、本年度については、中学生については、1人当たりの助成額が若干減るんですが、人をふやしましょうということで、12名から17名に変更しております。高校生のほうについても、できるだけ有効に予算を使おうということで、24年度4名予算化しておりましたのを本年度は3名にいたしております。そのあたりの原資が中学生のほうに幾らか流れてるという形でございます。

○磯部委員

はい、よくわかりました。せっかくの交付金ですので、子供たちにそういう貴重な体験を積極的にしていただくようお願いしておきます。

○木村（信）委員

195ページ、先ほどコミュニティスクール推進事業交付金、本年度は残りの中学校3校が参加されるということで中学校5校と、来年度、小学校11校ということで145万円の予算がついておりますが、予算説明資料の31ページ、一番上段のところに、見直しまたは充実した事業ということで、各校、中学校に関しては7万円、準備校、小学校11校に関しては各10万円ということで、内訳はよくわかっておりますが、この内容的なものはどういったことを想定しての交付になるわけでしょうか。そこら辺は、ある程度方向性が出されてますか。

○酒井学校教育課主幹

コミュニティスクールについての御質問でございます。予算につきましては、指定校が7万円、そして準備校が10万円ということで設定をしております。この活動費、基本的には運営費として計画をしておるわけですが、まず委員の方々の保険料、それから先進地の視察、そして子供たちの実際の活動費等に充てております。内容につきましては、各学校において工夫をしておりますので若干違いがございます。

なぜ準備校のほうが多いかと申しますと、これまで指定校になっている浅江中、島田中につきましては、もともと国の事業を受けておりましたので、その予算を2年間使って準備をしっかりと進めてまいりましたので、十分であったと理解しています。準備校の予算を増やしているのは、いきなり指定校になってやってくださいというのではなくて、準備期間のうちに、先進地の視察であったり、さまざまな書籍の購入であったり、そういった研究、研修費をプラスしているということでございます。

以上です。

○木村（信）委員

国の先ほど補助金といいますか、そういったものがついていただけですが、浅江、島田については準備段階で30万という金額で、あと残りの中学校については今回指定されて7万と。ある程度のもう形ができ上がったということの認識でよろしいでしょうか。

○酒井学校教育課主幹

実は、3中学校につきましては、昨年度、23年度においても、光の教育開発研究所のほうで、研究指定校という形で、ちょっと額は少ないですが、5万円の運営費というような形で準備を進めておりました。

以上でございます。

○木村（信）委員

はい、了解しました。

説 明：原田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○中本委員

それでは、199ページ、小学校の学校管理費の土地借り上げ料247万3,000円が上がっておりますが、特に三井小学校がほとんどを占めているのかなというふうに思っておりますが、かなり長い期間の土地借り上げ料であります。今までどれぐらい経ているのか、あるいは今後どういう形で、このままでいくのか、あるいはどこかで整理をする時期が来るのかなというふうに思いますが、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○原田教育総務課長

ただいま中本委員おっしゃられるように、この予算計上している部分はほとんどが三井小学校のグラウンドの借り上げ料でございます。グラウンドの約半分程度の面積を占めております。私も昨年、年度初めの契約を結ぶために土地の所有者のところに出向いたわけですが、先方との話は、それまでの経緯も前任者からお聞きしておりますが、売却の意思については非常に希薄であるというのが現状でございます。

○中本委員

契約は単年度、複数年度ですか。

○原田教育総務課長

単年度でございます。

○中本委員

非常に土地の交渉は非常に難しいというふうな状況は聞いております。何が問題なのか、貸していただいているということは一定の理解をしてると。ただ、

ずっと永久にこの借地料を払っていくのか。過去さかのぼって相当の年数だというふうに思っておられます。一定の時期を見て、早急に整理をするのか、もう借地でいくのか、あるいは頑張っって土地の交渉にいくのか、そのあたりをある程度方向性を決める、決めなければいけないというふうに思っておられます。よろしくお願いをいたします。

それから、もう1点、引き続き。就学援助費、小中がありますが、どの程度の人数を対象として予算化しているのか、お聞きをしたいと思います。

○原田教育総務課長

25年度の見込みといたしましては、小学校が796人、中学校の生徒が425人を想定して予算化しております。

○中本委員

わかりました。小学校が5,300万と、それから中学校が4,430万ということで金額もかなり大きくなっておりますが、国の補助についてはどうなっていますか。

○原田教育総務課長

以前は補助事業でございました。平成17年だったと思います。交付税措置に切りかわっております。23年度で、大まかな交付税のこの就学援助に関する交付税の積算なんです。1,962万。交付税を積算するとその程度の額になるという形でございます。

○中本委員

それは小中合わせての交付金ですか。

○原田教育総務課長

はい、小中合わせてでございます。

○中本委員

はい、わかりました。約小中合わせて9,000万ということで予算化しておりますが、補助金が2,000万ということで、非常に市の持ち出しが非常に大きいわけです。したがって、この制度は、市町村が困窮の割にはいろんな形で困っている方たちの補助事業として、全国でいろんな形で利用をされておられます。所得によって一定の目安を500万ということになっておりますが、500万を超えて認定されると、500万以下でも認定されないというような状況があるというふうに

あります。そういうこともあり得るんですか。

○原田教育総務課長

本市の場合は、生活保護基準を物差しとして使っておりますので、生活保護基準が、例えば世帯の収入が2人世帯で500万、あるいは6人世帯で500万ということで考えると、6人世帯であればほぼ認定されると思いますが、2人世帯であれば認定は厳しい、個々の数字を積み上げてみないとわからないんですが、厳しい状況になると思います。ですから、世帯の収入でも生活保護基準自体が人数割りという部分がありますので、そのあたりで必ずしも世帯の収入金額で線を引くという形のものではありません。

○中本委員

全国的にその利用者がふえている傾向の中で、光市の予算を見ますと、小学校で前年度から10万増加しております。中学校では約210万の減額になっております。前年度に比べたら。そうすると、そんなに利用者がふえてるというような傾向ではないかなというふうに思っております。中身についてはよくわかりました。申請に基づいて、ちゃんと申請された方についてはしっかりよく精査、審査しながら補助できるようにお願いをしておきます。

以上で終わります。

○加賀美委員

ちょっと今の就学援助事業に関する質問でありますけども、ちょっとうがった見方かもしれませんが、いわゆる生活保護を受けていらっしゃるところの子供の学業とか、あるいは進路環境というのは一般の世帯の方々に比べて十分でない。だから、将来不安定な就労となって、再びまた生活保護を受けなくちゃならないような方が多いという、ちょっと偏った見方の書類があったんですけども。やっぱりそういうところは全ては否定できないところもあるんです。塾にも行けないし、学校にも不修業、そういう人たちも多いという意味から、そういう方々を救うような施策は今のところないのか。ここらあたりについて、ちょっとお考えを聞かせていただけたらと思うんですが。

○原田教育総務課長

加賀美委員の今おっしゃられた内容なんですが、今出ました小中学校については就学援助費。高校以上の学校につきましては、本市の場合は奨学金という形で対応させていただいておる状況でございます。

○加賀美委員

今、だから、そういう実績はとっておられないと思いますけども、やっぱりそういう生活保護家庭が義務教育を終えて、すぐ就職されたか、あるいは進学したかというのは、データのものは捉えていらっしゃるのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

○近藤教育次長

例えば、23年度で申し上げますと、これは先日の四浦議員さんからの質問で福祉部門が答えておりますけれども、生活保護世帯のお子様は、お一人で、この子は高校に進学しておられます。実は、高校に進学しなかった子が23年度5名おりました。そのうち就学援助の対象となっていた世帯のお子様はお二人で、全国的な数字では、確かにそういうどちらかという貧困なそういうものの連鎖といいますか、そういう傾向はあらわれているんでしょうけれども、本市では特に目立った傾向は出ておりません。その中で、お答えもしたんですけれども、今学校のほうでは、それこそ教員がかなりきめ細やかな対応をしております。ですから、その辺の対応で、そういう子供の進学意欲というものは、それなりに守っていったらというふうに理解しております。

○加賀美委員

確かに今の御説明で、当市ではそういうことがそんなにいらっしゃらないということで安心いたしました。そういう形できっちりされているということをやっぱり理解しておきたいと思います。

次は、この間、ことし小学校に入学者がゼロの学校があったということを中心と聞いたわけですけども。いわゆるそういう何ていうか、入学者が少なくなってきた、学校統合の話がやっぱりもうそろそろ出てきて、統合してやっぱり、遠距離のところは通学バスで通わすとか、そういう時期に来てるんじゃないかと思いますけども。その辺は一応教育委員会としてはどういうふうに考えてらっしゃるか、お聞かせ願えたらと思うんですが。

○原田教育総務課長

総合計画の後期基本計画の中でも、適正な学校規模について検討を進めるという項目を上げております。それらに基づいて、先般も学校の適正規模の方針を定めて進めておられます呉市のほうに教育委員とともに視察に行ってきた状況でございます。また、教育開発研究所においては、22、23年度に学校の適正規模についての一定の研究を行っておりますので、そのあたりを踏まえて、教育委員会としての学校の適正規模等についての考え方をまとめていく形で考え

ておる状況でございます。

○加賀美委員

いつごろまでに思案が作成されるんですが、そのあたりについてお考えがあればお聞かせください。

○原田教育総務課長

具体的なロードマップは、まだお示しできるほどのところまではっておりませんが、後期基本計画の中では、その検討期間を25年度末までとしております。

○加賀美委員

わかりました。それで、ちょっと参考のためにお聞かせ願いたいんですが、今年度の25年度の入学者で、少ないほうから人数がわかればちょっと教えていただければと思いますが。（発言する者あり）済みません、載ってるのね。ゼロちゅうのは。（「ありますよ」と呼ぶ者あり）わかりました。

○委員長

よろしいですか。

○加賀美委員

ちょっと資料、私、目がつきませんでしたので、わかりました。じゃあそういうものを参考にしてこれから方針づくりをされると思いますが、やっぱり学校統合も学力向上のためにもやっぱり必要じゃないかと思うので、そこらあたりは早急に方向性を出されたらいいんじゃないかと思います。

以上です。

○森重委員

ちょっと関連で、今のところをちょっと質問させていただきます。今お示しました予算説明資料の60ページです。小学校の児童生徒、学級数等がここに上がってるんですが、学校の適正規模の視察もされたということなんですけども、特にこの旧大和の東荷と塩田の小学校でずっと、過去24年あたりから複式学級というのをずっとされてるわけですけども、今児童数が16名とか、34名ですか、ここで複式学級をされて、どういうことをされてるのか。また、その複式学級のメリット、デメリットというふうなのをどのように捉えていらっしゃるのか。少人数な学校の教育上の弊害といいますか、そういうさまざまな面で

どのように分析をされてるか。そこをちょっとお聞きできたらと思います。

#### ○吉村学校教育課長

まず、複式の状況でございますが、平成25年度は塩田小学校3学級、1、2年で1クラス、3、4年で1クラス、5、6年で1クラス、完全複式といたします。本年度は1年生、2年生、1クラスずつ。1年生の学級と2年生の学級があつて、全部で4学級でございますが、1学級減ります。それから、東荷小学校、来年度が1年生がゼロでございますので、2年生だけが単式の学級、3、4年生が複式、5、6年が複式で、学級数は3学級として塩田も東荷も同じでございます。東荷小学校、本年度、1年生1学級、2年生1学級、3、4年複式、5、6年複式で4学級。同じく塩田と同じ状況でございます。これが現在の状況です。

まず、授業につきましては複式、これは大きく分けて2とおりの方式があります。複式学級の中で、音楽とか体育とかというのは5、6年生が同じ内容を学習する。3、4年生が同じ内容を学習する。1、2年生が同じ内容を学習する。次の年度に片方の学年分をやる。つまりA年次、B年次というのを設けまして、仮に3、4年生と。3年生の内容をA年次の内容として1年目にやる。4年生の内容をB年次として2年目にやる。あるいは3、4年を半分に割って、A年次に3年半分、4年半分の内容を入れておく。そして、B年次も同じにして、それを入れかえるという方式が1つ。もう1つは、算数や国語、いわゆる学力に学習差のつく内容につきましては、これを複式指導といたしまして、1人の先生が2学年分、教室を分けて、教室の中で、教室内で2つのクラス分の授業を行っていくと、2学年分。算数の例えば3、4年生であれば、3年生が足し算の筆算をやっておりましたら、4年生のほうはその桁数の多い筆算あるいは3つの連算、こうしたものがやっておると。そういう状況で、先生は両学年を法則を決めて渡りながら授業をしていくという方式、これが複式指導でございます。

メリット、デメリットということにつきましては、まず小規模校であるということ、これにつきましては、一人一人の学習状況を細やかに捉えて、一人一人の学習方法を確立していくというメリットがあります。この小規模校の中で、全国学力・学習状況調査、かなりのハイレベルの成績を残しております。これが1つ。それから、もう1つは、小規模校というのは小回りがききますので、学年をある程度解体して、学習差に応じてプログラムを組み直して、算数や国語の基礎基本をいわゆる身につけさせていくと。これも学力・学習状況調査に相当の効果が出ております。これがまずもってメリットでございます。デメリットという部分につきましては、大規模、たくさんの中でいろんな友達の考え

方を、話し合い学習の中でいろんな考え方に触れながら自分が学んでいくと。こうした部分については少人数の場合には難しいということでございます。大まかに分けますと、こういう状況です。

#### ○森重委員

やはりいい面も悪い面もいろいろさまざまあると思いますけど、この大和地域におかれては、幼児、小っちゃいときは大和保育園を中心に1つでガッとほぼ通われるんでしょうけど、小学校でこのように4つに分かれて、中学校ではまた1つというふうな感じで、このあたりも今後大きなやっぱり課題になるのではないかな。特に、小学校ですから、また通うのに、小学校1年生あたりの足では、かなりの距離もありますから、難しい問題なんでしょうけど、今後、学校の適正規模、しっかり視察もしていただいておりますので、重点的にしっかりこのあたりは考えていただきたいことを要望いたします。

#### ○森戸委員

学校教育全般についてちょっと、教育長にお尋ねをいたします。いろんな活動の中で、学校現場で、さまざまな先生から言われるんですけども、光の教育はすばらしいというふうに言われます。例えば、201ページの教育コンピューターがございます。コンピューターにしても先生に1台必ずあるというふうに聞いておりますので、そういったパソコン1台与えられるであるとか、ハード面、ソフト面、中にドブプリつかってるとなかなかわかりにくいんですが、ハード面、ソフト面に分けて、光のこのすばらしさというんですか、いろんなところを回っていらっしゃると思いますので、その辺のところをお教えいただけたらと思います。

#### ○能美教育長

お尋ねの件ですが、ハード面といいますか、設備面、備品面はもちろんですが、先ほどから出ておりますような市独自の人的配置、こうしたことを含めますと、私も数カ所の市町しか経験してませんが、県内でも教育予算については温かい配慮があるところだと思っています。また、子供たちの状況も、それぞれの学校の努力によって、そうした財政的な支援もいただく中で、非常に安定してきてると思いますが、さらに教職員一人一人の資質、能力の向上に努め、一層生きる力の育成、まだまだ伸びていく余地は十分あると思いますので、一層集中して取り組んでいく必要があると思っています。

#### ○森戸委員

はい、わかりました。また、具体的に比較でわかれば、また今度教えてください。

それと、そういうふうにはすばらしいものであるということがわかるんですが、昨年の私9月に議会の一般質問で、小学校の校庭の芝生化の質問をさせていただきました。で、その質問の回答で、市川市長も議員時代に、校庭の芝生化について「やってくれ」というような御質問をされておられました。で、そのときの最後の答弁で「市長さんが変わったときに、そのときの市長が判断する」ということで、答弁を閉じられておられたと思います。

市川市長にお尋ねをいたしますが、校庭の芝生化についてはどのように判断をされていかれるのか、よろしく願いいたします。

#### ○市川市長

校庭の芝生化について、さまざまなお話を聞いていますと、そんなに易しいものではないということをお聞きをしているわけです。で、一方では、管理要らないよというところも聞くわけでありまして。で、2つ、どっちがほんとかないというので、実は私自身もそういう名古屋にいる友達に一回聞いてみたことがあるんですが、わからないと言われたんです。それで、私自信が今度、実際に見に行ってみようかなというふうに思っているところでもあります。本当にそれが年数がたった、5年、6年たったところを見に行くべきだろうというふうに私自信が思っていますので、その辺のところを見て判断をしたいというふうに思っています。

#### ○森戸委員

直接見に行かれるということで、よろしく願いいたします。

#### ○磯部委員

一点ほど確認をさせていただきたいと思います。

先ほど、小学校のことも言われたんですけども、生徒数の問題言われたんですけども、予算説明資料の中に、まさにこの中学校のほうの、私以前一般質問でも行いました、部活の問題も少し絡んでるのかなというふうに思っているんですが。

ここでいうならば、大和だけではなくて室積中学校も非常に28年度には少ない状況になってきているという中で、予算説明資料の中の補助金としてこの中学校の保健体育の部活、それとか体育だけではなく文化連盟、さまざまなこういうところにも補助を出されておりますが、この運営方法、この連盟やそういうところの団体、部活動の活動費の中において、今後少人数の中学校の子供たち

にも同じように部活をさせてあげられるような環境整備、要は自分がやりたいんだけれども人数が少なくて、先生方のやはりそういった部活に対する指導の位置づけも非常に問題があるというふうな御回答も以前いただいておりますので、先生方の御苦勞も十分周知の上で、やはり子供たちの可能性、将来に向けての可能性についての部活ってというのは、非常に私は大事なところだと思いますので、このあたりのことについての考え方というか、そのあたりをちょっと御説明いただけたらなというふうに思っております。

#### ○吉村学校教育課長

部活動——教育課程以外の活動であります、新しい指導要領、中学校の指導要領では、教育課程と部活動との密接な連携を図って、子供にやりがいを持たしてほしいということがうたっています。部活動は、教科ではできない部分で、子供たちが自己実現を図っていく上でとても大切な教育ではあるかと思っております。

そうした中で、学校の先生方の人数が減ってく、子供の人数が減ってくといわゆる小規模化していく中で、子供さんの希望の数ほど部活がなかなか成立しにくいというこの現状についてのお尋ねだと認識しております。

これにつきましては、大規模校も中規模化していき、皆同様のやはり悩みを持っているわけです。これを全ての学校で、小規模であれ、中規模であれ、大規模であれ、学校で全ての子供の希望がかなえられるような部活編成というのは難しいと思っております。

で、現在、合同チームで参加するとか、あるいは社会体育の種目——例えばバドミントンであるとかサッカーであるとか、そうした種目を学校の中には、きちんと指導者、いわゆる指導者はいないが責任者を置いて、その社会体育の指導者とともに大会には学校名を使って参加できるという配慮がありますので、今後、社会体育との連携を図っていくのが、一つの策かと思っております。

#### ○磯部委員

この中学校のあたりも、再編に向けての考え方として今後、検討していかなければならない問題点だとは思いますが、非常に重たい部分でもありますので、今後のいろんな社会体育のほうの関係等々合わせながら、慎重に進めていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

#### ○木村（信）委員

予算書の200ページ。教育振興費、小学校の教育振興費なんですけれども、ち

よつと確認をさしてください。

先ほど、総務課長のほうから、本年度予算が9千9、810万円、前年度比対で332万4,000円減と、これは補助教員の人数減ということでございましたけれども、補助教員の人数が減というのは小学生の児童数の減によるものでございますか。

○吉村学校教育課長

4名で来年度計上しております。これは、本市で独自に配置しております、光っ子サポーター、それと合わせて、県のほうから2分の1補助がありまして配置する補助教員でございます。したがって、県のほうからは数に限りがありまして、4ということで今想定をして減っております。

そして、この光っ子サポーターや補助教員は、各学校の配慮を要する子供さんの状況や人数に応じで、学校を選定して配置をしております。サポーターとこの補助教員を合わせて配置をしております。そうしたことから、平成25年度は補助教員は光っ子サポーターと合わせて4人で対応できるとして、4ということになっております。

○木村（信）委員

201ページの臨時職員賃金。今の教育振興費のところですが459万5,000円、これが学校支援補助教員活用促進事業だと思います。ここは、特別な配慮が必要な児童が在籍、3人以上する小学校1、2年、3、4年、5、6年生の学級に補助教員を4名配置ということと合わせてということと考えておられるということでしょうか。

○吉村学校教育課長

仰せのとおりです。

○木村（信）委員

今、小学校でこの特別な配慮が必要な児童が在籍3名以上ということでございますが、どれぐらいの実情、現状でございましょうか。それ、お知らせはできませんでしょうか。

○吉村学校教育課長

この件につきましては、前回森戸議員さんから御質問があった内容で、大きな、はっきりした数値はそのときお示ししてはおりませんでした。現在、支援を要するお子さんにつきましては、大体例年並みということで考えてはおりますが、年々ふえております。

で、今、具体的な何人いるという数値が、実際に特別支援学級在籍と通常と学級への在籍をされながら配慮を要するお子さんということで、具体的な数字を今何人というふうにちょっと申し上げにくい状況でございます。学級数が決まりまして、もう少し明確になりましたらその数値はお知らせすることができると思います。

○木村（信）委員

大変配慮を要する小学生児童がふえてるということでございますので、こちら辺、人数が減らされるということに少し気になったところでもございますので、一応確認ということでさせていただきます。

終わります。

○四浦委員

201ページを見てください。

ちょっと聞き洩らしましたが、中学校費の中で学校管理費。職員給与等の一般職給で1人とありますが、これは臨時職員ということだったのでしょうか。

それと、あとの扶養手当からこのページの再下段の共済組合負担金などまでは、この1人の一般職給ということでよろしゅうございますか。

○原田教育総務課長

ただいまの四浦委員の御質問なんですが、この一般職給1名は正規職員の1名でございます。この1名の者について、共済組合負担金までが計上されてるという形でございます。

○四浦委員

これは、正規の職員ということになりますと、恐らく24年度から、これが予算ですから25年度の継続というふうにも考えられますが、そういうのでしょうか。

○原田教育総務課長

正規職員でございますので、継続っておっしゃられるのは身分が継続ということの理解でよろしいですか。（「部署」と呼ぶ者あり）部署ですか。部署はこの4月の人事異動でちょっとわかりませんが、予算を計上する際には、25年度予算については24年度の所属しておるところで計上しますので、中学校に所属しておるってということで計上させていただいております。

○四浦委員

こういう形で、正規の職員一名というのはここに限らんのですが、たまたまここでこういう表現をしておりますが、決算の折でもこういう形で出されておりますか。

○原田教育総務課長

決算書は、今、持ち合わせておりませんので、ちょっと確実なお答えは申しわけないですができないんですが、1名という、1人という形で表現はしてなかったように記憶しております。

○四浦委員

私を持ってなくてお聞きすると悪いんですが、これだけ執行部はいらっしやいますから、どなたか決算書、23年度、お持ちの方おってないでしょうね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田教育総務課長

決算書には入っておりません。

○四浦委員

予算で審議するのは少しやりづらい面もあるんですが。というのは、さっき課長が触れられたように、4月の人事異動から人が変わるかもわからない。ただ、こういう形で一般職給1人というふうに出して、この給与もあるいは期末手当もというような形で出たときには、個人が特定されるんではありますまいか。いかがですか。

○原田教育総務課長

おっしゃられる可能性は幾らかはあると思います。

○四浦委員

幾らかじゃなくて大ありでしょ、さっきの答弁聞いていると。この予算書に出てくる1人というのは、現在の1人を想定というか、その者ずばりを出してということでしょ。

しかし、これは新年度になると部署が変わる場合もあり得るから、そのときはその方ではない方がついて、移るかもわからないけど、今現在の方のだけだれべえまで、給料が幾らで、期末手当が幾らでということがこういう表現をす

るとわかるんじゃないですか。個人情報保護条例には、こういうことでやっていいと書いておられますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重副市長

先ほど来から四浦議員からの御指摘の件につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

今後、四浦議員御指摘のとおり、こういうふうな対象者が特定される等々もございますことから、予算に関する説明書のあり方につきましては、今後、給与費明細等で説明をするということも踏まえながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○四浦委員

ちょっと念のためにお聞きしておきますが、私は1名というのが、ほかのページにもあるんです。213ページ開けて見てください。教育委員会の所管の中に。

これは青少年健全育成費。ちょっと聞いてみてききましょう。一般職給1人ところ書いてます。362万1,000円とありますが、これも正規の職員ですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

仰せのとおりでございます。

○四浦委員

こういうふうに1名ということになったのも、完全に誰誰さんということが特定されますので、その点だけは気をつけてということで、さっきから議論をさしていただいております。副市長いかがですか。

○森重副市長

そのあたりも含めて、少し工夫をしてまいりたいと。

以上でございます。

○四浦委員

それじゃあ、ちょっと別の項に移りたいと思いますが。

公立教員の多忙化ということで、小中学校の先生方にかかわってお尋ねをしたいんですが。精神疾患の教員が全国的にもかなりのスピードで広がっている、

休職するというような。そういうデータはお持ちですか。なお、光市ではどういう傾向にあるか、示していただきたいと思います。

○吉村学校教育課長

今、精神疾患についてのデータは持ち合わせておりません。

光市の状況につきましては、個人が特定できますので、今のところ申し上げられません。ただ、傾向として、精神疾患にかかっている教員はおります。人数については申し上げられません。

○四浦委員

人数を聞いたりすることが目的で議論しとるわけじゃありませんが、多忙化の1つのデータとして、いわゆる時間外というのが最近の傾向で、よいよ大づかみでいいですから示していただきたいと思います。

○吉村学校教育課長

時間外と今の精神疾患の関係ということでございましょうか。

○四浦委員

精神疾患は別にして、ちょっと脇へ置きましょう。

時間外労働が、残業だとか休日出勤だとかいうふうなものがかんでおれば、風呂敷残業がどの程度あるのかなということも含めてお示してください。

○吉村学校教育課長

時間外ということにつきましては、今誰が何時間と、どこの学校で何時間という詳しいデータは持ち得ておりません。ただ、労務管理上、1カ月に100時間を超える者、これにつきましては12月以降は今のところおりません。10月、11月の時点で数名おりました。

以上です。

○四浦委員

1カ月で100時間を超える人が数名、教員が数名いたということなんですね。

○吉村学校教育課長

はい、おりました。

○四浦委員

誰がという質問、全く私はしておりませんから。それは、どの程度の傾向になりますかって最初にお尋ねしました。ふえているのか、減っているのか。じゃあ、5年ぐらい前に比べると現在どうなのか。推移はどうなっているか。時間外の平均時間数ですか、平均時間外の時間です。それがどういうふうになっているか、おわかりだったら示してください。

○吉村学校教育課長

数年前からのデータは取っておりませんので、ふえているか、減っているかということについて、憶測では今申しますことは、ちょっと控えさせていただきます。

○四浦委員

わずかに、その時間外の残業、休日出勤時間数というのは100時間を超えたのが数名いますと、そういう先生がいますという話だったんですが、それは、数名という話でしたが、そういう人数はふえてるんでしょうか、減ってるんでしょうか。それとも横ばいなんですか。

○吉村学校教育課長

労務管理上、教職員が退庁した時間、これを管理し始めたのが10月からでございます。10月からでいきますと、今減っております。

○四浦委員

ちょっと不可解な話聞きます。10月から時間外で働いたその時間数は、10月からしか見ていない。それ以前はどうなってたんですか。

○吉村学校教育課長

正確に言いますと、10月から退庁した時間、これを学校で記録するよういたしました。それまでは何時に退庁したかということは、校長が残業を命じているか、いないか、先生が遅くまで残っておることにつきましては、職命令で残っているかどうか、それらを詳しく調べて時間外を勤務したというのは、それまでは行っておりません。

で、10月からは退庁した時間、これは校長が職命令で残業を命じている、命じていないにかかわらず、健康上の労務管理をするということで、10月から取り始めたところでございます。

○四浦委員

さっきから話題にした職員給与費の問題でも、時間外勤務手当だとか休日勤務手当だとかいうふうなものは出ているんですが——教員じゃないですよ、これ。したがって、こういう統計を取ってないっちゃうことは、時間外手当などは正確に払われなかったのかな、こう思いますけれども。それはどういう基準で払ってたんですか。

○吉村学校教育課長

教員の場合は、教育公務員特例法の中で給与が示されております。時間外手当というのは通常ございません。ただ、部活動等、休日のいろんな指導をされる場合の手当として、若干のものは配当されております。実際に毎日時間外勤務の時間外手当というのはございません。教育公務員特例法の給与でございます。

○四浦委員

そうしますと、それまでについてはちょっともう一つ聞いてみますが、時間外にもいろいろありまして、休日に出た場合でもそういう扱いだったんですか。それともう一つは、今の部活動と言われましたが、部活動以外にもそういう時間外手当が払われるというか、そういう基準があるやに思いますが、それはいかがですか。

○吉村学校教育課長

実際に、教育公務員特例法上、時間外勤務ということは校長としては命ずることは少ないと。命じた場合には、その勤務時間を別の週の労働時間の中で振りかえていくという形をとっております。

したがって、時間外手当というのは原則としてございません。

○四浦委員

ちょっと混乱しました。私の頭の中が混乱しとるんかもわからんが、部活動などは適用されると言いましたけれども、部活動の場合でも時間外手当というものは払われてないということですか。時間が測られてるだけなんですか。

○吉村学校教育課長

部活動の場合は時間外手当ではございません。部活動の場合の手当というのは、これは教育課程外の部活の指導をするということで、若干の対応料がそこに充てられているということで、そんな時間外手当という、いわゆる給与の中に入るようなものではございません。

○四浦委員

もう一つ、ちょっとお尋ねしましょう。先ほどは、ちょっと区分けの一つとして、校長から指示を受けた場合というお話がありましたが、その場合はどういう扱いになるんです。

○吉村学校教育課長

労働時間、変形労働時間として、例えば新型インフルエンザが流行したと、あるいは生徒指導上、家庭訪問しなければいけないというふうなときには、きちんと校長に報告して、校長のほうでそういう対応をお願いしたいという了解のもとで、時間外を動くわけです。これが後追いの場合も、現状、取り急いで対応する場合には後追いの場合もあります。

そうやって時間を超過したような場合には、健康上、やっぱり教職員の健康を保つということから、別の日にちに勤務時間を短くするとか、あるいは場合によっては長期休業中に子供と直接指導する時間が少ない場合、そういう時期に時間を短くするとかいうような、これはあくまでも長期休業中の配慮のもとです。通常のウィークデーについては、勤務時間の中で時間を調節してまいります。

で、現実的には四浦議員さんおっしゃるように、それでなかなか追いつかない部分もあるのは現実でございます。

○四浦委員

話してて少し違和感があるのは、光市の教育委員会の場合というか、光市の小中学校の場合なんです。文部科学省がいわゆる残業時間とか持ち帰りだとか、あるいは休日労働時間とかいうふうなものを統計取っておるのを御存じですか。

○吉村学校教育課長

知っております。

○四浦委員

さっきの話ではなかなかうなずけないんですが。

光市の場合は、そういう統計だと個々の学校で、あるいは個々の教育委員会で集計したものを寄せて全国平均時間を出すんでしょうが、光市の場合はどういう形で報告を挙げてるんでしょう。

○吉村学校教育課長

風呂敷残業とかそういった言葉はありませんが、学校のほうに全て調査をかけまして、時間外の状況については聞いております。

○四浦委員

大方終わりにしたいと思えますけども、それは校長から指示を受けた、あるいは後追いを含めて出された時間だけなんですか。どうなんですか。

○吉村学校教育課長

校長から命を受けたものが主体でございます。

○四浦委員

全国の集計とは大分異なる報告になってるやの印象を受けました。いずれにしても、引き続きこの議論を進めてまいりたいと思えますから、今回に限らず。少し、データはきちんと報告できるように準備をお願いをしておきたいと思えます。

終わります。

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

1件だけ。213ページにクリーン光推進協議会の補助金っていうのがあると思えます。これ、クリーン光推進協議会のほうでこれから検討されて方針が出されていくと思えます。

去年から、これ教育委員会がやられたっていうことを聞いたんですけども、島田川の草刈りは、今までは草を刈って堤防に置いたままにずっとしてたんです。それを、やっぱり下のほうに雨水で流れちゃって、海岸が汚れるんで何とかしてくれないかっていうことで、去年から車を配置して全部のけちゃったらいいんです。

だから、ことはそういったものも予算に入っているかどうか。実際、島田川をやっているものとしては、当日、車の配車をしてくれればたくさんの方がいるんだから、刈ったやつ、詰め込んで持っていきゃいいわけです。1社に当たって4,000円ずつぐらい出せばいいと思えますけれども、前回の場合はどうされたか。で、今後どういうふうになされていくのか。この辺のお考え、ちょっと聞かせていただけたらと思えます。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

加賀美議員仰せのクリーン光事業ですけども、これは青少年の健全育成、社会参加を目的に教育委員会が所管して、市民総出と言いますか、多くの方に御賛同いただいて市内の清掃を一斉に活動している事業でございます。

島田川の草刈りでの廃棄物につきましては、仰せのとおり、今まで河川敷に俗に言う刈り倒しの状態でおりましたけれども、海岸のほうに漂着するというお話をいただきまして、昨年度から一部の方法を変えさせていただきました。

環境事業課が持っておりますパッカー車で、当日は市内あちこちで回収しておりますので、それでもう手いっぱいでございます。後日、道路敷で交通の支障にならないところに上げておいていただければ、環境事業課のほうで回収して廃棄していただくということをさせていただきました。

本年度につきましても、まだ詳細は担当課のほうと詰めてはおりませんが、同様の対応をしたほうが望ましいというふうに考えております。

以上です。

○加賀美委員

それに対して、環境事業課はやはりただでやれるんじゃないかというお考えだと思いますけど。市民参画の意味からいけば、車を派遣して、当日一斉に包み込んだ方が、労力は十分あるわけですから、大体あそこは朝30分ぐらいで大体草刈りが終わるわけです。だから、詰め込みも車を配置すれば、皆にやっていただければ非常に簡単に詰め込みができると思うんです。無駄な労力入らないと思うんですけども。

そのあたりの意向、今後本部として予算も含めて金が要ることですから、その辺は十分考えて対応していただけたらと思います。恐らく、この話はまた地区からも上がってくるんじゃないかと思いますので、その辺具現等願いたいと思います。

以上です。

○中本委員

1点ほど質問をいたします。

ジャンボリーの歓迎交流事業がようやく25年度に、第16回の日本ジャンボリーが山口県で開かれるということでありまして、27年度が世界大会ということで、市川市長さんの御尽力に敬意を表したいというふうに思います。

8月5日に具体的な交流事業がなされるということでありまして、具体的なことがわかれば、わかる範囲でお示しをいただきたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

ジャンボリーの歓迎行事につきまして、御質問いただきました。

日本ジャンボリーでの地域プログラムは、本市に8月6日に120名の国内外の青少年の訪問を受ける予定となっております。この日本ジャンボリーは、27年の世界スカウトジャンボリーのプレ大会としての位置づけがされており、25年度の訪問者の多数は国内からの参加者ではありますが、リハーサルの意味を込めまして、通訳などつけて英語による対応を考えております。

歓迎行事の内容ですが、市民ホールにおいて、青少年との交流を目的に市内の中高校生の運営や進行を担ってもらうことと考えております。また、本市の魅力をもPRするため、映像による観光地や文化の紹介などを、また、伝統芸能の鑑賞をしていただき、記念品の交換などを計画しております。

なお、午後からは3カ所にわかれまして、浅江小学校、岩田小学校、室積中学校への学校訪問が行われ、各小学校での交流行事が現在検討されております。

以上でございます。

○中本委員

詳細にわたって説明をいただきました。非常に私たちも期待をして、日本ジャンボリーの規模がどんな規模かっていうのは想像につかないというふうに思います。ぜひ機会があれば、ぜひ行ってみたいなというふうに思っております。

市長さんの御尽力に先ほど敬意を表しますというふうに言いましたが、並々ならぬ努力があったというふうに思います。この事業をぜひ成功するために、ぜひ頑張ってもらいたいと我々も応援をいたすというふうに思っておりますし、この光市で行える事業が、ほんとにすばらしい事業であって、来てよかったというような感情のあるような交流事業にさせていただかなければならないというふうに思っておりますので、その市長さんの思いが少しでもあればちょっとお聞かせをいただきたいと。

○市川市長

話せば長いことになるわけですが、これは私1人の独断で提案をしたということで、後で相当叱られたわけですが、まさかほんとに世界ジャンボリーが来るというふうなこと、一回も思っておりませんでした。

濟州島でシンガポールで戦ったときも、負けるであろうという大方の予想を覆して取ってきたわけですが、何しろ私自身の思いは、やはり山口県を元気で発信するというのが、大きな、大きな目的の一つでありました。

もちろん、ボーイスカウトの活動を皆さんに知ってもらいたいということが

あるわけでありましたが、しかしながら私が受けたとき、1ドルが120円でありました。それから75円まで下がったわけでありまして、そのとき2つの大会の予算は40億と組んでおったわけでありましたが、それが今30億を切るぐらいでなければやれない状態に陥っているわけでありまして。これで非常に今苦慮しているわけでありまして。もちろん景気の減退による、経団連に8億でお願いしとったわけでありまして、それも3億しか集まらんということでありまして。

私自身が、山口県で6,000万集める義務を負ってるわけでありまして、これも非常に苦慮しているわけでありまして、しかしながら、そうは言いながらこのチャンスを生かす、特にアフリカ、アジアから来る青少年は14歳から17歳でありまして、必ず将来的にその国のリーダーになる子が選ばれてくるわけでありまして。そのリーダーになる子供たちが、山口県を持って帰っていただくという、そういうことで非常に大きな、私は意義があるんじゃないかというふうに思っております。

お金がかかるわけでありまして、それともう一つ、これは今まで22回の世界ジャンボリーがあって、初めての試みですが、こういうふうに19の市町にスカウトが来るということは今までありませんでした。これも、私はやはり、私の一つの大きな思いとして、やはり世界のいろんな肌の色が違う、言語が違う、そういう子供たちが活躍するところを見ていただき、いわゆる青少年と接するという、これは私はこれまた大きな意義があると思いますので、ぜひ県民の皆様方、特に光市の皆さん方には御協力をお願いしたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

#### ○中本委員

ジャンボリーに対する市長の思いは、人の何倍も思いがあると。今回、山口県を元気にするんだということで、こういう招致、誘致をされまして、ほんとに御苦労でありました。

いわば、ことしの日本ジャンボリーをまず成功することが、したがって以降の世界ジャンボリーの成功につながるというふうに思っておりますし、山口県の19の市町に世界の子供たちが来て、国際交流のすばらしい形のものができるようになってくるというふうに期待をいたしておりますので、しっかり頑張ってくださいように応援をいたします。

以上で終わります。

#### ○森戸委員

213ページの青少年健全育成事務費のオリエンテーリングパーマネントコー

ス管理の委託料っていうのがありますけれども、ちっちゃい金額でありますけれども、このオリエンテーリング自体、最近どうなんですか。利用されてるんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

森戸委員さんのお答えの前に、今、訂正させていただきます。

先ほど、私の説明の中で、ジャンボリーの地域歓迎行事を8月5日と言ったようでして、8月6日へ訂正でございます。申しわけございません。

それと、オリエンテーリングパーマネントコースですけども、今現在、パーマネントコース、市内3カ所ございまして、峨嵋山、千坊山、周防の森ロッジ周辺等にございまして、今市内のOLクラブが存在しておりまして、そちらのほうが活動されておるといふふうに聞いております。

以上です。

○森戸委員

活動はわかるんですが、どのぐらい利用されてるんですかという質問ですから。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

これは、自然を相手にしているコースでございますので、特定の施設のように、入館者数というのはカウントしかねております。

以上です。

○森戸委員

どれぐらい利用されてるかぐらいわかると思いますけれども。

次行きます。215ページの留守家庭児童教室管理運営事業で、これ、臨時職員賃金というふうには書いてますが、これ、ほとんどパートですよ。（発言する者あり）ですよ。はい。わかりました。

それと同じところで、滞納自体はないんですよ、料金の。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

保護者負担金についてのお問い合わせだと思います。（「それでいいのか」と呼ぶ者あり）1カ月児童1名につき3,000円。あと、経済的状況、兄弟が同時入所の場合とか、半値に減額させていただいておる状態でございます。

23年度末の数字ですけども、23万円程度滞納がございまして、担当のほうで納付を指導しているところでございます。

以上です。

○森戸委員

その滞納分というのは、どこに載ってくるんですか。予算書の15ページは1,000円としか書いていないんですが。過年度分といますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

頭出しの1,000円でございます。

○森戸委員

いやいや、頭出しの1,000円はわかるんですが、23万円あるんでしょ。で、それはどっかに、過年度分——通常どっかに載ってきませんか、それが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

予算書の中には滞納分の額は記載されておられません。

以上です。

○森戸委員

今、23万円の滞納があるというふうなお話でしたけれども、どのぐらいの件数といますか、どれぐらいの世帯数になりますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

申しわけございません。今、手持ちの資料がございません。

○森戸委員

それぐらいちょっと把握をされておいていただきたいと思います。

それと、サンホームですけど、人的な部分でかなり不足といますか、常に不足の状態だったと思います。長期の休みのときに委託をされて、支援員をふやされたというところの御決断はすごいなと素直に思いました。これも短期的なものだろうと思うんですが、通常時の人材確保、それのところはずっと課題ではなかったかと思うんですが、その辺の状況っていうのは今どんな状況でしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

サンホームの臨時職員の状況でございますが、現在欠員にはなっておりません。

ただ、この年度末で、家庭の事情、体調の都合等で何名か退職を希望されている方がいらっしゃいますので、今、その補充に当たっているところでございます。

以上です。

○森戸委員

結構不足をしているという話を今まで聞いてきたんですが、そういうふうに不足しがちだという理由といたしますか、その辺は何か分析をされていらっしゃいますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

やはり、勤務時間が短こうございます。平日の場合は午後2時ごろから夕方の6時もしくは7時までという勤務でございます。申込者35名以下のサンホームですと、3名の指導員のうち2名が出勤してローテーションを組んでる状態で、月当たりの勤務時間が普通の朝から夕方までいらっしゃるパートさんのような状況よりは、かなり時間が短こうございますので、賃金が低い、これが一つの要因ではないかというふうに分析しております。

○森戸委員

そういうふうに分析をされておられるとしたら、その分析に対する対応っていうんですか、それは何か実行に起こされたんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

サンホームの指導員の賃金でございますが、今、保育士もしくは幼稚園教諭、学校教員等の資格を持っているパートの賃金が時給830円、そうでない職員が780円でございますが、ほかの類似、例えば市内の私立保育園、幼稚園等にも配属されている職員などとの関連もございまして、なかなかここで、サンホーム職員のみ上げるとするのは困難な状態と認識しております。

○森戸委員

資格要件は緩和をされたということは、すごい御英断だったと思います。実際のところ、給与のところでの問題がやはり一番大きいと思いますので、賃金ですか、ぜひその辺は改善をお願いできないでしょうか。重ねて。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

私が今ここで即答できる立場にございませんので、関係部署と協議していき  
たいと思います。

○森戸委員

この点はずっと課題でありましたので、資格要件の緩和も含めて、こういう  
長期の支援員を増員されたということも高く評価をしておりますので、ぜひ一  
段と賃金の部分を御健闘をいただけたらと思います。

以上、よろしく願いいたします。

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

説 明：河村図書館長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○磯部委員

それでは2点ばかり、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

ページ219ページの、ふるさと郷土館管理運営事業の中の土地借上料。これは  
随分前から御指摘があったやに思っておりますが、今、御説明では、また本館、  
別館296万円ということで、もうこれ借りて20年ぐらいになるかと思いき  
れども、このあたりの今の時代の流れの中での、この土地の借上料の値段がど  
うなのかといったようなことも含めて、どのような判断でこのようになさ  
ったのかを、ちょっとお考えだけでも結構ですでお聞かせいただけたらと思  
っております。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

お尋ねのありました、ふるさと郷土館の土地借上料でございます。当初、御  
指摘のとおり、平成5年から本土地及び建物を借り上げております。

算出根拠といたしましては、課税標準額の4%、建物の課税標準額の10%及  
び公課によるもので積算しております。

今後、買い上げるのかという趣旨の御質問だろうとは思いますが、地権者さ  
んのあることございまして、御本人さんの御意向からなかなか進捗してない  
状況でございます。

○磯部委員

別にマイナスの意味で御質問している意味ではなくて、やっぱり一定のそういった運営事業として効果があるという判断でこのようなことをずっとやられていると思うんで、決して否定をしているわけではないので、そこは御理解いただきたいと思います。

しかしながら、20年間というかなり年数もたっておる中で、地元の出身の方でいらっしゃるし、今までいろいろな面で貢献もしてくださってる方ですので、ある意味これからの今後のことについても、一度協議をなさったり、お話をするという事は決して問題はないと思うんですけども、そのあたりのことはお考えなんでしょうか。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

契約をこの4月以降も結ぶ予定にしておりますので、土地の所有者さんとは今後とも接触してまいりたいというふうに考えております。

#### ○磯部委員

せっかく、平成5年にふるさと創生のお金でしたしょうか、あれでここがきれいに整備されて、ある一定の効果はあると思いますけれども、やはり今の入館の問題、また、今回高校生以下をこの4月から無料にしていろんな教育的なもの、また、いろんな他市からのお客様もお呼びして波及効果が出るような、そういう施設としての位置づけ等々あると思いますけれども。

この運営に関して、今、一年に一度、懇話会というものを設けてらっしゃると思うんです。今さっき申された事業計画なんかも、このあたりのところで承認をされてやられていると思うんですけども、このあたりのやはり改革というか、今後そういったことのお考えがこの中に含まれたものであるのかどうかというのは、ここで御質問してもいいのかなとは思ったので、そのあたりの考え方というところをちょっと御指摘いただけたらと思います。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今、お話のございました懇話会、年一度開催しておりますして、先般、郷土館のほうで実施されまして、25年度の事業計画につきまして、説明を受けたとございます。

目的は、集客とか歴史的な背景をどう住民に周知していくかというふうなものが話の中心でございましたので、基本的に施設存続というふうなことは懇話会の中では出ておりません。ただ、やはりこういった教育施設をより、やはり多くの方に御利用いただき、郷土の学習に役立てていただけるという方向で話は進めておるつもりです。

以上です。

○磯部委員

せっかくですから、今回そういった無料化も進められて、今後どんどんいろんな形で運営も改革されるように思いますので、一遍、今後の方向性の中で、年間通じて、秋まつりのときとか、また普賢まつりのときとか、非常にいろんな工夫もされて、その特別な展示のときにお客様もかなり来られてるんです。そこをうまく市内外の方にPRできるような、そこを拠点にした何か一工夫っていうものが今後のやはりこの館を運営するに当たっては、非常に大切な部分ではあるのかな。

また、地域の皆さんの御協力もきつといただけたと思いますので、そのあたりのことも今年度1年間、その無料化に向けて取り組まれる中で、ぜひ検証していただきたいなというふうに思っておりますので、そこはお願いをしておきます。

もう1点、済みません。223ページの下の段なんですけれども、図書購入費というので、先ほど御説明の中で、この1,200万円の位置づけの中で、公民館への配分も言われたやにお聞きしましたが、そのあたりのことをちょっとお聞かせください。

○河村図書館長

公民館図書につきましては、今公民館が12図書館あると思います。そのうちの10館において、図書館が図書を購入いたしまして、それぞれの公民館の図書室に図書を配本してるところでございます。

○磯部委員

それはどれぐらいの値段的なものが10館に、本として送られているんでしょうか。

○河村図書館長

大きい公民館でありますと、1館につき10万円。小さい館でありますと5万円の予算の中で、公民館のほうからの要望を聞きまして、購入しているところでございます。

○磯部委員

本というのは、非常に、児童書、大人の本というのをそういうふうに配慮していただくというのは、各地域には非常にありがたいことだと思うんです

けれども。

しかしながら、そのせっかくの新書、そういうふうに分配された図書がきちんと管理されているかどうかというところは、各12のうちの10公民館ですか、その中でも貴重な税金を投入されて、ほんとにありがたい図書をいただくわけですから、その管理などもきちんとやはり公民館のほうにお願いをしていただかないと、まちまちの状態もあると思っております。

中には、きちんとそういったものを整理して、子供たち、大人にきちんとそういうふうな貸し館をしてらっしゃるところもありますので、一辺倒の、私は一律のことを言ってるわけではないんですけれども、せっかく市費を投入するわけですから、そのあたりの事業評価、いわゆる。きちんとそういったものをしてるかどうかによっても、そういったところの配分というものを厚くする、やはりそういうものを指導するということにもつながるのではないかなと思いますので、ただ単に一律大きいから10万円、小さいから5万円、こういうやり方は、やはり今後この1年間見られて、そういうところにも配慮するべきではないのかなと思っておりますので、そのあたりのお考えがあればお知らせください。

#### ○河村図書館長

そういう御意見もございまして、今年度から司書が出向いて行って、それぞれの公民館の図書について整理整頓を行ったり、整理整頓をされている公民館もございまして。してないところもありますが、一律、全ての公民館について状況を聞きながら、司書が出向いて行って整理整頓をしております。

そういう中で、今後の管理も含めてお願いしたりということもあろうかと思っておりますので、そういうことで、今、実施しているところです。

#### ○磯部委員

了解いたしました。

#### ○森戸委員

219ページの文化センター管理運営事業の指定管理、その下のふるさと郷土館の指定管理。次の221ページの市民ホール管理運営事業の中の指定管理。で、これはどこに指定管理をさせてるんですか。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

財団法人光市文化振興会です。

○森戸委員

わかりました。

その文化振興会はそれ以外に市の指定管理を受けているところ、受諾しているところございます。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

ございません。

○森戸委員

例えば、三島のゆーぱーくでございます。ゆーぱーくは、利用料の収入が指定管理者に入るような仕組みで、努力を引き出すような仕組みがあるんですが、今、文化振興等に出されてる指定管理、こういった努力を引き出すような仕組みがございませうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

3つの館におきましては、毎月セルフチェックシート等の提出を受けて、入館者、使用料の収入状況等を、あと、お客様の接客状況などの報告書の提出を求めており、当然その中で問題、疑義があるようなものは問いただして指導しているつもりでございます。

以上です。

○森戸委員

いえいえ、そういうことを聞いているのではなくて、努力を引き出すような仕組みがありますかと聞いてるんですけど。

○近藤教育次長

ゆーぱーく光のような仕組みにはなっておりません。入館料などは全て市のほうに入っております。この25年度でとりあえず指定管理が切れることから、モチベーションを上げるような仕組みについては、やはり検討しております。

そういう方法も、実現可能か等いろいろ問題あると思いますので、その辺も研究しながら、やはり前向きに検討したいとは思っております。

○森戸委員

ぜひ、お願いをいたします。いろんな管理、入館者数の増減については聞きませんが、努力をすれば何か引き出せるような仕組みを、ぜひ御健闘をお願いをいたします。

それと、223ページの図書館の管理運営事業についてお尋ねをいたします。

この図書館の管理運営事業については、先ほど公民館の購入もございましたが、光の本館と大和の分館という2つの館があるわけですが、分館にはどれぐらい予算が配分されてるのかっていうのがここからはわからないんですが、まずちょっと分館について聞いてみたいと思います。分館についての人員体制はどのようになってますでしょうか。

○河村図書館長

ただいまの御質問でございますけども、大和の分室（「分室ね」と呼ぶ者あり）につきましては、今、臨時職員2名が配置されているところでございます。

で、これにつきましては平成17年4月1日に大和分室「あじさい文庫」ということで、オープンされております。

○森戸委員

今、臨時2名と言われましたが、2人同時に2名いらっしゃるっていうことはほとんどないんじゃないかと思いますが、ほとんど1人でやられている状況だと思いますが、その辺はどうなってますか。

○河村図書館長

今、1名につきましては、職員がちょっと応援してる状況にあります。

○森戸委員

その応援してる状況っていうのは、どんな感じなんですか。

○河村図書館長

日常、今1名ということでありますけども、お昼の休憩時間とか休まれたときにつきましては本館から支援しています。

○森戸委員

だから、休憩のときは1人しかいなくなるわけですよね。ですから、その体制で大丈夫なのかと。1つは、その臨時の方も司書の資格を持ってるわけではありませんから、レファレンスのサービスもできないということになるかと思うんですが、そういった体制の充実についてはどのように考えてらっしゃるんですか。

○河村図書館長

1人でやるっていうのは非常に難しいところがありますので、今後につきましては、臨時職員で資格を持って人と2名体制で行うのが一番望ましいと考えておりますので、そういう体制をつくっていきたいと思います。

○森戸委員

わかりました。ほんと現状では、その資格をお持ちでない場合は、レファレンスのサービスもできないということでもありますので、先ほど生涯学習のプランがございましたけど、レファレンスについて書かれてましたけど、分館においてはそのレファレンスができない状況にありますので、ぜひ、今おっしゃられた体制づくりをお願いをいたします。

それと、この図書館の分室については、非常に中途半端ではないかと私は思います。本の量も非常に少ないという点と、スペースとしても、例えばちょっと話をすれば、どのぐらいの広さわかりませんが声も響きますし、現状からすると非常に公民館の図書室をちょっと大きくしたような程度ではないかと思えますので、この分館自体、どういうふうに関後持っていくのか。今、体制については聞きましたけど、合併時の新市建設計画、その中にはこの分室については、どのような表現がありましたでしょうか。

○河村図書館長

合併協のときに、私、直接出てなかったんですけども、合併協の中での協議内容がどういうことだったんだろうかというのを確認いたしましたら、図書の整備ということで話はあったように聞いております。

○森戸委員

わかりました。分室につきましては、議員の皆様も行って見られたらわかるんですが、閉架のスペースも非常に少ないということで、図書数も少ない。

ちょっと手元に光市が目指す図書館像っていう資料があるんですが、簡単に読んで見ると4点ほどあって「市民参画による市民図書館を目指します」と。で、「市民の課題や疑問に答えるコンシェルジュの図書館を目指します」と。3点目が「子供の読書活動を推進する子供の読書活動支援図書館を目指します」と。4点目が「自然豊かで親しみのあるスローライフの図書館を目指します」という4点の図書館像がございます。で、この図書館像に近づけていくために、この分館の位置づけはどのように考えておられますでしょうか。

○河村図書館長

今、委員さん申されました基本方針4つあるわけがございますけども、いわ

ゆる市民参画による市民図書館につきましては、図書館協議会を設置して広く意見を聞いたり、それから司書のスキルアップを図る講座を設けたりということと取り組んでいこうと思いますし、それが図書館全体としての考え方をする中で、やっぱり本館も分室も共有した形での取り組みをしていきたいなというふうに思っていますし、また、コンシェルジュにつきましては、職員の研修会の参加でありますとか、いろんな行事を予定しておりますが、それも含めて計画でございますが。あとは、読書活動の推進支援図書館につきましては、今までやっているような講座あるいはお話し会、あるいは出前のお話し会等も含めて、また小中学校への巡回図書、そういったものも含めた中で取り組んでいきたいというふうには考えております。

#### ○森戸委員

わかりました。ぜひ光市が目指す図書館像に向けて、頑張っていたきたいと思います。

で、この分室とも連携するんですが、最近、著名作家の著作権が切れて、オンライン上でその図書自体を見られる機会というのが、非常に安価で見られることが可能になってまいりました。ぜひ、こういった分室といわれるようなところに関しては、スペースにおいても、レファレンスにおいても、人的なものについても限られるわけでございますから、そういった電子関連の書籍をふやしていくという方向性も一つの方向性なのかなと思います。

いろんなところでは、タブレットの端末なんかを設置をしてやってるような図書館もございますので、ぜひ、そういった電子的な図書館の電子図書館というような形の方向性が一つ考えられないでしょうか。

#### ○河村図書館長

ただいま委員さんからの御提案もございましたが、この件につきましては、研究しながら検討したいと思いますので、よろしく願いいたします、

#### ○森戸委員

わかりました。今、分室についてはお尋ねをいたしました。スペース的にも限界にきてるような状況であろうかと思っておりますので、今後、都市計画の中であの場所がどういうふうになっていくかわかりませんが、アイデアを絞って、図書の充実も含めて光市が目指す図書館像に向けて努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

#### ○加賀美委員

やっぱり今のような現状、厳しい財政のもとでは補助金とか負担金というようなものにどんどん手をつけていくということでやってらっしゃると思いますけども、特に負担金問題について、おつきあいのなそういう会には、思い切って脱会していくべき性格のもんがたくさんあると思うんです。

今223ページの図書館のところ。これ、金額非常に少ないんですけど、3つほど負担金があるわけです。本当に一番下、223ページの下側、山口県図書館の協会の負担金とか、地方史学会負担金、図書館協会負担金。どうしても運営する上で必要不可欠っていうところは、やっぱりそりゃ残さんにやいけませんけども、どうでもいいところは全部切っていくちゅう姿勢が必要だと思っんです。

そこで、この3つ、本当に必要なものかどうか。これがなくては図書館の運営ができないんだというものであるかどうか、そこらあたりの、ちょっとこの3つについての性格を教えてくださいたいと思います。

#### ○河村図書館長

まず1つ目の山口県図書館協会。これにつきましては、山口県下の公立図書館が皆加盟しておりますので、各公立図書館等の情報とかも、一応様子がわかるような形でありますので、これは非常に大事であると思っております。

で、山口県地方史学会負担金。これにつきましては、これもやはり各市町においての、地方史におけるそういう学会がありますので、そういったところからの郷土史等の情報収集もできるということで、これも一応引き続き加入したいと思っんです。

で、日本図書館協会負担金につきましては、図書館自体の親元といいますか、全国の図書館協会はあるわけですが、そういったところから、全国のそういう図書館の情報あるいは新着情報など、そういったものが情報入ってまいりますので、そういったことも、やっぱり今後を見ていくということになれば、情報は必要かなというふうに考えております。

#### ○加賀美委員

もちろんそりゃあったほうがいいのはわかってると思うんです。情報というのは、いろんな角度で取れるような状況になってるわけだから、もうこんな、例えば山口県地方史学会なんて地方史学会の中でやればいいんであって、こういうものもどんだのけていくという姿勢が必要じゃないかと思うんです。ほんとに絶対、先ほどの図書館協会負担金なんかちゅうのは、これどうしてもなけりゃまずいんだっちゃあ、そりゃ残すべきだと思っんですけど。

やっぱりこれ、全体的な考え方見てこの7割か8割ぐらいは必要性がないも

のちゅうのは、みんな切っていくちゅう姿勢も必要じゃないかと思います。これは、今後の検討課題だと思いますので、そこらあたり、また検討していただきたいと思います。

以上です。

○中本委員

それでは、簡潔明瞭に質問いたしますのでお願いをいたします。

219ページ。伊藤公資料館管理運営事業が1,318万8,000円という事業費であります。非常にこの施設は平成9年にできまして、いろんな歴史を学ぶ施設としていろんな役割を果たしてきたというふうに思っておりますが、今この予算化の中で、光熱費あるいは委託料、あるいは人件費含めて、ほとんど管理事業が目いっぱいであるというふうに思っております。

25年度の教育委員会の体制として、どういう形で取り組んでいくのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○伊藤伊藤公資料館長

伊藤公資料館の管理運営事業の当初予算のうち、維持管理費あるいは運営費がほとんどです。それ以外は、遺徳継承事業といたしまして68万9,000円、これは年2回の企画展及び子ども歴史講座の経費です。

そこで、子ども歴史講座の伊藤公学習帳を初めとして、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、職員のアイデアを出し合いながら実行してまいりたいと思っております。

○中本委員

24年度の事業を継承して消化するというような中身かなというふうに思っております。

今回、民間の減額等、あるいは高校生の無料化ということで入館率を2割アップでしたか、それぐらい見込んでいるということでありました。その意気込みを25年度にどのような形であらわしていただくのか。

で、なかなかこの歴史ある資料館の先行きが見えない。教育委員会としての位置づけがどうなってるんでなというような声も聞きますし、もうちょっと有効利用しながら、この施設の先人が残した足跡ついて、時代に継承するっていうことが重要な役割であるというふうに思っておりますので。

もう合併10周年を迎えるということになっておりますので、ぜひ、やっぱりもうちょっと位置づけを高くして、せつかくの歴史ある資料館でありますので、もうちょっと頑張って知恵出してやらないといけないというふうに思っております。

ます。長くは言いませんが、ぜひ、合併10周年がありますので、そういう思いを込めて、しっかり頑張っていたり、何かをお願いをしておきます。

終わります。

○木村（則）委員

1点だけお願いします。

223ページの図書館の管理運営事業の中で、これまで予算審議には同様の質問があったらうとは思いますが、ちょっと改めて教えてください。

図書の購入に関してなんですけれども、もちろん、その図書館において図書の充実というものが最も重要であることは理解いたしますけれども、この図書購入費1,200万円という金額は、ここ数年どういった推移をしているのでしょうか。

○河村図書館長

この1,200万円の予算経費につきましては、最近はやや横ばい状態で、ずっと1,200万円を維持しておるといった状況です。

○木村（則）委員

ちなみに、これ決算のときに資料として出てくるんでしょうけど、この数年の図書館の利用人数っていうのはどんな感じですか。ちょっと記憶の範囲で結構なんですけど。

○河村図書館長

ただいま御質問の利用人員でございますけれども、ちなみに23年度におきましては、入館者数が8万6,357人、22年度がちょっと細かい数字は覚えておりませんが8万人ぐらいということで、ほぼ同じような状況が続いております。

○木村（則）委員

最後に、この1,200万円の本の選択ですよね。どういった観点でちょっと選んでらっしゃるのか教えてください。

○河村図書館長

これの資料の収集につきましては、光市立図書館資料収集要綱というものを策定いたしまして、要綱に基づくものと含めて、資料の収集基準というのは各分類があると思います。0から9まで。そういったものの中で、どういったものをそろえていくんだというような基準を定めております。それに従って、図

書館司書が最終的に選定いたしまして、購入していくという形を取っております。

○木村（則）委員

わかりました。ちょっとその内容に関して、また別途教えていただこうと思います。

最後に、1,200万円が高いのか、安いのかという判断はなかなかしにくいなとも思うんですけども、これ例えば、新規の図書館がこの予算を持って全部購入していくということだけではなくて、例えば市民の側から図書、一度読んだものを少し提供していただくとか、そういうような少し改革っていうのは考えられないのでしょうか。

○河村図書館長

市民からの提供ということでございますけども、新刊につきましては確かに購入しております。ただ、市民から本は買ったんだけどもう読んだから引きとってもらえんのだろうか、そういう寄贈のことも含めて、お話があれば一応引き取りをして、図書館にないものにつきましては登録して、皆さんに貸し出しをしていくというスタンスを取っております。

○木村（則）委員

わかりました。ちょっとスタンスというのが、ちょっとよく理解できないんですけども、そういう仕組みがあるというふうに理解いたしました。

しかし、そのあたり、新刊に関してもほとんど割と短期間の間にどんどん提供っていうのもあるかと思っておりますので、このあたりちょっともう一回、今回の予算委員会、財政健全化計画に基づくというような言葉が冠についてますので、ちょっと検討が必要なのかなというふうにちょっと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

説 明：末岡体育課長 ～別紙

○近藤教育次長

読むときは382万2,000円と申しております。これは、383万2,000円が正解といたしますか、読まなきゃいけなかったとございませぬ。

済みません。

## 説 明：呉橋学校給食センター所長 ～別紙

### 質 疑

#### ○森重委員

それでは、学校給食センターの施設整備着手ということで、ちょっとお聞きをしたいと思いますけども。

アレルギー対応です。今後、この建設される給食センターのアレルギーの児童生徒に対する給食の対応ということで、さまざまな設備、いろいろやっているところがございますけども、光給食センターはどのような方法を取られるのか、まずお聞きしたいのと、それから今、全校児童生徒で一応アレルギーを持っている子の数等、掌握されてましたらお聞きいたします。

#### ○呉橋学校給食センター所長

まず、新センターのアレルギー対応についてであります。アレルギー専用室を整備いたしまして、誤って原因食物が混入をしない安全・安心なアレルギー対応食を調理し、児童生徒に給食を提供したいと考えております。

そしてもう一点、アレルギーを有する児童生徒の人数であります。現在、医師の診断を受けているアレルギーを有する児童生徒は147人と把握しております。

#### ○森重委員

最近のやはり子供、徐々にアレルギーの持っている子供がふえてきておりますし、また、昨年も東京の小学校でアレルギー性のある子供が死亡したというような、このような事故、あってはなりませんけども、さまざまな要因が今後、危険が伴うそのような給食ということがいわれております。

で、今、専用室を設けられて、いろんなものが混ざって入ったりしないような、そういう対応をされるということですけども、このアレルギー食に対応する除去食、合わないものを除去する、そういう食事を出すのか、また代替というか、ほかのものを使ってそのような同じようなものを出すという、いろんなパターンがあるんですけども、その辺はまだ今からですか。お考えでしょうか。

#### ○呉橋学校給食センター所長

アレルギー対応食については、詳細なものまでは詰めておるところではございませんが、基本的には除去食を中心としながら、栄養バランスが崩れないよう、簡易な代替品も提供することが可能なように検討を進めておるところです。

○森重委員

せっかく新しい給食センターつくられますし、また、時代背景がこのように今現在空気の状況もよくありませんし、さまざまなアレルギー性を持つてる子供がふえておるといことで、近隣の学校でもさまざまな生徒がふえておるとい実態をお聞きしております。

で、県内でも、食物アレルギー事故が随分ふえてきているということも新聞にも載っておりますので、一点だけこれお聞きしますけども、今ちよつとそういうアレルギーを持っている子がショック症状が起きたときに、エピペンという、そういうアレルギーのショック症状を抑える、そのような対応ができる自己注射器というふうなものもあります。これも昔、私一般質問でやったことございますけども、徐々に徐々に今認識を持たれ、浸透している状況ですけども、光市にはこういうふうなエピペンを、これ個人情報になりますから難しいところですけども、そういう実態はあるんですか。

○呉橋学校給食センター所長

現在、光市立の学校ですが、小中学校に在籍しておる児童生徒については、エピペンを持参しておる生徒児童はおりません。

ただ、今年度卒業した中学3年生の生徒2名がエピペンを学校に持ってきており、先生全員が情報共有をしておったということをお聞きしております。

○森重委員

やっぱりこれから身近な問題になってくると思えますけども、お話にお聞きすると、消防でもやはり蜂に刺されたときの対応で、こういうエピペンはもう既に活用はされてるそうなので、これもやはりかかわる教職員も、そういうやはり認識または使い方でも、やはり今後は訓練をしていくというふうなことも、重要になってくるような時代になってまいりました。

消防署では、トレーニングキットといてそういう研修をされることもあるやに聞いてますから、またこういうところもしっかり充実をさせていただきまして、ちよつと給食センターとはちよつと離れるような話題でもありますけども、児童の事故が決してあつてはなりませんので、そのあたりも十分今後検討していただきたいことを要望しておきます。

で、これは学校関係では、これまでいろいろ食物アレルギーに関するこれまでの事故等の件数を把握をされてるんですか。何か通達かなんかで把握をされてるんでしょうか。各学校関係では。

○呉橋学校給食センター所長

現在、件数については、センターでは掌握はしておりません。ただ、こういう事例があったという報告は、こちらのほうに得るようにはしております。

○吉村学校教育課長

アナフィラキシーショックの状況について、今、給食等でこうした症状が出たという報告は、現在、ここ4年間は受けておりません。で、確か学校安全体育課、県の、そちらのほうから何回かこういう調査はあったように覚えておりますが、そのときの報告については0で出しております。

で、現在、教育総務のほうに学校保健の担当が移りまして、調査があつて出すときには、こちらに協議をかけておりますので、現在そういう状況は聞いておりません。

なお、エピペンにつきましては、医師の指導を受けて行うものであるか、それとも任意できるものであるかについては、ちょっとこちらのほうで研究をさせていただきたいと思います。いずれにしても、子供の命にかかわることですので、学校の中では共通理解等、図っていくことは大切であろうかと思っております。

○森重委員

すいません。ちょっとかけ離れた話題になりましたけども、初期対応がとても大事なアレルギーでございますので、そのあたりもしっかりここでお願いをしておきまして、要望させていただきます。

以上です。

○森戸委員

229ページの体育施設管理運営事業について、お尋ねをいたします。

昨年の12月の委員会でも申し上げましたが、体育施設を利用されて、減免申請受けてる団体、減免の団体はキャンセルしたときはただで、一般にお借りをしているところはキャンセル料が取られると、そういう不公平な状況を是正をしてくださいというふうにお願いをいたしました。

できれば、そのキャンセル料についても、ただならただという形に合わせるのが一つの方向だと思いますが、どのように検討されましたでしょうか。

○末岡体育課長

昨年の12月の委員会で、森戸委員さんのほうから免除を受けている団体、そして有料団体のキャンセルにつきまして不公平であると御意見をいただいたと

ころであります。

対応と検討でありますけれども、対応につきましては、スポーツ少年団等の活動等で免除を受けている団体、これにはキャンセルがないよう、使用計画書を出して計画的に使用をしていただくこと、使用しない場合は早めに報告をしていただくと。そして、利用機会をさまたげることがないよう徹底を図ってきたところであります。

そして、有料の団体につきましては、申請時に使用の状況を必ず聞くようにして、使用の確認をした上で使用料を納めていただく対応をしているところであります。

免除を受けている団体と有料の団体のキャンセルについては、同じ行為だというふうに認識しておりますので、皆さんが公平な使用徴収と思われるよう、新たに有料化した施設の使用料についても、今後精査させていただいて公平な運営等図る上で、もう少し検討の時間をいただきたいというふうに考えております。

以上、終わります。

#### ○森戸委員

ちょっとお尋ねしますが、有料で支払ってる団体の使用の確認をされて料金を払い込むということですが、その辺、もうちょっと詳しく教えてください。

#### ○末岡体育課長

今までは使用申請書を利用団体から出していただいて、それを台帳に記入して、空いておれば使用許可書を出して使用料を納めていただくという形にしておりましたが、再度そのあたり、各団体の申請につきましても、確実に使用できる日にち、これを聞きまして、もし人数がそろわないような場合がある日については仮予約という形で、それを除いた日数についての使用料をいただいているというふうな方法で、使用者に対して確認を再度しておることになります。

#### ○森戸委員

ちょっと、ますますわからなくなってきましたんですが。仮予約をしたらキャンセル料は免除というか、仮予約の制度が、そんな制度ができたんですか。

#### ○末岡体育課長

言葉上、ちょっと仮予約というふうな言い方をしましたけども、仮予約という制度はできておりません。申し込みを受けて、確実に使える日の使用料をい

ただくようにすることで、大体使用者は何曜日の何時から使用されるというふうなケースが多くありますので、例えば、第3水曜日を使用しておれば、その日の人数がそろわないようなことがある場合には事前に聞いて台帳のほうには記入をしておきますけども、実際の使用申請はその日を除いた申請をしていただくということで、使用料を納めていただく対応をしているところであります。

○森戸委員

ちょっと理解できないので、恐らく借りられる方も理解できないと思いますよ、そういう仕組みは。

で、有料の団体に関しては、借りれなかったということがあった場合、キャンセル料を取られますよといったことは、きちんとお伝えされてるんですか。

○末岡体育課長

新たな使用料は昨年7月からお願いしておりますが、5月に各公民館に5カ所行きて、キャンセルは使用料を取りますという説明をしているところがあります。

○森戸委員

公民館で説明されるのは結構なんですけど、借りられるとき、申請されるときにきちんと言わないと、それわからないんじゃないですか。公民館に言うて、その公民館からいろんな団体に伝わるかちゅうたら、伝わらないでしょ。

○末岡体育課長

公民館に使用団体に集まっていたいただいて、説明をいたしました。言葉が足りなくて申しわけありません。

○森戸委員

どっちにしても、それは今言われたのは、24年度の5月のことですよね。今5月って言われましたから。それは、私が12月に指摘をしたことの以前の話は今されても困るんです。さかのぼって。

結局、キャンセル料に関しては、検討をしてるんですか。結果してないし、してたとしたら、団体についてもう一度かかりますよということを徹底したとか、そんな話が出てくるだろうと思うんです。

キャンセルがない減免団体に関しては、早めに取りってくださいよっていうのも、私が指摘した後、やられたことなんですか。

○末岡体育課長

免除を受けている団体には、12月以前にもそういうふうな願いをしております。またそれ以降も引き続いて、徹底を図っているところであります。

○森戸委員

わかりました。徹底を図られたということであれば、何かしらの動き、アクションはあったということで理解をいたしますが、結論としては不公平な状況ってのは変わってないんです。もう指摘をして3カ月たって、こういう声ってのはいまだに横たわってますので、早急に検討していただきたいと思います。早急に。

○委員長

要望でいいですか。

○森戸委員

もう一度お尋ねいたします。

○末岡体育課長

検討させていただきます。

○森戸委員

前回も、そういうお答えだったと思うんです。年度が変わるわけですから。もう結論出さんといけないんじゃないんですか。いかがですか。

○末岡体育課長

早めの対応で考えております。4月、5月あたりには結論が出せるように進めさせていただきと考えております。

○森戸委員

新しいことをやられる場合は、年度が変わった時点で適応されるのがスマートじゃないかと思いますが、いかがですか。

○末岡体育課長

新しいことをやるには、やはり年度が変わったときにやるのがいちばんスマートだというふうには考えております。しかし、新しく使用料を取りだした体育施設につきましては、7月1日から始めたものですから、1年たって、もう

一度精査をしながらそのあたりも考えていきたいというふうには考えておりません。

○森戸委員

一からもう一回戻ります。不公平な状況だということは認識されていらっしゃるでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○近藤教育次長

まず、ちょっと問題点を整理させていただきたいんですけども。基本的には、まず今まで無料だった施設を有料化した中では、当然スポーツ少年団とかについては無料としております。ですから、その時点で厳密な意味では不公平が生じているわけですけども、今、委員が御指摘になられるのは、その数日間、やっぱ予備の日もそれは含めて、要は押さえて、それが片方はキャンセル料を取られる、片方は免除されているということで取られない。だから安易な仮押さえが横行しているという部分だろうと思います。

で、その部分につきましては、まずいきなりそれを対抗手段でというよりも、まず無料であることについて、やはり意識があまりしっかりしていらっしゃる団体もいらっしゃるんで、こちらに理解を求めて、これが皆さんが仮押さえ、むやみにするのがいかにほかの方々の迷惑にもなるということをちゃんと理解していただく、こういう努力をさせていただきたいと思います。

で、それでも全然それが治まらないようであれば、私としてはやはりこれは有料化にすべきだというふうに考えます。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

○加賀美委員

学校給食センターの今後のあり方について、ちょっと教えていただきたいんですが。

いわゆる今、学校給食センターが27年からスタートするんですか。スタートしたときに、今ある浅江と大和の施設の転活用はいつごろから実施するのかと。

つまり、だから今の計画でいけば、当面は新しい施設をつくっても2つの施設は残しておくのか、それとも、もう新しい施設ができれば、転活用して次の

ところに使うか、売却するか、何かそういう検討はいつ、どういう形でされるのか、計画がわかれば教えていただきたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

まず、新しいセンターの共用開始ですが、26年9月を予定しております。26年の9月から共用開始になりますと、大和、光、この両センターについては、給食施設としての役割はもうありません。

そして、跡地利用についてですが、これは売却等含めて、今、検討を始めておるところです。

○加賀美委員

検討を始めている、それは結構だと思います。で、基本的には26年の9月にオープンをしたら、そこで全部カバーできるよと。だから予備として、今ある施設を補完設備として置いとかなくてもいいよという考え方で進めておられるのかどうか、そこだけの確認しておきたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

そういうことでございます。

○加賀美委員

了解しました。

○四浦委員

今、議論されている学校給食センターについて、私は大分これから工事も進んでいくんですが、不安も感じてます。

この山口県下でもちょっとまれにみるというか、一センター方式になっているという点で、一つのセンターで4,000の給食をつくるというふうなこともその一つですが、光市は突出した形でもあるんですが、これが民営化をされています。今、学校給食センターの職員の人件費のところにも出てくるように、もうほとんど事務職、管理職というようなところに正規の職員というか、そういうものが限られております。

また、もう一つは栄養士が非常に給食数の割合からすると少ないという問題で、12月議会に確か記憶しておるんですが、多少栄養士の問題については触れてみましたが、そこでの触れてない部分について、少し踏み込んでお伺いをしたいと思います。

まず一つ。山口県下における全市、町の栄養士の数は掌握されておりますか。

それは何人になっておりますか。

○呉橋学校給食センター所長

県下の栄養士の数ですが、159人、これは24年の5月1日現在の数値でございます。

○四浦委員

これは12月議会と重なる話になりますが、新しく一センター方式になってこれが稼働し始めたときに、栄養士の数は何名になる予定ですか。

○呉橋学校給食センター所長

国の基準では2名、そして加配がつけば3名ということになります。

○四浦委員

加配については、どういふシステムで進めていけますか。

○呉橋学校給食センター所長

加配につきましては、食育指導の充実のためには必要と考えております。学校教育課を通して、県教育委員会に要請しております。

また、加配希望文書、こういうのも県に出しております。

○四浦委員

県内の各地の例でいいんですが、加配が認められた、いわゆる自治体と認められなかった自治体とは、どういふ傾向にありますか。

○呉橋学校給食センター所長

これは、加配についてはどこにつけるといふ明確なルールはありませんが、通常、食数の多い施設につく傾向があるというふうには聞いております。

○四浦委員

ちょっときちんと答えてないけども、じゃあどういふ自治体だったですか。加配が認められたのは。

○呉橋学校給食センター所長

現在、加配がついておる市町ですが、岩国、田布施、周南、下松、防府、宇部、下関、萩というところでございます。

○四浦委員

それは、その加配は一名だけだったんですか、今の自治体は。あるいは複数ありましたか。

○呉橋学校給食センター所長

一名というふうに理解しております。

○四浦委員

加配そのものが今後どうなるかわからないということで、何か学校教育課長にお任せするような話がちょこっと出ましたが、これは全力を挙げていただきたいと思います。

私は、次の質問はわからないから聞くんですが、栄養士の数が4,000で2人、2,000食に1人ちゅうような加配が認められなかったら、こんな状態というのは山口県下でほかにはないです。ということなんですが、加配が認められようが、認められまいが、栄養士の数というのは、もっと積み上げていく必要があると思います。施設建設費、それからランニングコストというのは一番低いやつを選んできましたから、こういうところは少し贅沢に構えた方がいいと思いますが。

県が加配1名認めた、あるいは認めなかったという場合で、2人でやるか3人でやる場合でも、1人ふやそうとおもったら、3名を4名にするとか、2名を3名にするとかいうふうなことは、県が栄養士を配置をしてくれない場合、市のほうでこのことを、栄養士を配置をしていくということはできるですか、できないんですか。

○呉橋学校給食センター所長

単純に、県の栄養士に加えて、市の栄養士を配置できるか、できないかという問題であれば、できます。

ただし、それをするかどうかというのはまた別物になります。それについては仮定のお話はできませんけど、いろんな研究はしていく必要があると思います。

○四浦委員

おおよそわかりました。いわゆる県の負担で栄養士を配置できるのが、2名か3名かということです。そうしますと、それ以外に栄養士の数をふやしていく、1名とか2名とかふやしていく場合は、それは県から派遣されるものでは

ないから、市のほうがそういう人件費を見ればできるんだと。仮定の話です、あくまでも。そういうことなんですか。

○呉橋学校給食センター所長

今お答えしたのはできるか、できないか。その点だけの答えであれば、できないことはないという、そういうことであります。

○四浦委員

だから、市のほうが人件費を見れば、栄養士を配置することはできるのかと聞いているんです。

○呉橋学校給食センター所長

それは先ほどお答えしたと同じです。できます。

○四浦委員

先ほどアレルギーの話なども出てきましたが、新聞報道等によれば、アレルギー対策も非常に栄養士が役割を果たすというふうなことで、全体として、この栄養士の配置っていうのは、私は重要視をせんにゃいけんというふうに思います。

ちょっとこれは所長に聞くというよりは、市長にお伺いをいたしますが、市長のお考えを聞かして頂ければと思います。

○市川市長

まず、教育委員会でお話をすべきだというふうに思っております。

○四浦委員

つれない返答をいただきまして、御自身の意見を言われないうことなんですか。また次の機会にでもお伺いしますから、今度は答えられるようにしてほしいと思いますが、研究も進めていただけたらというふうに思います。全国あるいは全県を見渡して、今光市の学校給食がどういう位置にあるかということを見極めながら、ひとつ栄養士の問題は重要視をして取り組んでいくべきだと思います、

給食センターの問題ですが、もう一つお尋ねします。

光市学校給食センターの規則第7条に、学校給食を適正かつ円滑に運営するために、給食会を設置するという条項があります。私、わからないから聞くんですが、給食会というのを設置されてるわけでしょうね。

○呉橋学校給食センター所長  
設置しております。

○四浦委員  
どれぐらいの頻度で開かれておりますか。

○呉橋学校給食センター所長  
現在、総会、理事会、また必要に応じて会議を開くようになっておりますが、昨年度においては総会、理事会というところでございます。

○四浦委員  
時間のことも気になりますから簡単に聞きますが、その総会や理事会で出た——どういう性格のものか、よくつかまんま質問するのは恐縮ですが、特徴的な意見とかはいかがですか。

○呉橋学校給食センター所長  
まず、決算や予算に対する質疑等、または滞納に対する質疑等がございます。

○四浦委員  
これもまた市長と一緒に、つれない、中身のわからん返事をいただきましたが。また、引き続きお伺いしますが、今日はこれでとめます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## 2 市民部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第12号 光市地域づくり支援センター条例の一部を改正する条例

説 明：高橋地域づくり推進係長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

この中身については財政健全化計画の一環であって、これはもう仕方がない

ことだと思っうんですね。その中でお尋ねをしたいのは、減免措置の問題で、このセンターは勤労者体育センターでしたかね、前は。だからそれに伴って、いわゆる減免範囲が非常に広がってると思っうんですね。その辺ほどの範囲が減免対象になっているか、教えていただけたらと思っいます。

○高橋地域づくり推進係長

ただいまの件についてでございますが、今減免対象となっておりますのは、市民活動団体として登録をしておる団体、これが減免対象となっております。

○加賀美委員

市民活動団体ということは、このセンターのみそういう適用になっているのか、そのあたりちょっと教えていただきたいと思っいます。

○高橋地域づくり推進係長

このセンターのみの適用ということになっております。

○加賀美委員

それはどういう規制のもとに、どういう何ていうんかな、取り決めのもとで、それはせざるを得ないのか、それとも、これは市の判断でこれはそういうところは公正・公平に市民団体といえども、もう活動団体だったら取ったっていいじゃないかという感覚でやれないのかどうか、そこの何ていうんかな、これはやれないもんか、それともやれるものか、そこあたりについてちょっとお尋ねしてみたいんですが。

○高橋地域づくり推進係長

ただいまの件についてでございますが、地域づくり支援センターという施設の性質上、やはり市民活動団体で登録をしている団体につきましては減免をしていこうというような形で考えております。

○加賀美委員

わかりました。そういう方針をずっと貫いていくということですかね。だから、そういう方針でここは使うときは市民団体であれば、もうもらわないと。それ以外の方については使用料を払ってくださいと、そういうスタンスをずっと貫いていく予定ですか。それは地域づくり支援センターだからそうなるんか、それとも前の勤労者体育センターの取り決め、それでなっていくのか、そこんところは後の後者のほうなんですか、前者のほうなんですか。

○高橋地域づくり推進係長

前者のほうでございます。その地域づくり支援センターという施設の性質上、減免をするというものでございます。

○加賀美委員

だったら町内会がそこで役員会開くとか、そういうことも含めて地域のいろんな、登録してもらわないけんちゅうことね。登録すればいいちゅうことですね。わかりました。

○四浦委員

本論に入る前に、今のは正確に答えないけんでしょ。勤労者体育センターのことかと、こういつて聞きよったようなふうに私は受けとめたんだけど、それは全く関係ないんじゃないの。勤労者体育センターというふうに言いませんでしたか。

○委員長

四浦委員、先ほどは加賀美委員が言われた言葉であって。（「そうそう」と呼ぶ者あり）ですから、高橋係長が言った言葉でないので、その部分では御理解いただければと思います。（「御理解はするんじゃないけども、正確でない話をしとるんじゃないから、それはやっぱりきちんと言わにや」と呼ぶ者あり）

○四浦委員

これの一つは、使用料の新旧について体育室の冷暖房料というのは、全面を使った場合と半面を使った場合と、これをどの場合でも半面使った場合でも同じように全面の料金ということになるわけですか。

○高橋地域づくり推進係長

委員仰せのとおりでございます。構造上、やはり半分だけエアコンをかけるということができませんので、これはもう全面、半面同じ値段ということになっております。

○四浦委員

それじゃ、ちょっと意地の悪い言い方すれば、何で今まではこうなってたんですか。今までは全面と半面を分けてたんですが……。分けてないのか。失礼しました。深くおわびします。影響額はいかほどになりますか。

○高橋地域づくり推進係長

この改正によります影響額でございますが、今のところ体育室、それから会議室使用料、これを利用時間等で計算をいたしまして3万6,000円ほどの増という形になると見込んでおります。

○四浦委員

ついでに言うてください。幾らから幾らになるか、影響額。

○高橋地域づくり推進係長

今の分については料金10円、それから使用料については10円、体育室については20円アップになります。これと平成24年度の使用時間の実績というものを掛けて算出したものが3万6,000円ということでございます。

○四浦委員

質問に答えてないのですが、部長、答えるですか。

○岡田市民部長

23年度の実績でございますが、それから見ますと、年間双方で約100万円程度のものでございました。それからいえば3万6,000円増額すると、103万6,000円ということになるかと思えます。

○四浦委員

終わります。

○木村（則）委員

関連でお尋ねします。

この体育室を半面ほど別々のグループなり団体が使用した場合も別々に冷暖房費って徴収するんですか。

○高橋地域づくり推進係長

これは実際は運用の話になるんですけども、話し合いをしていただくというような形にしております。つまりエアコンが要る団体が例えばかけるということで、半分のところで話をしていただいて、それぞれ折半していただくというような形でお願いをしております。

○木村（則）委員

わかりました。それはわかるんです、半分使っても冷暖房費が1室分かかるというのはわかるんでしょうけれども。ただ、そういうことで使用料を決めるよりは、やっぱり半分なんだからという、冷暖房費も半分ということのほうが考え方としては公共の施設としてはふさわしいんじゃないかというふうに私は考えますけども。

討 論

○四浦委員

議案第12号光市地域づくり支援センター条例の一部を改正する条例については、市民負担をふやすということと、それから光市財政健全化計画というものは私は非常に一方的なものであるというふうに理解しています。なぜなら、市の財政事情だけを特化させ、市民の暮らし、あるいはスポーツの愛好家の気持ち、そういうものを酌み取らない仕掛けになっているということを強調して反対討論を早く閉じたいと思います。

○磯部委員

それでは、議案第12号光市地域づくり支援センター条例の一部を改正する条例に対して賛成の立場で討論に参加したいと思います。

先ほど執行部からの説明の中で財政健全化計画の一環として5%アップということは、ある意味公正・公平、財源確保という観点から理解ができるものがあります。

また、この財源確保によっては、さらに市民サービスの一環としての向上につなげていただきたいということと、また、体育室なんかにおいては一定の配慮、前回の値上げ、無料から初めて料金を取るようなことになったところから、一定の配慮もここにはあるということも理解しておりますので、今後ともそういった財源確保に向けた市民サービスをより市民の皆様に御説明いただいて理解をいただけるようお願いを申し上げて討論といたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

②議案第17号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明：田中市民課長 ～別紙

質 疑

○四浦委員

このような超大幅な値上げをやると非常に心配になるのは、払いたくても払えない被保険者が急増してくるのではなからうかなというふうに思います。

さきのちょうど1カ月前に議会報告会意見交換会が開かれて、あの中でマスコミ報道を引用して収納率の県内ワースト1が光市であるという紹介が意見の中で出されましたが、これは最初にお伺いしますが、正確にはどういうことだったですか。

○河村収納対策室長

正確に申しますと、滞納世帯率ということになります。実際には23年6月1日現在、加入者に対する滞納者を報告しなければならないところを過年度も含めた滞納者数で報告しておりましたので県内のトップという形の報道がなされております。実際には、まだ低い数値を本来報告すべき数値であったと理解しております。

○四浦委員

念のためお聞きしますが、それは訂正をされましたか。

○河村収納対策室長

決裁を受けまして、今から訂正を県のほうに報告するところでございます。

○四浦委員

それでは、二、三お伺いをしたいと思いますが、非常に厳密にといいますか、滞納者に対するコンタクト、接触をして、いろいろ悩みを聞きながら収納率の向上を図られていると思いますが、まずは苦労話を聞かせてください。

○岡田市民部長

前に戻りますけど、先ほどの収納対策室長の発言でございますが、一応今回の数値の修正につきましては既に県に報告済みでございますのでお伝えしておきます。

○河村収納対策室長

苦労話といいますか、収納というのは直接滞納者の方と接してお話をいたします。その中にはいろいろな事情で払えないという方との折衝等で苦労しているというのが実情でございます。

○四浦委員

よくわからないお答えをいただきましたが、それじゃちょっと踏み込んでお聞きをしますけれども、全国的に光市だけじゃないですね。全国的にやっぱり払いたくても払えないというような人たちがふえてきている。それは悪循環をずっと繰り返してるからです。保険財政が赤字になるから、それで光市のように自動的に国保税を引き上げる。そうすると収納率が落ち込む。払いたくても払えない人がふえてくる。またその赤字になるから保険税を上げていくと、こういうふうなこと。ちょうど光市がモデルになるような話なんです。そうしますと光市内の場合で被保険者でいろいろ何度も接触したけれども、払いたくても払えない、そういう人の比率は、あるいは世帯の比率はどの程度ですか。

○河村収納対策室長

私ども収納対策室では、国保税だけでなく、市税も同時に徴収しておりますので、国保税だけで算定し、実際に数値を出しておりません。滞納世帯には払えるのに払わない世帯、それぞれの事情により払えない世帯等があります。基本的には払えない世帯はないものと収納対策室では考えております。

議員仰せの世帯とは、少額な収納にもかかわらず、保護の申し出をされておられない世帯と推察いたします。このような世帯にありましては、来庁いただき、生活状況等お聞きし、実態調査等を行った上で、払える範囲内での少額分納等をお願いしているところでございます。

○四浦委員

いま一つわからない話なんです、国民健康保険法の第77条、御存じでありますか。失業や倒産、経営不振や世帯主の病気など、特別の事情がある被保険者に対し、市町村が条例を定め、国保税を減免できると規定をしております。光市ではそういう条例を定めておりますか。

○山根税務課長

国民健康保険税の減免につきましては、光市国民健康保険税条例第26条第1項第1号に災害等により生活が著しく困難となったもの、またはこれに準ずると認められるものと定めております。対象者を減免するということにはしております。

また、この取り扱いにつきましては、光市税条例に基づく個人市民税の例によるということとされておりまして、減免の割合などにつきましては光市税条例施行規則で定めております。

○四浦委員

せっかくですから、少し踏み込んで具体的にお聞きしましょう。

ある人が被保険者が、被保険者になったと言うべきやね、自己都合ではなくて失業したのために国民健康保険に加入するという人が出たとします。そうするとこれは基準からすれば前年の所得が基準になりますから、失業して収入はゼロになったにもかかわらず払わなければならない。そういうことに対して全国的な流れは非常に温かい流れが出てきておりますが、光市の場合はいかがですか。

○山根税務課長

非自発的といいますか、倒産、解雇等によって離職を余儀なくされた方については軽減の制度があります。これは前年の給与所得を3割にして国民健康保険税を計算をしております。

○四浦委員

2009年ですから、今から4年前、平成で言えば21年の4月に厚生労働省がこうした失業で国保加入者になった人に対する条例減免を行うよう通達を出した。御存じですか。

○山根税務課長

非自発的失業者に対する軽減は、平成22年度から軽減をしております。

○四浦委員

全国的にその減免の適用を受けた最新の例でいいです。その被保険者数はいかほどか、それはパーセントで言うとどうか、押さえておりますか。

○山根税務課長

全国的な数字は持ち合わせておりません。

○四浦委員

光市の場合はいかがですか。

○山根税務課長

光市は平成24年度のこの非自発的の申請件数は、2月末現在で268人の方から申請をいただいております。そして、その方を軽減しておりますが、ただ、再就職等で社会保険に加入されればその時点で保険税は課税されませんので軽

減は終わります。

○四浦委員

ちょっと聞き漏らしたのですが、200幾ら、世帯ですか。

○山根税務課長

268人でございます。同一世帯で御夫婦で同じように離職された方もいらっしゃるんですけど、ちょっと世帯数ではございません。

○四浦委員

それから、全国的な例で言いますと、非常にそういう減免を受ける世帯が広がってきているんです。2009年、平成で言やあ21年度、条例減免の適用を受けた世帯が全国で63万人、減免総額は312億円というふうに出ておりますが、減免額はいかがでしたか。

○山根税務課長

24年度、軽減した額についての数値は持ち合わせておりません。

○四浦委員

国保の一部負担減免制度、国保税ですね、光市で言うならば。それは法律にはうたわれておりますか、どうか、御存じですか。

○田中市民課長

うたわれております。

○四浦委員

その法律はどういうふうにかかれておりますか。

○田中市民課長

法律の条文を暗記しておりません。すみません。

○四浦委員

おおよそでいいですから、どうぞ。

○田中市民課長

おおよそも全く暗記してはおりませんが、これに基づいて市のほうで取扱要

綱を定めております。四浦さんがおっしゃるのは44条の第1項でしょうか。  
（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

○四浦委員

実は光市のようなやりようというのは、全国では少数になってきています。さっき言った悪循環でますますぬかるみにはまり込んでいくというやり方になってくるわけです。このことは政府のほうも国会論戦などを通じて理解が深まってきまして、同じ平成21年に厚生労働省医政局指導課長などが、かなりこれは有名になった通達なのですが、三者の連名によって、「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」という通知を出しておりますが、この中身について御存じですか。

○田中市民課長

明確に文言としては覚えておりませんが、そのような通達があったというのは記憶しております。

○四浦委員

政府の対応は一貫してずっと冷たい状態が続いてきましたが、それは変化が出てきております。光市政だけこの国保に関して実態に根づいた変化を見せていない状況に私は驚嘆する限りなのですが。

例えば今の通達ではこのように言っているんです。医療機関や国保、生活保護による連携で一定程度の未収金の未然防止が可能である。全部で4項目あるんですが、そのうちの1項目はこのように言っております。それから、1項目めは、国保の一部負担金減免制度、これはさっき言われたように国保法44条の適切な運用をとということまで政府が言わざるを得ないほど国保はぬかるみになっているわけですね。

そこでお尋ねします。相談に乗っているわけですが、しかも、何かお話を聞いてると、払いたくても払えない人が余りいないような、そういう印象を私は受けたんですが、中には生活保護の基準か、あるいはそれ以下の方もいらっしゃると思います。そういう話を聞いております。生活保護について、この国の通達どおり、それについてお勧めしたことがありますか、窓口で、いかがですか。

○山岡国民健康保険係長

一部負担金の減免のほうの国民健康保険の一部負担金減免のほうでは申請はございません。

○河村収納対策室長

何件かの御相談はございまして、保護課へ相談されたらというお話はしたことはございます。

○四浦委員

私は御相談があったかどうかを聞いているのではないのです。滞納した人が、世帯が、とても払えないと話を書いたら、生活保護の基準より以下の人がおるんです。そういう人に生活保護をお勧めすると。しかも、ある程度の年齢はいちちょっと、なかなか仕事は回らない、あるいは病気持ちだという人も中にはおります。そういう人に窓口で、あなたは生活保護、国はそういう通達出してるんじゃないから、国の通達に基づいて、あなたはこの生活保護を受けてというふうにお勧めしたことがあるかと聞いておるんです。

○河村収納対策室長

こちらからお勧めしたことはございません。

○四浦委員

そうですね。そういう冷たい措置をとってるから、全体として上から収納率上げ、収納率上げの何とかの一つ覚えみたいな形で押しつけるから担当部門の窓口がそういうふうになってるということを、これはトップの責任であるということをよく自覚をしてほしいということを強調して閉じます。

討 論

○四浦委員

議案第17号光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する討論を行います。

議論をいたしましたように、政府ですら、この払いたくても払えない、そして収納率が落ち込む、そういう事態を重視しているんだけど、光市はそういうものがどこ吹く風という態度をとっているのではないか。大きな反省を求めて、こういういわゆる国保の特別会計が赤字になれば、そして基金が底をついてれば、自動的に国保税を引き上げていくぬかるみの道にますます落ち込んでいく、こういうやり方に反対をいたします。

終わります。

○磯部委員

それでは、議案第17号光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思えます。

先ほどから大変厳しい状況の説明もいただきました。3年ぶりの改定ということで22年からなるべくその国保税を上げまいとする努力も私たちは一定の理解をしております。それは何にせよやはり高齢化率も上がりまして、国保に加入される方の収入の問題、さまざまな問題があろうかと思えますが、ある一定の医療費の抑制に向けた3年間の取り組みというのは、やはりジェネリック医薬品への促進、また特定検診なんかの検査項目のクレアチニンの検査の項目の加入とか、そのあたりは1年ですぐに効果が出るものではないというふうに思っております。今後厳しい財政状況の中でやはり収納率向上に向けての努力もなさっておる中で、やはり一定のそのあたりの理解はしなければならないのかなというふうに思っております。しかしながら、その国保加入者にとっての大変な負担というのは私たちも十分理解した上で、やはりこれは国民健康保険制度というのは国の法律に基づいて行われている制度でありますので、今まで以上にやはりどの自治体も、全国どの自治体もこの国民健康保険制度というものはもう限界に来ているというふうに私たち認識しておりますので、市長会を通してでもしっかりと国の負担率を上げていただくように声を大きくしてお願いしておきたいということを要望いたしまして賛成討論とさせていただきます。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③議案第48号 第2次光市男女共同参画基本計画の策定について

説 明：戸本人権推進課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

濟いませぬ、いいんですよ、確かに今言われましたように、第2次の改定時に重点項目の第7項にこの男女共同参画の視点、防災に対する男女共同参画の視点が前回ちょっと弱かったということ、その協議時点でよく言ってなかったもんですから、すばらしくそれができてるので大変よかったというふうに思えます。それだけです。質疑ではなくて失礼いたしました。

○四浦委員

少し角度が違うかも知れませんが、全部これをこの長い文章を吸収しとるわけじゃないんですけれども、男女共同参画あるいは男女平等という点で、その調査対象というものは一般的にはどういうものがあると示されている、あるいは理解しておりますか。

○戸本人権推進課長

今の御質問でございますが、調査対象といたしますか、この計画を進める対象とする人たちというふうに考えておりますが、第1次と違いまして第2次におきましては国、県の改定もございまして、男女共同という考え方、これをもっと広げて若年層、小学生の段階からこの男女共同参画を教えていこうという考え方にしておりますので、1次よりも調査対象でなくて男女共同参画で考え方を広く促進していきますといたしますか、広げていくというふうに考えております。

○四浦委員

2012年10月に世界経済フォーラム男女平等度が発表され、日本が非常に低いんですね。日本の位置ちゅうのはどの程度にあるというふうに理解しておりますか。

○戸本人権推進課長

大変申しわけありません、そのところについては知識を得ておりません。

○四浦委員

日本は135カ国中101位ということでさっき紹介しましたように2012年ですが、前年に比べて前年が98位から後退をしとるわけで、主要8カ国G8の中では最下位というふうな状況があります。さっきの質問がちょっとわかりにくかったのですが、調査項目として上げるならば、どういうことになりますか。

○戸本人権推進課長

調査項目という視点がよく理解できませんので、再度御説明いただきたいと思っております。

○四浦委員

調査対象としてやっぱり第一に上げるなら雇用機会、賃金というようなもので

はないかと思えます。

では、ちょっと足元を見てみます。光市における男女平等度あるいは共同参画という言葉でもいいんですが、それはどういう位置にありますか。本会議を見ると、本会議に参加の執行部は19人おりましたが、女性は1人しかおりませんね。光市の中で女性の管理職の割合はどの程度ですか。足元から見にやいけんと思えますから、何か誰かに教えちゃうんじゃないんだから。自分の足をまず見にやいけないと私は思いますが、いかがですか。

#### ○戸本人権推進課長

まず1点、管理職といえますか、部長級であれば女性が1名と、本会議の中では1名ということになるかと思えます。

この計画にも書いてありますように、例えば行政であれば審議会等がございます。そういった審議会委員につきましても女性の登用をしていただくように各所管所管におきましてはこの計画に沿って進めていただくようお願いをするところがございます。

また、行政以外につきましても当然市民と一体となってこの男女共同参画を進めていくために、各項目にもございますが、重点項目の中の計画の指標の次に、まず一步できることから始め、市民目線から、市民と一緒に考えていただくんですが、こういった一步始めましょうということからも一緒に取り組んでいこうじゃないかと、行政だけではこれは前に進まないよということから、計画の策定をしております。この計画策定につきましても市民の方と一緒に策定したという経緯もございます。

#### ○四浦委員

今のお答えの前段で言うたことなんですが、このテーマを光市役所の行政機構の中に生かすために、いわゆる市民団体だとか多くの市民のためにこういうものは仕上げてきたんだろうと思うんですが、それで市がまず範を示すという点ではどういうことをやられておりますか。

#### ○戸本人権推進課長

まず、行政の中では男女共同参画を進めるために組織がございまして、当然管理職、部長級を対象にした主な組織がございまして。その中においてもこの施策を進めていこうという共通認識でやっております。

また、重点項目の7の中で、先ほど若干触れましたが、さまざまな分野において政策・方針決定過程への女性の参画の拡大ということで掲げて、各所管においてはこれに基づき進めていただくことをお願いしているところがございます。

ます。

○四浦委員

大まかな聞き方しますと、女性の管理職の登用というのは以前に比べたら、進みぐあいはいかがですか。

○戸本人権推進課長

以前と比較の数字は持ち合わせておりませんが、人事案件につきましては所管ではございませんので、どのように行っていくとは言えませんが、この基本計画に沿って市全体として取り組んでいく姿勢であろうと思います。

○四浦委員

第2次光市男女共同参画基本計画と書いておりますが、既に第1次ができてからどれぐらいたちますか。

○戸本人権推進課長

5年たっております。

○四浦委員

最後の質問にします。もう質問の追い討ちはしません。その5年間でどういう変化が起きましたか。

○戸本人権推進課長

前段の質問との比較になろうかと思いますが、管理職における女性の登用につきましては、毎年的人事案件でございますので、変わってくることは思いますが、一例として先ほどの重点項目7に限って言えば、防災のメンバーに女性が1名入ったと、管理職で入ったということになろうかと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2. 市民部関係分

(1) 付託事件審査

④議案第1号 平成25年度光市一般会計予算（市民部所管分）

説 明：岡崎市民部次長兼生活安全課長、田中市民課長、山根税務課長、河村  
収納対策室長、戸本人権推進課長、高橋地域づくり推進係長、岡田市民部長 ～  
別紙

## 質 疑

### ○加賀美委員

一般質問でも質問しましたが、室積コミュニティセンター、まず、これだけ最初にやっておきたいと思いますが。今後、室積に公民館の建てかえだけじゃなくして、コミュニティセンターちゅうんで、市民の皆さんが皆集まれるような施設にしていきたいちゅうことで、公民館じゃ、建てかえじゃないよちゅう形で方向性が出されたと思うんですよ、最初にね。

そうした中で、高齢者を対象とした施設とか、あるいは身障者の作業所を入れたような施設とか、そういった総合的なものが、そこに集中的にできるのかなと思ってたところ、現時点では、そういう考え方はないというようなお考えだと思います。その辺は、この再考の余地ちゅうのはもうないもんだらうかと。例えば施設の再編の問題なんかも今検討されており、そういった中で、東部憩いの家なんかも、考え得るならばあそこに統合したっていい施設として使いやすくなっていくんじゃないかというように思いがするわけです。

こういった室積コミュニティセンターが、これからの地域のコミュニティセンターの代表、一つの例としてなっていくときに、そういった多機能的な施設にしていく方向のほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。その辺について、お考えを聞かせていただきたいと思います。この辺についちゃ、市長のお考え聞かせていただきたいんですが、その辺どうなんでしょうかね、コミュニティーのあり方。副市長でも結構です。

### ○森重副市長

この（仮称）室積コミュニティセンターの問題につきましては、これまでも、まず基本方針の策定から入ってまいったところでございます。今後、公民館の建てかえだけではなく、多くの市民の方々がお集まりになって、その地域のコミュニティーを形成していくための施設として、どのような機能や既設配置が望ましいのかということから、実はこれは全く行政が素案をつくらずに、市民の方々を中心とした、いわゆる地域の方々を中心とした方々によって、こういう機能をつくってほしいとか、こういう機能を持つことによって地域コミュニティーが活性化をしていくんだというような視点の中から、施設の機能等々について協議をいたしたところでございます。その後、24年度から具体的な基本計画等々の策定に入ったわけでございます。

確かに議員仰せのとおり、多機能の多くの機能を持たせた施設をつくることによって、複合的な機能により多くの市民の皆様が、地域の皆様がお集まりをいただき、そこで活発な地域コミュニティが醸成されるということは仰せのとおりだと思っております。

しかしながら、今議員御指摘のとおり、ここの施設が、今後の光市内におけますコミュニティ施設のモデルとなるのかといえば、そうではないということからこの事業はスタートしておりますことから、基本的には、今の機能を見きわめた上で、その上に充実させていくものがあればどういうものなのかということから、市民の方々からの御意見を参考にいただいていったわけでございます。

最終的には、その方針の中で複合化というような文言があったと思えますけれども、このあたりは今後検討していく段階で、より詳細なものになっていくということになっていくわけでございますが、今回、本会議でも一応御答弁をさせて、福祉保健部長のほうから答弁をさせていただきましたとおり、この室積コミュニティセンターについて、例えば海浜荘の機能であったりというようなことは現状考えていないということでございます。

これは、さまざまな課題がありまして、お体が不自由な方が御利用していただく際に、当然健常者との一緒になった交流の場というのは必要ではありますけれども、そこにいろんな配慮が要るというようなことを内部で検討した結果、今回については、それは余り好ましくないという判断のもとで、今、海浜荘の問題についての複合化については一応見合わせておるというような状況でございます。

一方、東部憩いの家につきましては、高齢化社会が進む中で、高齢者の方々がお集まりになって、そこで日常的なことで生活をしていく施設というのは当然必要になってくるとは思いますけれども、そういった意味で、今度の室積コミュニティセンターの機能の中には、人が集まってくるような機能については十分考慮してまいるというようなことで今考えてるところでございます。

#### ○加賀美委員

今のお話によると、今までの公民館とは違って、より人が集まれるような機能を今後取り入れていくという御回答でよろしいでしょうか。ただ、今言うように、こういう今ある2つの設備は、また別な角度で検討すると同時に、今の公民館の建てかえだけじゃなくて、またいろんな機能も含めて入れたコミュニティセンターにしていくという考え方でよろしいでしょうか。

#### ○森重副市長

大きなこれからの地域コミュニティーを醸成していくための機能を有する施設にしていかなければならない。そのためには、当然今のこの室積のコミュニティセンターでいけば、今ある、例えば当然のことながら、出張所の機能も必要になってまいりましょう、公民館としての機能も必要になってくると思いますので、それに加えて、それぞれの地域に必要な機能について、財源の問題もありますので十分なことはできないかもしれませんが、そういったことも視野に入れながら検討していきたいということでございます。

○加賀美委員

この件については終えたいと思います。

○木村（信）委員

今、この（仮称）室積コミュニティセンターのこと、副市長のほうの御答弁がありました。私も1点確認をしておきたいと思います。

今、この基本設計、基本計画というものが進んでおりますけれども、実際の施設というものは、どういったものを目標、どういったことを想定してこれから取り組まれようとしているのか。あれが欲しい、これが欲しいというのはよくわかるのですが、実際には、地域のコミュニティーの事業計画を立てたりだとか、さまざまなことが、構想の中に含まれるのだろうと。そうした中で、建物をつくることがありきじゃなくて、まず目的をしっかりと明確に定めるということが必要ではなからうかと思っておりますので、そのところ1点確認をしておきたいと思っておりますが、今のところ行政の考えられる、当局の考えられる目的意識というものをしっかりとまたここで御提示をしていただきたいと思っております。

○高橋地域づくり推進係長

委員さんお尋ねの件についてですが、基本構想というものを昨年作成いたしました。この中で施設の運営についてというところがあるのですが、ここで言われていることが、コミュニティセンターの整備については、建物が完成して終わりということではなく、その後の運営まで展望して進める必要があるというようなことを書いております。

当然、公民館の逐次（聞き取り不能）というような形で今進んでおりますが、コミュニティセンターとなった、その後の運営につきましては、地域コミュニティーの拠点として、そして地域で守り育てていく施設というあたり、お客さんとして行くということも当然ありますけど、それを自分たちもかかわっていくんだというようなあたりも考えていくという意識で、地域の住民の皆さん、それが施設の運営に積極的にかかわれる仕組みと、こういったものを考えてい

く必要があるのではないかというふうに考えております。

○木村（信）委員

建物をつくって、それで終わりというわけではなくて、そののちのころをしつかりと示していただきながら取り組んでいただきたいと思います。  
この件については終わります。

○森戸委員

43ページの職員給与費等の中の嘱託給のうち、4人のうち2人は消費生活センターといいますか、そちらのほうの嘱託さんですよというようなお話がございました。この嘱託職員さんについては、消費生活センターに配属といいますか、されるということで、何か資格はお持ちでいらっしゃいますか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

専門相談員という資格をお持ちでございます。

○森戸委員

それはどういったものですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

先ほどの消費生活専門員の相談員の資格の話でございますが、この資格に関しましては、独立行政法人国民生活センターが発行いたします、正式な名称としましては消費生活専門相談員の資格を取得をしております。これは、一定の研修を受けた後、面接等によって資格証が交付をされるシステムでございます。

○森戸委員

そういった方が配置をされてるということで安心をいたしました。  
それと、予算説明資料の68ページの市民部の所管にかかわる、特に交通安全というか、防犯の市内各種団体に対する補助金が削られております。これも行革で一律にカットされたものだろうと思いますが、1つ納得できないのは、交通安全協会にしても、防犯団体の連絡協議会にしても、たくさんニーズがある防犯灯に関する防犯協会の補助金がカットされるということ自体理解ができません。  
そこで、お尋ねをいたしますが、交通安全協会で安全会議、防犯協会、どう

いったことをされてるのか、もう一度説明をいただけますでしょうか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

光交通安全協会に関しましては、主にソフト面を担当をしております。交通安全キャンペーン、これらは春、夏、秋、年末、それから小学生や中学生を対象とした交通安全教室、高齢者の自転車教室、こういったソフト面での交通安全事業を実施をしております。

それから、光市防犯協会、これに関しましては、御承知のとおり、主に防犯灯の設置を実施しております。

○森戸委員

防犯協会についてお尋ねをいたしますが、24年、まだ決算終わっていませんけれども、23年度決算でどれぐらいの防犯灯の設置がございましたか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

23年度決算で申しますと、224灯の申請に対しまして、設置数が91灯。この91灯については、新設、それから改良等も、取りかえですね、こういったものも含まれてトータルで91灯でございます。

○森戸委員

わかりました。25年度の予算では、防犯灯はどのぐらいの設置をされるという見込みといたしますか、どのぐらいの申請があって、どのぐらい新設されるだろうというもとに予算組まれていると思うのですが、その辺のところはどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

25年度の見込みの前に、24年度で申し上げますと、これはあくまで、これも見込みでございますが、今現在で申請が130灯で、これに対しまして設置数が76灯という状況でございます。25年度については、申請数については、予測がついておりませんが、設置数につきましては、一応予定としては50灯前後、このあたりを予定しております。

○森戸委員

1つ気がかりなのは、そういう予算を、補助金をカットして、24年度で76、25年度で50灯の見込みということで、この防犯灯自体が、補助金を削ったことによって必要なものもつくられていかない、そういったことが危惧されるんで

すが、その辺についてはいかがでしょうか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

防犯灯だけには限りませんが、街路灯も含めてですけども、こういったものは、まず現状がどうあるのか、このあたりを把握することが第一だろうというふうに今考えております。

御承知のように、緊急雇用創出事業のほうで、来年度、防犯灯、それから街路灯、それからカーブミラー、こういったものの実態を把握するための調査をこの3月から実施しておりまして、来年の8月には完了の見込みでございます。この調査とあわせまして、防犯灯につきましては、毎年4月から防犯協会のほうで各自治体の要望も確認をする中で、可能な限りで設置を続けていきたいというふうに考えております。

○森戸委員

副市長にお尋ねをいたします。一律でこういうふうに削ってきて、今の次長の説明では、ちょっとまだ説明が足りないかなとは思いますが、こういった安全安心の面の部分が、補助金を一律カットすることによって、防犯灯も含めて設置数が少なくなってしまう、そういう面で安全面が低下をするということが懸念されるんですが、その辺のところは、行革の部分を含めてどういうふうに、この特に防犯の部分、協会に関しての削ることに関しては、どのように考えられたのか、配慮されたのか、その辺のところをお聞かせください。

○森重副市長

今回、新年度予算を編成するに当たりまして、財政健全化計画並びに行政改革大綱実施計画に基づいて、予算編成方針の中で、市内の各種団体にかかわる運営補助について、一定の削減をするという目標を立てておりますので、それに基づいて各所管並びに各種団体をお願いをさせていただいたところでございます。

今、森戸委員お尋ねの、その中でも防犯協会に対する補助金を削減することによって、安全安心が低下してくるのではないかというような御懸念があるが、それについてどうかということでございますので、そこについては、確かに委員御指摘のとおり、当然補助金の額が少なくなれば、実施できる事業が少なくなるというふうに私も理解はしておりますけれども。まずその前に、それぞれの団体における運営補助として我々としてはお手伝いをさせていただいておる、この分はそういうふうな整理をさせていただいておりますことから、行政が支援をすべきところ、また、それ以外で事業を行う部分もありますので、

このあたりで調整をとっていただいて、極力市民の皆様に御心配をかけないようなことにもしていくように、我々団体にも指導もしていかなければならないのではなかろうかと。

ただ、御指摘のとおり、お金が、我々のほうから支援するお金が少なくなれば、それ以外になければ事業が低下していく。今、市民部次長が申し上げたとおり、ことしの設置と25年度の設置の予定数が明らかに少なくなっておりますので、このあたりについては、そう言わざるを得ないかなというふうに思っています。

○森戸委員

そう言わざるを得ないかなというのであれば、安全リスクが低下しないように、じゃあどう配慮するんですかということをもう一度お尋ねします。

○森重副市長

先ほど少し触れさせていただいたんですが、全て行政が御支援することについては限度もありますので、このあたりについては、もう少し、切ることだけが実は目的ではありませんので、全体的な中で、行政がお手伝いできなくなれば、違うところからその事業の財源を確保していかなければならないので、ただ一方的にうちが切ることだけを考えているのではなくて、団体の運営そのものについてもスリムにもなっていたらかなきゃいけないというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。一つは、安全面が低下しないように配慮をお願いしたいということと、この防犯協会自体の決算といいますか、そういうものを見たことがありませんので、その辺のところは1回見て、自立といいますか、自助努力の部分が必要であれば、そういうふうにやっていかなければならないとは思いますが、今の答弁で一定の理解はいたしました。

もう一点だけ、次長のほうで実態の把握をされるということでもございましたので、それを見てみないとわかりませんが、最初に言ったことと反するようなことかもわかりませんが、全体的に防犯灯は毎年これだけ申請が出ますので、当然、必要な自治会から出ているわけですから必要なものなんでしょうけれども、一体全体どのぐらいこの光市内で必要なのか、その辺はどのように考えられますでしょうか。そういった最終形の形というものがある程度想定をしてこそ、補助金を削ってもいけるのだと思いますし、長期的な計画が立てていかれるんだろうとも思いますし、基本線があれば余計に電気代も使わな

くて済みますし、その辺のところはどのように考えてらっしゃるのか御回答お願いいたします。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

確かに委員おっしゃるように、全体像が見えない中で随時事業を進めていくというのは、終わりが見えませんので予算の見当がつきません。そういったことも含めて、今回、全体像を把握するために調査事業を実施いたしますので、調査が完了しましたら、ある程度見えてくるのだろうとは思いますが。ただ、御承知のように、団地が造成されたり、それから道路ができたり、そういうことによって——失礼、団地だけじゃありませんけども、家が新築をされたり、そういうことによって、さらに防犯灯等の必要性が出てくるということもありますので、最終的な形が見えるのがいつかということになりますが、このあたりは不透明な部分ということで御理解をいただきたいと思います。

○森戸委員

わかりました。ぜひ調査の度合い、状況を見てみたいんですが、最終的にどれぐらいが要るのか、光市ですから光り輝かせればいいというものでもないでしょうし、経費もかかりますので、その辺の全体像を、ぜひ適切な数といえますか、その辺をぜひ御検討をお願いいたします。

次に、67ページの外国人の住基ネット登録対応業務委託料というものが今年度の予算で計上をされておりました。こういった、初めてのことでということなんですけれども、外国人に対してどういうふうにお知らせをするといえますか、そういうことができるようになったんですよというお知らせはどのようなふうに行われるんですか。

○田中市民課長

開始に当たりましては、市広報等で、まずこういう制度が始まりますというふうなお知らせをします。最終的には、個人に住民票コードが行きますので、そのやりとりをいたします。そういうことでわかるということでございます。

○森戸委員

わかりました。日本語で行われるのかどうかわかりませんが、その辺のところは対応されるんだろうと思います。

それと、その下段の戸籍管理事業がございます。データ管理センター、全国に2カ所あって、遠いほうにやるということで、データ送るというようなことでもございましたけれども、遠いほうというのはどこなのかということと、2カ

所というのは大体、地区を限定すると安全面上大変なことになるかも知れませんが、その辺が。

○田中市民課長

これは国のホームページにも出ておりますので申し上げますが、関西圏、ちょっと幅が広いのですが、関西圏と北海道圏ということに今のところされているようでございます。ですから、遠いところは北海道ということになります。

○森戸委員

わかりました。それと、住民基本台帳事業の臨時職員賃金がございました。浅江出張所に事務補助として1人つけるというようなことでもございましたけれども、これはどうなのですか。ほかの公民館にもついているのか、それともまた新たに加えられるのか、それともどなたかがやめられてなのか、その辺のところはわからなかったんですが。

○田中市民課長

先ほども少し触れましたが、浅江と室積に臨時職員がおります。これは現状維持でございます。

○森戸委員

わかりました。最後に、97ページのふれあいセンターの管理事業。浅江と三輪で、三輪は再任用から臨時へということで切りかえられたのですが、その意図は何ですか。

○戸本人権推進課長

三輪福祉会館につきましては、今まで再任用職員がおりまして、これは一応5年で切れまして、今後どういう形で運営していくかということの中で、委員御存じのように、償還事務等、若干専門的なものもありますが、主に貸し館が主となっておりますので、臨時職員で、パートというんでなくて臨時職員のほうで対応したい。だから、貸し館等、業務は従前と同じような対応で行いたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。再任用職員さんから臨時に変えられたことで、コスト的な分は何か変動があるのですか。

○戸本人権推進課長

コスト的なものといえますか、賃金のほうで若干減ってはおりますが、内容そのものは変える予定はございません。

○森戸委員

了解しました。

○磯部委員

それでは、1点教えていただきたいと思いますが、予算書の65ページの下のあたりですけれども、市税過誤納の還付金及び還付加算金1,000万円というものがあまして、先ほどの御説明で誤納、過納によるものという、従来いつも幾らかあると思うんですけれども、その利率なんかの関係で、今までも委員会で御質問したことあると思うんですが、それを聞こうと思ったんですけど、この予算説明資料の一番最後のページに、126ページなんですが、このあたりの私が聞こうと思って、還付加算金の4.3%から2.0というふうに引き下げられるということで、この加算金が非常に高かったという現状もあまして、これがどうにかならないのかという質問もしてまいったんですが、このあたりの延滞金等の利率の見直しという、この1行ですが、このあたりの今までの背景もあわせて説明をいただいた中で、この還付加算金の1,000万円の内容を少しお知らせいただきたいと思います。意味がわかりますかね、済みません。

○山根税務課長

還付加算金につきましては、今国で25年度の税制改正の中で、今改正案が審議されております。地方税法によると、還付加算金の率は7.3%でございます。それが特例基準割合と、7.3%の低いほうを採用するということになっております。

その特例基準割合につきましては、基準割引率がもともと公定歩合と言っていたものですが、平成18年に名称が変更になっております。その基準割引率プラス4%が特例基準割合でありまして、それと7.3%の低いほうを採用することとなっております。

それを昨今の金利水準などにより国が見直しをしようとしているところであります。

改正案といたしましては、7.3%の本則でなく、特例基準割合も改正しようということでございまして、これが今度は国内銀行の貸出約定平均金利プラス1%に改正をしようとしております。今、国内銀行の貸出約定平均金利というのが現状で1%前後だということで、おおむね2%になるのであろうというこ

とでございます。

それから、市税過誤納還付金及び還付加算金の内訳でございますが、過誤納の還付金につきまして、この予算からお返しをするのは、前年度以前に納められたものをここでお返しをしております。ちなみに23年度決算額で言いますと、1,159万9,853円のうちの1,137万5,553円が本税について返したものでございます。利子分であります還付加算金についてお返しをしたのが22万4,300円でございます。

内訳としましては、金額的に大きいのは、法人税割を中間申告で納めていただいたものを、決算時に算定したら、それが納め過ぎになってたということで、お返しをすることになります。法人の会計年度によって中間申告で納めた額を次年度の予算でお返しするということが起こります。その場合にこの予算項目からお返しすることになります。

#### ○磯部委員

専門的なことを細かく言っていただいて済みません。要は法人税、法人に対して、事業所なんかに対しては、結構資金的に、財産的に余力のあるところが中間申告という形でやって、利率がよかったので、非常にそういう面で大きく返ってくると、そういった現象がある中で、この4.3というものが今後どうなるのかなという御指摘もしたことがあるんですが、このような形で2%に、今貸すほうのパーセンテージにプラス1%ということで今後改正されるということなので、少し影響は違ってくるのかなというふうに思いましたので、このあたりのことを聞きたかったので、ありがとうございます。済みません。

#### ○加賀美委員

先ほど森戸議員の質問がありましたんですけども、私もそのところはちょっと疑問を感じたところがあったんで、もう一回聞かせてください。57ページです。先ほど、23年度は224に91と、24年度が130の76と、それから25年度は50でいいんですけど、この224の91とか、130の76というのは、これ申し込みに対して設置が少ないと。翌年、つけてもらえなかった方は、追加でまたふえると思ったら、これもふえてない。この辺の申し込みについていちゃどうなんでしょうか。もうだめだったから諦めて、次年度はつけてほしゅうない、そんな感じがするんですけど、その辺はどういうふうに捉えておられますか、まずお聞かせください。

#### ○岡崎市民部次長兼生活安全課長

基本的には防犯協会のほうで実施をしておりますが、毎年、年度当初に各自

治会から申請をいただいて、その出てきたものに対して防犯協会のほうで、緊急性、それから新たに設置をしないとしないもの、そういったものを全て洗い出しをする中で、その年度の設置の灯数を設定していくということになっております。

新たな設置と、それから現在あるものを取りかえるというふうなさまざまな要望が出てまいります。そうした中で、この新たな設置件数、それから取りかえを決めておりますので、なかなか申請の件数と実施の件数が合わないという現実があります。

ただ、先ほど言いました、申請をされたからといって、現地調査をしたら、本当に必要か、そのあたりを防犯協会のほうで実態調査をして決定をさせていただきますので、ある程度その辺は御了承いただきたいというのが一点。それから、当然この申請の件数に対して、設置の件数がかなり低うございます。先ほど言いましたような理由で、その辺の差は出てきますけども、申請した年度にも設置をしていただけなかったところについては、次年度、新たにまた申請をいただいて、そのいただいた申請の中で緊急性のあるものから再度審査をさせていただきますので決定をさせていただくと、そういうふうなシステムをとらせていただいております。

以上でございます。

#### ○加賀美委員

システム自体はそのとおりです、まさにそのとおりで、この224に対して91しか認められないというような、そのあたりの感じが、何でもええから出しとけちゅうのがあるんじゃないか。それはないと思いますけど、この数字が不思議だったのでお尋ねしました。

それと、先ほど交通安全施設設置で800万円と250万円。250万円がLEDか、この高圧ナトリウムの250万ということで。この高圧ナトリウムを設置することによって、下の防犯灯の運営補助金もどんどん減っていくだろうと思うんですよね、耐用年数が長くなっていくからね。そういう意味で、先ほどの91、76、50という中で、高圧ナトリウム、いわゆるLEDの設置はどのくらいあったか、わかれば教えていただきたいと思います。

#### ○岡崎市民部次長兼生活安全課長

まず、整理をさせていただきたいんですが、高圧ナトリウム灯に関しては街路灯。街路灯について、平成22年度から実施をさせていただきます。それから、LEDにつきましては防犯灯。この防犯灯のLED化については、23年度から実施をさせていただきます。

○加賀美委員

済みません。私が言おうとしてるのは、防犯灯の中で、各町内等で申請があった中で、今はLEDの設置を要請できると、申請できるということになりましたよね。それによって、またLEDを設置することによって、最終的には防犯灯の運営補助金も減っていくわけですよ、今後ね。だから、できるだけLED化を進めていただきたいということでもありますけども、昨年、23年と24年に91と76灯を防犯灯設置した中で、LEDは何灯ありましたかと、こういう質問です。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

LEDにつきましては、23年度が91灯のうち82灯、それから24年度、これは見込みでございますが、76灯の設置に対して75灯がLEDという結果になっております。

以上でございます。

○加賀美委員

わかりました。ですから、このLEDを設置希望する人が非常に多くなってきたから、一気に全部やるわきゃできんよという状況に今立ち入るとということですよ。はい、理解できました。

次に、今度は、先ほどのところでまたちょっと、67ページ、外国人の住民住基ネットの登録について、もう外国人については、住民票も今度できるようになりまして、随分便利になったように思うんですけども、在日韓国人なんかから、従来は親子関係を記す一つのあれとして外国人登録原票ちゅうのがありましたよね、市町でね。市町が発行される、そういう原票があったんですけども、24年7月からなくなったと。非常に戸籍がわからないんで、親子関係のね、非常に困ってるというような声があるんですけど、その辺の戸籍謄本に関して、どういうふうな対応をすればいいのか、国からどういう指示があったのか、そこらあたりについてお聞かせ願えたらと思います。

○田中市民課長

今言われたとおり、昨年7月9日から外国人登録法が廃止され、外国人登録原票もなくなりました。これについては既に国に返還しております。したがって、こちらのほうにはございません。外国人住民の方は住民票に記載されておるわけでございます。今まで外国人住民の方については、外国人登録原票の中で家族関係といいますか、そういうものがわかるようになっていたとは思いま

す。反対に、日本人と外国人住民の方が一緒に結婚されておったりするような場合は、反対にデメリットがあったということで、今度は住民票のほうに一緒に登録されますので、そこで続き柄がわかるというふうなメリットを考えてこういうふうなことになったと。行政的なメリットもあると思います。

今委員さんがおっしゃられるのは、戸籍の関係ですよね。戸籍といいますか、家族関係のことが、住民票のほうに変わってしまったんで、従来と違ってわかりにくいということですが、確かにそういう面はあると思いますが、このことについて国から何か指示があるとか、そういうものはございません。以上でございます。

#### ○加賀美委員

光市の場合は在日韓国人なんか非常にたくさんおられて、土地を購入したり、家を建てたり、いろんな事業をやったり、いろんなことをしておられるわけですよね。そういう中で、今までは親子関係を、例えば遺産相続をする場合でも、登録原票ちゅうんがあったから、ある程度親子関係がわかったと。それが今度、住民票に変わって、この登録原票がなくなったんで親子関係ができんと。これで非常に困ってるという話を聞いているわけですよね。

今まであったいい面の分がなくなっちゃったということで非常に困っておられるんですが、それに対応する策はないんだろうかと。あとは国の領事館に行って、その国の戸籍をとらんやいけんちゅうことじゃろうかということになると思うんですけど、その辺が、かえって組織を変えたことによって複雑になってきてるちゅうような現状があるんで、その辺についちゃ、国がやったちゅうんで、それだけで逃れていいものかという思いがいたすんで、また今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

それから次は、地域づくり推進センター、55ページのところをお尋ねいたします。これは予算的な問題もあるんですけども、この地域づくり推進センターができたときにまず感じたのは、これ地域づくりの一番拠点として、事務所が狭いところに、あその地域づくりセンターの管理人みたいな形で仕事をおられたんで、これどうということ。あそこをぶち抜いて、向こうで会議室をちゃんと広く執務室をして仕事をせんにゃ、これは仕事にならんのかなという思いがしたんですけどね。その件は従来の課長さんにも言ってきたんですけども。地域の方々と話し合いを持ったりできるように。

だから、今持とうと思うたら、隣の部屋に行って、隣の部屋で会議室がつくってありますから、そこで話し合いをせんにゃいけん。その横ではコピーをとっておられると。そういう形で、本当に執務室の形がないと思うんですよね。ここのところをきちっとした執務室にすることが、地域づくりとしての今後の

仕事のあれになっていくんじゃないかと思うんですけど、副市長、その辺お聞きになってらっしゃいましょうか。

○岡田市民部長

地域づくり支援センターの業務のことについてのお尋ねだろうと思いますけど、この地域づくり支援センターにつきましては、議員仰せのように、センターの利用の受け付けや管理、あるいは地域コミュニティ活動の促進のための公民館の管理とか、それと支援、市民活動団体の交流や活性化を図ることが主な業務でございます。

委員仰せのように、窓口業務にも対応しているところでございますが、受け付け業務は、市民活動団体とのコミュニケーションを図る上でも、これ重要な業務の一つではなかろうかと考えております。確かに委員仰せのようなことにつきましては一定程度理解いたしますので、今後、各地区にコミュニティ協議会等の体制を整えば、検討しなければならない課題と考えております。

以上でございます。

○加賀美委員

確かに前々からそういうふうに思っまして、予算上げてるのって言ったら、上げてるって。上げてるけども認められないちゅうから、本当にそういう執務状況が非常に悪い中で仕事、今度大きな課題を解決していかなくちゃならんわけであるんで、そういう点はきちっとして、執務室をつくって、しかも、市民と十分、市民やそのNPOの方々とも十分対応できるような執務室をつくり上げていかんにやいかんのだと思っんですけども、その辺、先ほど部長から、今後の課題としてやっていくということですので、ひとつよろしく願いいたします。

それから、次は公民館の問題についてお尋ねいたします。

個別の問題というよりも全体的な問題ですけど、今、使用料を各施設については取ってるわけですけど、公民館は従来からタブーになってたような感じがするんですよね。生涯学習の場として、国の一つの方針によって守られてきたちゅうんが一つの原則ですけども、しかし、時代はどんどん変わってきて、そういう昔に変わって、公民館のあり方が随分変わってきてると。いわゆるコミュニティの場ちゅうことですね。そういう意味で、いろんな各自治体でも、公民館の使用料を取ってるところがどんどんふえてきてるわけですね。

それはどういうことかという、生涯教育をしようが何をしようが、公正公平の原則からいけば、公民館も将来は使用料を取っていくということも考えていかなけりゃいけないような時期に来てるんじゃないかと思っんですけども、

同じような例えばことをやるにしても、あるところでやれば使用料を払わんにゃいかん、公民館では払わんで済むと。そういうふうな不平等と言っては悪いですけども、その辺があるわけです。公平公正の原則からいけば、公民館の使用料というの、いずれ考えていかなければならんと思うわけでありましたが、その辺のお考えを聞かせていただけたらと思います。

○高橋地域づくり推進係長

委員お尋ねの件につきましてですが、今のところで言いますと、公民館は公民館条例で無料ということになっておりますので、無料でということになってございます。これにつきましては、先ほどもありましたが、室積コミュニティセンターというような仮称をつけておりますが、こういった形で、公民館のあり方を今後どうしていくか、このあたりにつきまして考えてまいりまして、その中で、例えば議員仰せの件、例えばそういった料金を取っていくとか、そういったあたり。

それにつきましても、例えば全部取るというんじゃなくて、例えば地域づくりのような形で、一定の条件を満たすところは取らないとか、そういう方法もいろいろとあると思うんですが、そのあたりもあわせまして、今後の研究、検討課題ということにさせていただきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○加賀美委員

確かに、だから、公民館で行う、例えばいろんな公民館主体の行事とか、あるいは会議とか、そういったものは除いていくべきだと思いますけども、生涯教育も同じようなことをやって、片一方の場所では、場所がないからよそでやったら使用料を払わんにゃいけん、ここは払わなくてもいいという、そういう不平等さを解消していくために、今後検討していただきたいと思っております。

以上です。

○四浦委員

最初に、65ページあけてみてください。よくわからんから、詳しく説明いただけたらと思って質問するんですが、上段に、賦課費の部分のちょうど中ごろの説明欄に、住民課税支援システム保守委託料というのが344万円余り、それからその下、徴収費に滞納整理システム保守委託料126万円と、こういうふうにあります。次の67ページに、これは戸籍住民基本台帳のところになるんですが、下段に近いほうに戸籍総合システム保守委託料335万円と、こういうものが続いておりますが、これは、従来から電算委託というようなものが出されて

たんですが、それとはまた全然別のものですか。どうでしょう。

○山根税務課長

住民税課税支援システム保守委託料でございますが、このシステムは、今の言われる基幹システムに移行するまでに課税を固めて行うシステムでございます。今一番使っておりますのが、今は確定申告の申告受け付けをしておりますが、その申告の受け付けから、最終的には課税台帳、もとは紙ベースで整理していたものを、全てこのシステムの中で課税台帳として使用をしております。また、国税、国が受けた確定申告につきましても、このシステムに全て入れて、最終的に全て課税を整えたものを最終的に基幹システムに移した後に課税をすると、納税通知書を打ち出すという形に今しております。以上でございます。

○四浦委員

私がよく理解できんのだらうと思うんですが、プログラムを変える場合に外注で委託をします。専門的な知識も要るから、これは企画の情報推進課のほうで、広報情報課ですかね、よく目配りをしていただけるといような、これは全庁内でやるんですが。そのプログラムを切りかえるときの委託とは違うんですか。

○山根税務課長

情報推進課が行っておりますシステムの改修とは、これは違います。税務課税のみのシステムでございまして、その機器の保守等、毎年税制改正が行われますので、それに伴う改修になります。

○四浦委員

委託となっておりますから、委託の方法はどのようなふうにとられるんですか。

○山根税務課長

システムの改修につきましては、毎年、年に1回でございますので、課税のなります年末から1月にかけてシステムの改修をしていただいております。あとは、年間通じての機材を使用しておりますので、その保守です。機材にふぐあいが起きたときに補修するための保証料みたいなものでございます。

○四浦委員

ちなみに委託先はどちらだったんですか。

○山根税務課長

日立の基幹システムと同じ業者でございます。

○四浦委員

他の分野に移りますが、115ページをお願いします。市民部にとっては、余り今までタッチしたこともないので、答弁もしにくい面もあると思いますが、お尋ねをいたします。

中山川ダムの維持管理負担金、これが387万9,000円と、こういうふうに出ていますが、これは、これからの見通しとしてどういう流れになるか。こういう予算が毎年つくものなのかどうなのか、そこらのところからお尋ねをしたいと思います。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

ダムの維持管理を行う上で、これは恐らく、恐らくといたしますか、毎年必要になってくるものというふうに考えております。

○四浦委員

ダムの浄水としては、これは不幸なことで、これは水不足が可能性があるというので、昭和の年代に立てられた計画で、ダムは平成年代で建設をされるということで、浄水は一滴も供給をされてないというようなことが明らかになって、当初、平成10年には、この事業は延期になっちゃったんですが、いろんな努力がありまして、特に広域水道企業団の事務局長などは非常に苦勞されまして、国の了解も得る中で、この事業はついに中止になったわけですね。そのことについては、また後でお聞きしますが。

これを、ダムがせつかくあるわけですから（発言する者あり）引き続き委員長はやれということでもありますので、やらせていただきますが、今の異常気象の中、光市もかなり水害に見舞われることがありまして、これからはもっと大きな水害の可能性もあると思うんですが、無用なダムではあるが、せつかくダムそのものはあるわけですから、水害対策としては使えないかということと事前に通知をしていますが、中山川ダムのダム操作規則というものがありますが、貯水池の常時満水位が標高98mというふうに出ています。しかも、これを、この98mにしておくということとダム操作規則にはうたっているとありますが、それで違いありませんですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

はい、間違いございません。

○四浦委員

洪水対策としては非常にまずいと思うんですね。水そのものを日常的に使うわけではないから、ここで初めてやるわけじゃない、市民部としてはやりとりは初めてなんですけど、この水位を水害の起こる、例えばこれが雨台風がこっちへ向かってきてる、そういうふうなときは、水位を下げておけばダムが踏みとどまるというふうなことも考えられますが、これはいかがですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

ダムの操作、管理につきましては、直接的には県のほうが実施をしておりますので、私のほうで答えをする立場にはないと思います。特に今、ただいま議員さんのほうから、常時の水位を下げるということでのお話であったろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、常時の水位を98mという操作規則の中での基準がありますので、これを変更ということになれば、当然この規則の変更が必要になってくるんだろうとは思いますが。

ただ、先ほど申し上げましたように、この具体的なダムの操作等につきましては、県のほうが直接行っておりますので、私のほうで詳細について答えをする立場にないというふうに理解をいたしております。

○四浦委員

詳細について、ここできちんとした答弁いただくと思って提起をしとるわけじゃありません。考え方をお聞きしとるんです。その上で、もしそれが妥当なら、県のほうにも意見具申をする、そういう立場にあるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

基本的には県が主導で実施をしておりますので、我々として、もし問題があるというふうな認識に至れば、それはまた関係市とも協議が必要になってくることであろうというふうに考えますし、場合によれば、その下流域の地域の方々との協議も必要になってくる、そういうことも考えられるのかなというふうに考えておりますが、現時点では、そういうものは必要ないという認識の中で私のほう話を聞いております。

以上でございます。

○四浦委員

そうですか。もうそういうことは議論を県とはされたということなんですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

議論をされたといいますか、事務の引き継ぎの中で、平成17年の議会でございましたか、当時の建設部長のほうから、今の水位の問題についてお答えをさせていただいてるかと思えます。その中で、その時点で、規則の変更等について必要性を感じていないということでお答えをさせておろうかと思えますし、その状況は今現在も変わっていないというふうな認識でございます。

○四浦委員

そうしますと、議論する必要がありますね。水位を下げることは、構造上、これはゲートダムじゃありませんから、坊主ダムですが、私はできると思いますが、そこはどう見ておりますか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

それは、技術的にというお話でございましょうか。物理的にということであれば、可能であろうというふうに考えます。

○四浦委員

技術的にはいかがですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

可能であろうというふうに思います。

○四浦委員

ダムの底に放水管があります。たしか毎秒3トンの全開すればですね。だから、下げることはできるんです。先ほどの話をまたなぞりますが、雨台風が来た、近づいてる。そのときに、そのまま中山川ダムの水位を満水位にしておくのではなくて、放水管をあけて、1日か2日前からあけて、ダムを空にまでする必要ないですね、中クラスから低いところまでに水位を持っていくというふうになれば、大雨が降ったとき、今度はダムが上流域の水を支えてくれるようになる。下流に放流しないような仕組みになるというふうなことで、そういうことも理解した上で、今18年言いましたかね、建設部長が答えてるんですが、建設部長の答弁書、そこ持ってますか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

いえ、今手元には持ち合わせておりません。記憶の中で申し上げたのは、たしか平成17年であったかというふうに思います。

○四浦委員

先ほど18年と言われたが、17年なんですね。

○委員長

先ほど17年とおっしゃいました。

○四浦委員

以前の台風などによる水害は、私は小周防の農業者というのは非常に気の毒だと思うんですね。あそこの千田郷などの田んぼが、島田川から逆流して、上流から下流から水路に逆流して、あそこが水没をします。中山川ダムの容量は460万 $m^3$ というふうに、非常に膨大な量あります。恐らく千田郷が水没をするものの30倍程度の水量をためる力を中山川ダムは持っています。これを活用せん手はないと思います。

きょうは、何です、17年の答弁を持ち出されて、それで変わってないというふうに強弁をされますので、きょうこれ以上やっても時間の浪費になりますから、このあたりでとめときたいというふうに思います。

以上、終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

2点だけ、簡単にお聞きいたします。

まず、ページ55ページの地域づくり推進事業でございますけども、年間650万円あたりの予算を使われて、地域づくり推進事業をされるわけですけども、ここについてお伺いをいたします。

ここでは、地域づくり市民講座実施事業交付金が15万円と、それから――まずは、この地域づくり推進事業交付金というのが480万円ありますけど、これはどのような形でお使いになるのか。そして、この講師謝金の13万円と地域づくり市民講座実施のこの交付金15万というのは、これは結局講座のときの講師代としてお使いになるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○高橋地域づくり推進係長

地域づくり推進事業交付金というのは、これは12公民館に交付するお金でござ

ざいます。

それから、地域づくり市民講座実施事業交付金、これは、市民活動、これの活性化というものを目的といたしまして、市民の団体、市民が、光市民活動協議会というのがございますが、こちらのほうに対して、例えば市民の部活とか、そういったものを昨年、今年度実施しておりますが、そういったものに使うための交付金ということで、そういった団体に交付をしているものでございます。それから、講師謝金等ということで13万1,000円ほど上げておりますが、これにつきましては、来年度から一応実施予定といたしますか、制度構築を予定しております、市民の広域活動に関する補助金と、こういったものに交付金、こういったものに関して制度設計をするために、その制度設計をするための会議を行うための講師謝金ということで計上しております。

○森重委員

この講師は、どのような内容なものをお招きなのか、その辺はまだお決まりじゃないんですかね。

○高橋地域づくり推進係長

これにつきましては、制度設計を行う、こういった形でやっていくのかというのも新年度、それも検討しつつやっていきますので、その中で、こういった講師をお呼びするかというのを決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森重委員

ありがとうございます。その地域づくりに対する構想といたしますか、どのようなものをつくり上げていくかという、そういうものがはっきりしないと、この講師等もどういう方呼ばれるかがはっきりしないと思いますので、ぜひそのあたりは、構想をしっかり練っていただきたいというふうに思います。

それともう一点ですけども、ページは23ページ、歳入のところ、山口県消費者行政活性化事業補助金というのが434万7,000円ございましたけども、これは、消費者行政の機能強化に向けた県の補助金ということで、光市の消費生活センターのお金だと思いますけども、この内訳をお願いいたしたいと思います。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

この内訳としましては、予算書の43ページで御説明をいたしました、嘱託給2名分の給与、それから下に手当がたくさんございますが、この中の手当の一部で、嘱託給2名分につきましては約340万円、それから手当部分が130万円、

それと、59ページの消費生活支援事業の42万円のほとんどが対象となっております。

以上でございます。

○森重委員

ちょっと差額あったものでわからなかったもので、わかりました。ありがとうございました。

○木村（信）委員

今のところもう一つ確認をしておきたいんですが、説明資料のほうです。予算説明資料の23ページです。見直し、または充実した事業として、消費生活センターの機能強化、ここに434万9,000円、予算がついておりますが、これが今の県費補助という考え方でよろしゅうございますか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

はい、そのとおりです。

○木村（信）委員

では、内訳も今のとおりということでよろしゅうございますか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

はい、そのとおりです。

○木村（信）委員

では、別なところで、地域づくり推進事業、同じページ23ページです。ここで、市民活動補償制度ということで110万円。これが多分、先ほど御説明のあった保険料110万円だというふうに思うんですけども、これは、さまざまな市民の活動の中の事故に対する補償ということで、この事業でよろしゅうございますか。

○高橋地域づくり推進係長

仰せのとおりでございます。

○木村（信）委員

これ最初に設定をされた金額と比べていかがでしょうか。済みません、わかりづらかったかもしれませんが、市民の活動に補償するという保険制度を導

入された時点から比べて、この補償保険金額、これ少し減額になってるのかなというふうに思ったものですから、このあたりはどうでしょう。

○高橋地域づくり推進係長

そのあたりにつきましては、業者が変わったりとかといった状況もございますので、そのあたり、下がってると言えば下がってる部分あるんですけども、扱う業者がだんだん少なくなってきたということもございまして、今お願いしている業者がその値段ということで上げさせていただいております。

○木村（信）委員

補償内容的には同じであるという認識でよろしゅうございますか。

○高橋地域づくり推進係長

そのとおりでございます。

○木村（信）委員

わかりました。それから67ページ、旅券発給事業。県からの権限移譲で、パスポート事業、今取り組まれてると思いますが、ここら辺、実績から先教えていただいておりますか。

○田中市民課長

実績でございますが、1日当たり約5人の方が申請に来られております。これは昨年の10月から始めたわけですが、大体1日5人前後ということでございます。

○木村（信）委員

でも、この権限移譲をされて、これだけ利用者が多いということは大変すばらしいことだと思いますし、この臨時職員1名の賃金というのは先ほど御説明ありました。大変専門的な知識も必要であろうと思いますが、この方については、もうずっと継続雇用といいますか、それどういうふうに考えられておられますでしょうか。

○田中市民課長

この方につきましては、当初、この事務を引き受けるのは初めてですので、職員も含めて、この方にも県のほうに研修に行ってもらいました。今現在も当初の方が勤めております。この方の臨時職員としての雇用期間については、現

場としては、ある程度長いほうが、知識を得ておりますので希望するわけですが、その辺のことは人事サイドのことがありますので、どういうふうになるかは定かではございません。

○木村（信）委員

この職種が臨時でいいのかどうなのかというそういう点もございましたので、お尋ねもさせていただきました。

それから、先ほど同僚委員のほうからありました、地域づくり推進事業、この件に関しまして、説明資料の23ページに出てるんですけども、484万円を12公民館に交付すると。この交付金の考え方なんですけれども、実際には、事業費補助をされようとしているのか、それとも運営費補助として一律に交付されようとしているのか、この辺の考え方はどうでしょうか。

○高橋地域づくり推進係長

これは事業費補助ということで交付をしております。  
以上でございます。

○木村（信）委員

これは、年次計画的な事業が出てるところに交付するという考え方でよろしゅうございますか。

○高橋地域づくり推進係長

そのとおりでございます。

○木村（信）委員

はい、了解しました。

○田中市民課長

訂正させてください。パスポート事務ですが、昨年10月からと申し上げましたけど、その前の10月です。どうも済みません。

○森戸委員

忘れてたのでお尋ねをいたしますが、33ページ、総務費雑入の交通災害共済事務取扱交付金20万円。これは、どういう理由でいただきましたですかね。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

交通災害共済の災害による給付手続、こういったものの事務取扱にかかる交付金でございます。

以上です。

○森戸委員

給付手続、ですから、事故が何かあったとしたときに、ここの市役所でそういう手続をするという、仕事はその分発生してるということなんですかね。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

そのとおりです。

○森戸委員

たしか山口県の市町の事務のほうにこういうものは移管をして、たしか市の仕事としては落としたと思ったんですが、どうでしたかね。これは、自治会等を通じて入ってもらってお金が入りますよね。そのお金自体も自治会にバックされてましたよね、たしか。事務自体は簡素化するというので、これ自体が果たして市でやるのがええものなのかどうかという議論があって、その事務自体を移したと思ったんですが、こういった事務まだ残ってたんですね。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

共済の手続に関しては、これまでの自治会窓口から、現在は御本人が直接金融機関にお申し込みをいただくと。そういう意味では、行政のほうは、当初の申請に関してはタッチをしないと。ただ、一旦事故を起こしますと、その事故内容について市長の証明事務が発生をいたします。そういったものの書類がそろってるかとか、そのあたりの経由先として、うちの窓口がございまして、最終的には市町総合事務組合のほうに全て事務をお任せをするというふうな形になっておりますので、その間の市町村の手数に対して交付されるものでございます。

以上です。

○森戸委員

その事故内容の証明事務といいますか、大体、どこの窓口でやるのか分からないんですが、市民相談か何かのところなんですかね。どこでやるのかと、その件数というのはどのぐらいあるんですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

申しわけありません、件数は今把握しておりません。窓口については生活安全課のほうで行っております。

○森戸委員

納得できない部分が1点だけあるんですが、たしかあれ整理をしたとき、大分前だったと思いますけど、果たしてこれ自体を行政がかかわるのがええものなのかどうか。というのも、安い民間の保険があるので、一切タッチしないというようなことで移したと思ってたんですが。

でも、こういうふうにお金を20万円ほどもらってますし、証明の事務として窓口もあるわけですから、その分の仕事としては発生をしてるんでしょうけど、果たしてこれ自体、今の証明事務も含めて市がやる必要があるのかどうか、その辺はどのように、私も整理の仕方を、前のときの整理の仕方を忘れちゃったけど、やる必要があるのかどうか、その辺についてお尋ねします。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

御承知のように、市町総合事務組合がこちらにございませんので、御本人がもし事故を起こして、証明なり、申請が必要だという場合に、市町総合事務組合まで出向くわけにまいりませんので、せっかくの市民の問題でありますので、市町村のほうで間接的な窓口を行っているという状況であります。以上です。

○森戸委員

たしか3月補正の議案で、萩か何かは、こういった交通災害、県の市町の総合事務の部分から、交通災害の面に関して外れたと記憶をしてたんですね。ということは、萩市なんかは、こういった事務の取り扱い自体もやめたのかなというふうに思うんですが、県内でのこの交通災害共済に関する動きというんですか、全く何もやってないケース、光市のように、こういうふうに、こういう事務だけはやってるケース、まるっきり民間に任せたケースも含めて、その辺の動きはつかんで、突然聞きますから、つかんではらっしゃらないとは思いますが、その辺のところはどうなんでしょうね。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

データのほうは2年ぐらい前の古いものではありますが、県内で全く実施をしていないところ、それから市が直営でしてるところはございますが、その時点での実施をしていない市町は下関市と岩国市、そのほか、市直営で実施してるのが2市、それから窓口が市町総合事務組合と全労済、ここが窓口になっ

てるところばらばらでございます。

当初、うちも全労済に加入をしておりましたが、掛金が安いとか、補償の内容がいいとか、その辺を精査して、現在は市町総合事務組合という形で取り扱っております。

以上です。

#### ○森戸委員

どう判断をしていいかわかりませんが、1つ言えるのは、市として窓口であろうとも、証明事務の窓口であろうとも、やる必要性を感じられないといえますか。感じてほしいのであれば、感じてほしいように御説明をいただきたいんですが、私としては必要性を感じられないなと思います。というのも、そういった掛け捨ての保険というのはたくさんあるでしょうから、その辺のところはぜひ、やってない市もございましてから御検討をいただきたいなと。切るのであれば、すっぱり手を切るという形をぜひとっていただきたいと思います。

それと、続きまして室積のコミュニティセンターについてお尋ねをいたします。

施設そのものについて聞くつもりはございませんけれども、今後の予定ということで、表を見ると、基本設計、基本計画で、実施設計、管理運営方法等の検討がこの25年ぐらいから出てくるわけなんです、これはぜひお願いと申しますか、をしたい点がございまして。

1つは、公共施設を建てるというだけではなくて、建てた後のことについてもしっかり見通しと申しますか、見据えて計画をつくっていただきたいと思えます。その中身は4点ほどありまして、1点目が、利用者が使いやすいという公共施設。これは、少子高齢化社会ですから、高齢化に配慮した、また障害をお持ちの方にも配慮した、ユニバーサルなデザインであってほしいということと。

2点目が、運営する側が運営しやすいと申しますか、動線とか、そういった配置、部屋の配置も、運営がしやすい形で、人件費的なコストを下げるという意味合いです。

3点目が、コストのかからない公共施設。維持管理のコストがかからないという意味です。例えばどんなものかということ、節水型に切りかえるであったりとか、熱効率のいいものを使う、採用するであったり、この計画見ると、公園的なものも云々かんぬんと申しますので、植栽等も含めて日常の維持管理もかからないような施設。

4点目が、光市らしい施設。光市らしいというのは、環境へのこだわりというものを市川市長は持っていらっしゃると思えますので、ぜひ光市らしい施設ということで、太陽光とか、これはもう必須になってくるんでしょうけど、太

陽熱も含めて、環境に配慮された施設をぜひお願いできたらと思いますが、何かコメントがあればぜひお願いします。

○高橋地域づくり推進係長

委員御提言の趣旨でございますが、このあたりにつきましては十分配慮させていただきたいと思っております。実際、基本構想、この中でも当然太陽光など自然エネルギーの活用、それから例えばバリアフリー仕様云々と、こういうこともうたわれておりますので、こういったことを十分今後の計画においては考慮して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

その中でも特に維持管理経費、コスト、ランニングコストがかからない施設をぜひ目指していただきたいと思えます。今後も統廃合も含めてあると思えますので、維持管理のかからないコストを目指してやっていただきたいと思えます。

もう一点つけ加えさせていただくと、公共施設のマネジメント、ファシリテーターマネジメントという観点から、ぜひ提案をさせていただけたらと思えます。ぜひこの建設の後のほうの維持管理の面ですけれども、ぜひ修繕計画というものをつくっていただきたいと思えます。

修繕計画とはどういうものかという、5年とか、10年のスパンで見据えて、例えばそういうスパンで見ていくと、壊れるものというものも決まってくると思えますので、企業の会計の原則は、費用は早く、大きく見積もるということが鉄則でありますので、そういったものを早目に見積もっておかないと、場当たりの対応になって、修繕費というものが高くなります。それは、いろんな市営住宅等も含めて老朽化してきて、たくさんたくさん修繕の工事が出てまいりますので、ぜひ修繕計画もあわせてつくっていただきたいなと思えます。

その修繕計画をつくるメリットは何かというと、2点あって、1点が、運営も丁寧に行われると。使う側も使われる側も丁寧にするという意図と、予算的な備えができるという意味合いがございますので、ぜひ建設をするという計画だけではなくて、長期的視点に立った修繕計画もあわせておつくりをいただけたらと思えます。何かコメントがあれば、ぜひお願いいたします。

○高橋地域づくり推進係長

そのあたりにつきましても、今、公民館の管理等をしてる関係上、同一、同じような年代に建ったものについては、同じような形で老朽化していくという

こともございます。そういった点にも配慮いたしまして計画を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

よろしく願いをいたしますというか、公共施設建てる時、そういったものがないので、ぜひ今マネジメントの白書ですか、つくってらっしゃいますので、そういった視点もぜひ取り入れていただけたらと存じます。

以上で終わります。

○四浦委員

市民税についてお伺いをいたしますが、これは予算書の12ページから13ページなどにも出ておりますが、なかなか財政が厳しいということで、これは光市に限らず、全国各地で滞納者への徴収というものが相当際どいことも含めてやられて、国のほうでも、その勇み足をいろいろ通達などを出しておられる。国保税のところでも少し議論しましたが、少し市民税のところについてお尋ねしますけれども、滞納の処分をするというような場合に、どういう点に気をつけながらやってるかを述べていただきたいと思います。

○河村収納対策室長

光市の場合、滞納処分に当たりましては、その方の財産、収入、その他もろもろ把握しまして、国税徴収法と照らし合わせ、徴収ができる者についてのみ行っております。

○四浦委員

せっかくお答えいただけてますから、その国税徴収法の中身について触れてください。

○河村収納対策室長

国税徴収法によります差し押さえについては、預貯金、この部分については、押さえられないという規定はございません。ただし、給与等については、差し押さえの禁止の条項があります。動産についても差し押さえの禁止基準がございます。

○四浦委員

差し押さえも、これも全国的にということなんですが、光市の場合もやられ

ていますが、どの程度の、最新の1年間でどの程度の件数になっておりますか。

○河村収納対策室長

今年度で申しますと、2月末現在で約80件の差し押さえを実施しております。昨年度は、数値はうろ覚えですけども、52件だったというふうに記憶しております。

以上です。

○四浦委員

地方税法には、このことについてうたっておりますか、滞納処分について。

○河村収納対策室長

地方税法につきましては、国税徴収法に準ずるという形で載っております。

○四浦委員

その滞納者の生活が著しく窮迫させるおそれがあるときには、その執行を停止するというふうにはうたわれておりませんか。

○河村収納対策室長

そのような条項もございます。

○四浦委員

それから、滞納した税を一遍に納められるといいんですが、なかなか一般的にはそれが難しいということで、分納するという事態があると思うんですね。そういうことに対する対応の仕方というのはいかがですか。

○河村収納対策室長

分納につきましては、要するに給与等であれば、差し押さえの基準を超えない範囲での分納誓約、あるいは古いものにつきましては、1年間の税額を案分しての12回分納とか、そういうふうな形で、利用者の生活に支障を与えない範囲で分納をお願いしておるところでございます。

以上です。

○四浦委員

基本的には、分納してるというのを、その仕方もあるんですが、定期的きちんと納めている場合は、差し押さえなどの滞納処分はやらないというふうに

しておりますか。

○河村収納対策室長

分納計画を立てて、そのとおりに納付が履行されておれば、差し押さえはやっておりません。

○四浦委員

一応閉じます。

○木村（信）委員

済みませんね、たびたび申しわけないです。予算書の95ページ、貸付償還金返納事業、私、このことについて詳しくございませんので、お尋ねをしたいと思います。

平成13年度に廃止が決まって、平成18年から25年、本年が8年の最終年ということで、この件につきまして、内容的なものを少しお伺いしたいのと、説明資料35ページ、貸付償還金返納事業、この部分だと思いますが、最終年度に当たりまして、差し引き265万4,000円残ると、このことについて、どういうふうこれから処理をされようとしているのかと、内容的なものについてお尋ねをしたいと思います。

○戸本人権推進課長

今の貸付金の償還金の返納事業でございます。これにつきましては、旧同和対策事業等ございまして2種類の貸付金がございます。一点は同和福祉援護資金貸付金、県の補助でございます。もう一点、住宅新築資金等の貸付金、これは国の補助でございます。

2つの資金を、昭和38年から、同和福祉援護資金については昭和38年開始、住宅新築資金につきましては昭和41年開始でございます。法が終わりまして、その時点で、県の同和福祉援護資金、これについて、県のほうから3分の2を今まで補助しておったと。それについての償還金の返還を求められ、平成16年までの償還に対する返納額分を8回に分割して償還するということでございます。

8回目を25年度予算に計上しており、26年度予算からは、分割部分は生じないと。ただし、今後生じる償還金の返還部分、これについては、補助部分、3分の2部分は返還が生じてくるということでございます。

○木村（信）委員

済みませんね、先ほどこちら予算説明資料のほうもお尋ねしたのですが、これはどのように考えるものでしょうか。お尋ねの件がわかりますかね。先ほど言いましたように、貸付償還金返納事業、この分につきましては、25年度に、ここに予算計上されているように、2,005万8,000円ですかね。その差し引き残高というのは、これはもうこのまま残して、また平成26年度事業としてやっていくということなんですか。（発言する者あり）済みません、ごめんなさい。これ差額ですね。ごめんなさい、私、残額と間違いました。ごめんなさい。これでもう償還終わりということで考えてよろしいですか。

○戸本人権推進課長

分割償還金部分は終わりでございます。ただし、先ほど言いましたように、毎年生じてくる滞納未納額分、その分に対する償還金が入ってきますので、その部分について、同和福祉援護資金の補助割合3分の2の部分、元金部分を償還していくということになります。

○木村（信）委員

はい、了解しました。

討 論

○四浦委員

ほかの議案でも述べましたが、議案第1号平成25年度光市一般会計予算の市民部所管分について、反対の討論を行います。

言うまでもなく市民の暮らしは、私どもがやった、昨年6月に実施したアンケートでは、「苦しくなった」が57%、「楽になった」はもう1%以下というような状況もあります。非正規雇用が広がって、派遣などのそうした雇用難といますか、そして年金者を含む収入減というふうな中で、今回の国民健康保険のたび重なると言ったほうがいいと思いますが、10%を超える超大幅な値上げによって、国保の被保険者は、それこそ低所得者が多い。年金暮らしだとか、あるいは中小零細企業に働いている人、あるいは雇用主、そういう市民の中でも一般的に経済的に恵まれてない人たちに対して、余りにもひどい仕打ちだというふうに思います。

こういう公共料金の値上げは一種独占価格なんで、光が高いから、下松の国民健康保険に入るといふわけにはいきませんが、そういう独占体を組んでいるだけに、もうどんなことがあっても、何としても値上げを避けると、そういう努力が求められるにもかかわらず、一般質問における市長の答弁は、それを全く裏切るものでした。市民の暮らしについて言及しているにもかかわらず、市

の財政を市民の暮らしの上に置く、そういう言動、言葉が飛び出てまいりまして、これでは市民が浮かばれないというふうな思いを強くいたしました。

これから、今度の議会の議論を通じて、値上げを避けるためのあらゆる努力を惜しまないという姿勢に転化することを強く期待しながら、反対討論にしたいと思います。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

⑤議案第2号 平成25年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：田中市民課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○四浦委員

説明をいただきまして、改めて保険給付費などの5.5%でしたか、金額にして2億4,690万円ですか、増があるということですが、少し今までの質問などとは角度を変えて、この保険給付費などを、いわゆる歳出を引き下げることではできないか、このチャレンジが今、光市の国民健康保険特別会計には求められているのではないかということで、少し先進地のというか、素人ですので余り詳しいことはわかりませんが、私はよく、近いところではお隣の県、呉市の動向というのは注目をするんですが。

呉市の場合では、糖尿病関連の年間診療報酬が、一般的には1人当たり30万円なんですけど、糖尿病性腎症で透析を受けている患者200人おるそうです。その200人が、1人当たり約500万円の年間、保険給付費というふうなことになるようではありますが、ここを引き下げるために努力をしているということで、早目の予防について取り組んでいるというふうなことなんですけど。

光市の場合、こうした高額医療費者に対する予防について、ちなみに呉市の場合、その保険年金課長が中心バッターというふうに新聞報道にはあるようですが。さて、光市の場合の取り組み、これをお聞かせをいただけたらと思います。

○田中市民課長

医療費を抑制するという観点、私どもも力を入れてやっております。前後しますが、先ほどの呉市の人工透析、その関係の話がございました。光市にお

いても、特定健康診査でクレアチニン検査を実施して、そういう腎臓機能障害、そういうことの予防に寄与したいということで、そういう取り組みをしております。

それから、呉市ではジェネリック医薬品の削減努力というのが有名なわけですが、光市においても24年度に差額通知と、ジェネリック医薬品差額通知、実際これぐらい安くなりますよという金額を示してお知らせする通知を2回ほど行っております。まず1回目は、7月に726人に対してそういう通知をしております。それから、この1月に596人に対して差額通知を実施しております。この成果としましては、1回目の送付、726人のうち176の方がジェネリック医薬品に切りかえております。ですから、24%の切りかえであったということでございます。1月分については、まだ先般発送したばかりですので、結果を終えておりません。1回目のこの24%、これによる医療費の費用額での削減効果は、年換算で475万円程度というふうに見込んでおります。済みません、1カ月ですね、1カ月当たり475万円程度です。

こういうような取り組みもしておりますし、もちろん特定健康診査についても、受診率の向上を図ってまいりたいということで努力をしております。これは、今すぐの医療費の効果にはつながりませんが、将来、後期高齢者医療にいったような場合でも、事前に健診をされて予防しておれば、年齢を重ねていった場合の医療費が縮小すると。そういうことは、後期高齢者支援金の縮小にもつながるといような観点で取り組みをしております。

それから、多受診とか、重複受診とか、そういう無駄な医療費を抑えたいということで、こういう方についても、保健師の方に訪問指導をしていただいて、医療費の削減に努めております。

それから、ジェネリック医薬品差額通知につきましては、先ほど申し上げたとおりなんですけど、ジェネリック医薬品希望カードというのを平成21年から、多分県内でも1番か2番目か早い時期にやったと思います。そういうような取り組みをしております。あと、レセプト点検なども着実にやっていかないとけないというふう考えております。

#### ○四浦委員

せっかく呉市の取り組みについてお話がありましたが、そういう重度の糖尿病にならんための措置については、これは、そういう先進地から学びながら、そこは聞こえてきませんでした。光市ではどういう取り組みをやってるんですか。

#### ○田中市民課長

先ほど申し上げたのはクレアチニン検査。これは、腎臓機能障害の予防といえますか、発見といえますか、そういう意味で、これを実施するようにしたわけでございます。これは単市の事業としてやっております。

○四浦委員

クレアチニン検査と言いましたか、中身言ってください。

○田中市民課長

また後ほど特定健診の実施計画などのところでも少し触れさせていただきたいと思います。

○四浦委員

さっき私が紹介しましたように、糖尿病の患者で、腎症で透析を受けている、そういう患者の場合が非常に大きな医療費支出になるわけなんです、それに対して呉市の場合は、透析が必要になるおそれのある患者に、担当保健看護師が半年から1年間ついて、かかりつけの医師と連携して、病気の知識を学びながら、電話や面談で食事を見直し、血圧などを記録するよう根気強く指導する。これは、こういう事例を聞きますと、地域包括ケアの老舗と思われる尾道市の御調だったですかね、ああいうシステムを思わせるのです。入院した患者を自宅に帰ってからも作業療法士などが行って、寝たきりにならないように自宅のバリアフリーをお勧めをして取り組むとかいうふうなことなどをやられておりました。そういうことを思い出しますが、かなりつきつきりで根気強く指導するというふうなことから、課長はさっき、ジェネリック医薬品を県内でも1位か2位かと、1番目か2番目かと胸を張られました、相当何か落差があるように思いますが、そこらの予防の日常化の問題についてはどう取り組んでいらっしゃると思いますか。

○田中市民課長

特定健診をするわけですが、そこで健診結果がわかります。特定健診というのは、メタボに着目した健診でございます。それは、糖尿病とか、そういった生活習慣病と言われるものでございまして、これの保健指導については、現在のところ、資格を持つ健康増進課の保健師さんのほうでやっております。

今言われましたクレアチニン検査も含んで、もっと違う視点から、メタボという視点じゃない視点から保健指導といえますか、医療的なものも含んでということ、現在、私どものほうではやっておりません。ですから、その辺

については、かかりつけ医のほうでやっていただくというか、患者さんのほう  
がみずから進んでやっていただくというような形になっております。

○四浦委員

ちなみに、こういう慢性的な重度の疾患を持った方で、金額的には300万円以  
上の保険給付費を出費するというふうな、1人当たりですよ、そういう市民  
は何人ほどおりますか。

○田中市民課長

300万円以上というのは高額なわけですが、それがイコール慢性的な  
ものでかかっておるのか、要は一時的な手術でというようなものもありますの  
で、それは中のレセプトを見てみないとわかりません。

○四浦委員

慢性的な疾患というふうに、私はそこに的を絞ってお尋ねをしたんで、もち  
ろんその手術をした患者が、そういう高額の一時的に医療費というふうなのを  
かかるのは、これは当たり前のことでありまして、それ以外のところでお聞き  
しているんです。

○田中市民課長

そういう統計的なものについては、レセプトを点検しないとわからないわけ  
でございますので、正確なところはお答えしかねます。

○四浦委員

話を聞いていると、これは、お答えを聞いてるとお答えになってないし、不  
思議なような気がするんですが、光市も国民健康保険の被保険者が病院にかか  
ったときに、その経過について通知をしているわけですね。だから、そういう  
ものは、つかもうと思うたら幾らでもつかめるんだが、ここではその答弁がい  
ただけない。いわゆるそれを掌握をしてないというふうなことなんですね。も  
っと前向きに高額医療の市民の方に寄り添い、しかも、そこに至る前に予防措  
置をとっていく、粘り強くやっていく、そういうことを求めたいと思いますが、  
ここいらは、この市民部市民課だけでやれる仕事じゃないと思います。さっき  
健康増進課の話も出ましたし、病院とも関係プレー、幸い光市は2つの公立病  
院を持っておりますので、どこが中心でこういうことを進めたほうが良いと思  
いますか。副市長にお尋ねします。

○森重副市長

市民の健康の政策をどこが主体的にというような御質問だと思いますけれども、市民全体とするならば、福祉保健部健康増進課ということになるかと思っております。

きょうは、国民健康保険の今特別会計の御審議をいただいておりますのでございまして、るる今、四浦委員さんのほうから広島県呉市の取り組みについて御紹介をいただいたようでございまして、今、市民課長からも、それなりに光市の国民健康保険での取り組みについては御報告をさせていただいたんですが、その中で、確かに糖尿病の未然予防のために、本市といたしましても血清クレアチニンの検査をいち早く取り入れて、未然の防止に努めようというのと同時に、少し市民課長からもお話がございましたとおり、特定健診と特定指導というものを国民健康保険の加入者に対して積極的に行っております。

具体的に申し上げますと、そこに保健師が入りまして個別のお話もさせていただきますし、動機づけであったり、そういうものもやっておりますことは、委員も御案内のとおりでございますので御理解いただければと存じます。

以上でございます。

○四浦委員

私、問題にしているのは、数字もきちんとつかんでいないというようなことから、もっと腰の据わった医療費を抑えていく策は、これは慢性的な疾患の被保険者だけではありません。ほかにも該当するものがあるだろうと思います。寝たきり予防という問題だっていると思いますが、さらに、その担当する部署、音頭を取る部署を明確にしながら、そういう保険財政の圧迫にもなる、医療費の高騰にも結びつくところにメスが入るといいますか、いうことを期待したいと思います。

もう一つだけ、ジェネリック医薬品の経過について報告、お答えがありましたから、今光市内では、これは過去何度かやりとりをしたことがあるんですが、どの程度までいってるんでありましょうか。そして、国の基準はいかほどか。それに比べてどうなっているかお答えいただければと思います。

○田中市民課長

ジェネリック医薬品の数量ベースでの普及率でございますが、利用率でございますが、国のほうでは、全国で23年9月の医薬価調査に基づく集計値ということで、全国では22.8%でございます。

それから、光市の関係でございますが、実は国保連合会のシステムで算出したしました、これはジェネリックの差額通知の関係でシステムが改善されたわ

けでございますが、それによりますと、4月から11月の平均数量ベースでございます、これが、利用率が光市は29.5%でございます。これは平均値ですので、中には30%を超えた月もあるということで、ほとんど30%前後をいっておるといところでございます。

以上でございます。

○四浦委員

こういう問題になると、余り縦割りを言うてもいけないと思いますから、ついでにお聞きしますが、随分前に進んでいったなという思いがします。2つの市立病院は相当低いところになりましたが、これもそれぞれつかんでおられるんですか。

○田中市民課長

残念ながら、そういうシステムになっておりませんので、両病院といえますか、個別の病院のジェネリック医薬品の利用率というのはわかっておりません。

○四浦委員

副市長は御存じないですか。

○森重副市長

申しわけありません。手元に資料を持っておりません。

○四浦委員

両病院の採用率というようなものが以前は、私の記憶で言うならば、それはもちろん3年ぐらい前だったと思いますが、光総合病院が非常に低いんですね。これはもう遅々として前に進んで、6%台だったと思います。大和総合病院が13%程度だったと思います。全国平均に比べたら随分低いところがありました。

さっき課長の言われた光市の29.5%、4月から11月までの平均というのは、これは光市民が、どういうところですか。

○田中市民課長

これは国保のレセプトから導き出したものでございますので、光市の国保の加入者の方ということでございます。

○四浦委員

そりゃまあ病院等から出したものとは大分違いますね。国保の被保険者という者に限るといことのようにありますが、実際に光市民全般で出すと、また違うかもわかりませんが、どこに言えばいいかわかりませんが、光市全域で、しかも2つの総合病院がどうかということなども含めてわかれば、別の機会でもよろしゅうありますから教えていただければと思います。  
終わります。

○磯部委員

済みません。ちょっと確認をしたいんですけども、レセプトの点検で、以前電子化が充実してくるので、そのあたりの照合とか縦覧点検、そのあたりの情報も、国保連合会に委託をされてるわけですから、そのあたりも今までは紙ベースでなかなかそういう情報っていうものが突き合わせられなかったと思うんですが、今後はそういったものの電子化で非常にそういうことが整理しやすくなるのではないかなというふうに思っているんで、そのあたりの取り組みはこの新年度から何かされるんでしょうか。

○田中市民課長

レセプトの電子化が進みまして、もう既に紙ベースのものは、全然ないわけじゃございませんが、ほとんどないわけです。それは電算化、いわゆるデジタル化されていますので、それを加工していろんなことが可能だと思います。ですから、統計的な意味でも、それは活用できるんじゃないかという期待もあったわけです。先ほど申し上げましたジェネリック医薬品の利用率についても、前々から私どものほうでは、新しいシステムができるんで、できるんじゃないかというようなことでこういうこともできたわけです。

今後も、今あるシステムをまた改修して、さらに統計的なものをとっていくと、また改修費用とかかかるんで、余り無理は言えないんですが、そういうことは活用していきたいと考えております。

○磯部委員

今、光総合病院なんかでも、以前は処方せん、今10年前から院外処方ですけども、サインがありましたから薬が変えられなかったのですが、今やっぱり国保のほうとの連携で、今サインをしなくてもいいようになってるので、患者さんサイドによって薬局を選んで、薬局でジェネリックに変えてくださいと、そういうことができるわけですから、病院サイドのそういった配慮があるということは、これからもジェネリック医薬品の通知をきちんとして、個人負担が少なくなると。あくまでも患者さんの選択ですから、いや、そうじゃない、自

分は先発品でいいよという方は、そのままですけれども、そういった理解を深めていくということが大事になってくるんじゃないかなと思いますので、そのあたりの今後とも周知、ここが一番大切な部分だと思いますので、まだまだ理解できてない方もいらっしゃるし、光総合もそういう協力をいただいているように聞いておりますので、そこは今後とも協力体制でやっていただきたいと思います。

もう1点、私は非常にこれ何年前からこの臨時職員さんのこの特定健診の保健師、これを入れてくださっているちゅうのは非常にありがたいことだと思うんですね。今、頻回受診や重複受診、このあたりの方の訪問指導もされてると思います。将来このレセのそういった縦覧点検、照合点検の中にも、そういった専門家が指導していく。先ほど言われましたその透析患者さんへの指導も、やはり専門家の保健師がいろいろやるということは重要なところでありますので、今後、今年度まだまだパートさんという臨時的なものしかないので、今後こういったものの比率というか、その専門的なところの職員さんも必要になってくるのではないかなと思っておりますが、そのあたりのお考えはと聞いてもいいのか。

#### ○田中市民課長

ジェネリック医薬品についてはおっしゃるとおりで、私どもも差額通知をこれからも出して利用率の向上を図っていきたいと思います。

それで、保健指導の関係で、1人保健師を置いて、本当に訪問指導もしたりしてやっておるわけですが、これが臨時でなくて正規の職員であれば、もっと充実するのではないかというお話なんですけど、ちょっと人事的なものもありますので、そこは私は何とも言えないんですが、それはあつてこしたことはないというのは確かなことだと思います。

#### ○磯部委員

こういうところは国保だけでなく、先ほどもおっしゃいましたけど、全体の市民の健康増進ということで健康増進課にはスタッフがたくさんおられますので、そのあたりの連携というものをやっぱり深めるほうが大切なのかなと思いました。済みません。

#### ○森戸委員

1点だけ。ジェネリックについてちょっとお尋ねをいたしますが、今、被保険者の側ですかね、その希望カードにしても差額通知にしても。医療機関側のそのジェネリックに対する理解というんですかね、私も実際にジェネリックに

してくださいというふうにお医者さんに申しあげましたところ、変な顔をされたことがあるんですけど、医療機関側のその理解というんですかね、その辺は進んでるんですかね。その医療機関側に対する働きかけというんですか、そういうこともきちんとされていらっしゃるんですかね。

○田中市民課長

医療機関のほうは、もちろん治療といたしますか、そちらを重点的にやるものですから、どの薬が一番ふさわしいか、ジェネリックじゃいけないときはいけないというふうになるかと思えます。あと選択は患者さんということになります。

それで、ジェネリック、さっき医薬品の希望カードを光市が早く入れられたというのは、これはやはり医師会の理解もあったわけです。なかなか厳しいところもあって、今は全てやっているかもしれませんが、わかりませんが、そういうところから私の個人的な感じとしては、全体的には私どもの気持ちはわかっただけだと思っております。個々のお医者さんにつきましては、いろんな考え方、医療的な考え方によって違いますので、それは何ともわからないところがございます。

○森戸委員

わかりました。先生がこれがええちゅうて言われて、断るのもなかなか難しい話だと思いますので、常にそういうふうに、御理解はいただいていますけれども、また御理解を得られるようによろしく願いいたします。

以上で終わります。

討 論

○四浦委員

議案第2号、平成25年度光市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

先ほどの前段の議案、議案第1号で一般会計予算についての反対で、私は、その国民健康保険税の値上げ問題に特化した反対討論を行いました。これは超大幅な値上げを繰り返すという点に、それゆえに特化したということなっております。ここは本体の特別会計予算であります。前段で申し上げましたから、余り重なることを申し上げますが、基本的には、残念ながら、光市のこの国民健康保険特別会計の予算、赤字が出た場合、医療費が伸びた場合は、基金が底をついていれば、自動的に値上げをされる。今回のように超大幅な値上げをされるという仕組みになっています。全国で多くの自治体が、

もう過半数を超える自治体が、そういうことではとてもこの被保険者はもたないようなことから、一般会計から法定外の繰り入れをしてやっぱり措置をとっていく。こういう措置をとっているにもかかわらず、光市では、それに背を向けています。

この状態は、私は長く続かないと思います。きょうもいろいろと担当部署の苦勞話を聞かしていただきましたが、さらにやっぱり収納率が低下をして、また繰り返し保健財政が赤字になる危険があるということで、担当部署については非常に苦勞が続いて、本当に御苦勞さまと言いたいんですが、同時に、市長がこういう決断をして、苦しい市民にさらに追い打ちをかけるということについては、もう絶対に許すことができないということを強調して、反対討論といたします。

#### ○磯部委員

それでは、議案第2号、平成25年度光市国民健康保険特別会計予算に対しまして、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

非常に予算的にも厳しいものになっておりますけれども、そういう中で国保の加入者の皆様にも、大変重い、保険税率も上がるというところで苦渋の選択になりましたけれども、その中でもやはり医療費の抑制、また収納率向上に向けて、また特に医療費の抑制に向けては、受診のそういった内容の期間も延ばして、積極的にさまざまな抑制策を引き続き続けていかれるということで、しっかりとしたそういった対応をまたお願いをしておきたいと思います。

以上で終わります。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

#### ⑥議案第7号 平成25年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：田中市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### (2) 報告事項

①第2期光市特定健康診査等実施計画

説 明：田中市民課長 ～別紙

質 疑：なし

3. 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第11号 光市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：井上行政改革推進室長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

今年度といたしますか、25年度で契約の期限を迎える指定管理者の契約の件数は、何件ぐらいあるんですか、その19施設のうち。

○井上行政改革推進室長

19施設のうち、15施設が新たな更新の時期を迎えることとなります。従いまして次期指定期間は、26年度から5年間となります。

○森戸委員

わかりました。これは施設ごとにそういうふうに設けるわけですから、この施設ごとに設けるわけですね、この選定委員会を公募時に。

○井上行政改革推進室長

実際公募した場合には、この条例の改正案の中にもありますが、同種の施設については、所管が同一の場合には、先ほどから御案内のとおり15施設もございます関係で、一つ一つ独自に委員会を設けるのではなく、ある程度種類を分けまして、一つの委員会について、例えば福祉なら福祉施設とか、スポーツ施設とか、そういった形で区分けをして、部会を設けまして審査会を設けたいと考えております。

○森戸委員

ちなみに、その15施設は迎えるわけですけど、今おっしゃられた分で言うと、どのぐらいの数になるんですか、所管がいろいろまたがると思うんですが、15

施設中、何委員会ぐらいになるのか。

○井上行政改革推進室長

今、実際にどうするか、何部会にするかというのを決定しているわけじゃないですが、おおむね3部会程度に分けて選定委員会を設けたいと思っております。

○森戸委員

了解しました。

○加賀美委員

この委員が職員ちゅうんがありますよね。その場合、費用弁償はどういうふうになっているんですか。

○井上行政改革推進室長

当然、職員が委員の場合には、これ費用弁償はございません。

○加賀美委員

例えば、日曜日とか土曜日とかそういうふうに、時間外とか、そういうときにやるようなときは、どういうふうに対応しているんですか。

○井上行政改革推進室長

基本的には、選定委員につきましては、今回改正の趣旨であります外部委員を設置するというルールづけた部分もございませぬけども、ほかの市の職員につきましても、副市長を委員長に、政策企画部長、それから所管の部次長というのが基本的なメンバー構成になりますので。あと課長レベルであれば、もう管理職ということになりますので、時間外手当も通常は計上しないというふうな形で、はい。もし職員が必要だということに万が一なつた場合には、そういった時間外対応ということになるかと思います。

○森重副市長

少し誤解があつてはいけませんので、改めて私のほうからお答えをさせていただきます。

基本的には、費用弁償は市の職員はございませんので、そこだけは御理解いただきたいと思います。

それと、先ほど室長のほうから少しメンバーについて触れましたけど、まだ

今の段階では未定でございますので、そこも改めて訂正をさせていただきます。

○加賀美委員

第5条の、次に掲げるうちの、市長が委嘱し、または任命すると、この市の職員と、これは今の段階ですかね。19ページのところに5番目の項目がありますね。選定委員会委員長及び委員を置き、委員は審議会の者から市長が委嘱し、または任命する中に市の職員ちゅうんがあるのは、これとはまた違うんですかね。

○森重副市長

選定委員会の構成のメンバーがこういうメンバーで行かせていただくということでございます。

○加賀美委員

わかりました。市の職員は費用弁償はないということですね。

○木村（則）委員

まだメンバーは未定ということで理解はしておりますけども、先ほどの御説明の中で、ある程度部会を設けたいということでした。

それで、所管ごとにといい発言もあったろうかと思っておりますけども、本来であれば施設の目的なり性格なり、そういったもので部会を設けることのほうが合理的なのかなというふうに考えるわけですが、いかがですか。

○井上行政改革推進室長

委員仰せのように、体育関係の施設であれば、そういったものでグループを作って委員会を構成すると。福祉の関係であれば福祉の関係、そういった形で一番合理的な方法で部会の方向を精査していきたいと思っております。

○木村（則）委員

大体理解はできるわけです。今回は福祉にあっても、三島温泉なんかがあつて、幾らか福祉というよりは、福祉と同時に、もっとサービスの向上を図らなきゃいけない、そういったものもあろうかと思っております。その辺のところはひとつよろしく願い申し上げます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第45号 地方債の起債の許可の申請について

説 明：小田財政課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

借り入れに対して、結局、今、開発公社のほうに保有している普通財産があるわけですね。それを売却していくわけですね。だから、売却していった場合に、この返済に本来であれば充てるわけですが、どうも入ってるものは別の雑収入の雑入に入れて、借金は借金で続けていくちゅう方策がとられるんじゃないかと思うんですけど、そここのところは、公会計でしたらまだいいんですけども、単年の現金主義ですから、なかなか難しいとは思いますが、そういう方策は考えられないかどうか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○小田財政課長

今おっしゃる点でございますけれども、公社の債務を代位弁済したかわりに代物弁済として公社の保有している土地が市のほうの所管になるわけでございます。その時価評価が、今現在でありますけれども、約11億9,000億円の土地が市のほうに代物弁済されます。（発言する者あり）11億9,000万円、失礼しました。11億9,000万円の土地が光市のほうに代物弁済として移管されます。来年度以降、来年度といいますか、光市のほうに移管されて以降につきましては、光市のほうでその土地を事業用地に使う土地以外については処分ということになるかと思うんですけども、その売却した資金につきましては、委員仰せのように、それが市の収入になってまいります。これにつきましては、10億4,000万円起債するわけでありまして、この起債の繰り上げ償還に使うか、もしくは減債基金に積み立てるかというふうに、それにしっかり充てていって、借金を減らす方向でやはり考えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○加賀美委員

そのあたり、開発公社のほうからそういうふうに土地が入ってきていると。それを売却していくという一つの努力をしながら、この借金自身も少し落とすといくと。借金の2分の1の補助、1億に対してあれがあるから、借金したほうが得ちゅうことはないんですよ。その辺は、しかし、ないと思いますから、

早くそういう形で返せるような仕組みをつくっていただきたいと、要望です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 平成25年度光市一般会計予算（政策企画部所管分）

説 明：小田財政課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

35ページの臨債の件について、平成13年から臨時財政対策債が始まったわけですが、3年据え置きで20年で返すということなんですけども、この平成25年度は借り入れが16億幾らだったと思うんですけどね、それに対して、普通交付税の中に繰り込まれた国からの、いわゆる元金と利息の額は何ぼだったか、その辺をちょっと教えていただけませんか。

○小田財政課長

基本的には、先ほど説明申し上げましたように、元利償還金全額が基準財政需要額に入ります。25年度に臨時財政対策債として借りている起債の元金の償還分は3億3,770万円程度になり、これに利息、利息がちょっと手元に資料ございませんけれど、それを足したもの約3億4,000万円程度が基準財政需要額に算入されるものであろうというふうに理解しております。

○加賀美委員

わかります。それはもう今年度分については、今16億円借りて3億円が返ってくると。じゃ平成13年からずっとその返済金額が出てるわけですから、1年間に交付税に入ってくる繰入額は幾らになるんですかと。つまり、最初に例えば10億円借りたとしたら、3年据え置きで20年ですから、5,000万円ずつ返ってくるはずだと。それを年々どんどん足していけば、毎年ふえていくはずなんですね。それは僕の考えは違うんでしょうか。つまり、最初13年に10億円借りたとしたら、3年間据え置きで、それから20年にわたって元利分と利息については交付税の中に入ってくると、そういう計算になっていけば、16年からは、16、17、18からはどんどん少しふえていくはずだと、その合計トータルが何ぼかちゆうことによって、借った額から、いわゆる全体の額から減って、残額分

が減っていくわけですね。それをきちっとやっとなないと、今幾らあるかちゅうんがね、その辺はどういうふうになっているか、お答えわかりますかね。

○小田財政課長

ちょっと完全に理解してないかもしれませんが、確かにこの臨時財政対策債、13年度からずっと発行しておるわけでございますけれども、13年度以降からの発行額は、ある意味、少額であったということで、臨時財政対策債が極端にふえてまいったのが平成22年度のあたりから、たしか80億であるとか90億というように残高が増加しております。

したがって、平成22年度ぐらいからが急激に残高がふえとるということでもありますから、22年度に借り入れたものにつきましては、23、24、25年度が据え置きで、ようやく26年度から償還が始まるということで、初めてその償還が、全くゼロというわけじゃありませんでしたけれども、まだ償還額の影響があらわれていないということで理解していただいた方がよろしいかと思ます。

○加賀美委員

単純に計算したら、どうも納得ができなくて、いわゆる今現在108億円あるんですから、全体にね。だから、ずっと来てて108億円って言ったって、ここ16億、13億円ですかね、13億円ぐらいずっといってね、30億円ぐらいでしょう。だから、あと60億円ぐらいがずっと過去に借りてるんだから、その分に対して、もう返済、元利と利息分が交付税の中にかくさん入ってるんじゃないかなっていう思いがするんですよね。その辺はまた今度聞かせていただくことにして、その辺の理解を十分しておかないと、やっぱりいろいろ交付税の中に入ってるやつを引っ張りだしておかんにやいけませんのでね、なかなか難しい問題だと思うんで、そこらあたりはまた今度きちっとやっていただくことをお願いいたします。

従来ちょっと前に聞いたときはね、どうも額が全部一律なような感じがしてね、あれっ、こんなことがあるのかなと思って見てみたんですけどね、この辺はまた今度あれいたします。

それから、P 5 3 ページ、次お願いいたします。これは、この間の一般質問の中で、お答えはいただかなかったんですけども、いわゆる今厳しい中で、いわゆる費用対効果を、便益をやっぱりきちとないものについてはもう落としていくべきじゃないかと。便益のあるものはどんどんやってったらいいと。そういう中で聞きたかったのは、光町との交流ね、これは本当に費用対効果で効果が本当にあるもんだらうかと。

それからもう一つは、ふるさと光の会ですかね。この辺も効果があるんなら、やっぱりまだまだ大阪とか九州なんかで開催されればいいじゃないかというように呼びかけてね、その辺の便益ちゅうのはどういうふうに捉えておられますか、そこんところをちょっと聞かせていただきたいんですが。

○小田企画調整課長

ただいま委員のほうからは、費用対効果というような点でのお尋ねだろうと思います。

まず、2点お尋ねいただきましたが、1点目の横芝光町との友好交流であります。これにつきましては、他の自治体等との交流に関しましては、近隣市町の同一県内での広域交流というものが1形態ございます。また、海外との交流事業というの、全国的には実施をされておりますが、多くの場合、文化、歴史が異なる地域、いわゆる遠隔地との交流という意味合いは、やはりお互いの文化の交流、まざり合いによる文化の向上あるいは災害時の連携といったようなものを目的に実施をしております。

委員御提言のように、費用対効果というような視点もございますが、例えば産業交流等々であれば、企業間の利潤の向上にもつながるということになりませんが、それだけを目的にしているのではないということはお理解をいただきたいと考えております。

光町の状況でございますが、産業交流なども随時実施をしております。里の厨が整備をされまして、昨年光町の職員さんのほうもこちらに来られて、今後産業交流の活性化について検討していきたいというようなこともございますので、随時こういうものもやっていきたいと思っております。

このほかに、市民主体の交流等文化交流等が1点ございますのと、それと、小学校に関しましては、毎年度持ち回りでビデオレターでお互いの状況等の交換等もしておりますので、こうしたものは一定の効果が上がっておるのかなというふうにも考えておりますので、そういう趣旨も勘案しながら、引き続き交流事業については続けてまいりたいというふうに考えております。

もう1点、ふるさと光の会でございますが、これは御存じのように、平成19年に新市になりまして初の総合計画を策定をいたしております。この際に、光市民のみならず、出身者の方に対しても、本市で初めてだったと思うんですけど、平成17年8月出身者アンケートを実施しております。その中でふるさと光市に関して、自分のまちとしての愛着感があると、何らかのそういうようなことをしてほしいという方が、全数117名の方に対して調査をしたんですが、87.2%回答がございました。また、光市出身者の方からも、やはり同郷の人間が一堂に集う会も設立をしてほしいというような声もございましたので、設立

をした経緯がございます。

こうした関係もございまして、そういうことで今現在市が事業実施している背景といたしましては、光市出身者の方も光市民であるという位置づけのもと、光市ふるさととのつながりと、それと都会で離れて暮らす方々の交流の場の設定という2つの側面で事業実施しておりますところでもあります。

いずれにいたしましても、費用対効果というものは勘案しながら実施をしてみたいと考えておりますが、いずれも重要な施策の柱だと考えておりますので、引き続きより効果的な事業展開を図ってみたいと考えております。

#### ○加賀美委員

光町などにつきましても、合併でああいう形になったときに思い切ってやめていくということが、やめていかなければどんどん事業ちゅうのは膨らんでいって、もう費用はどんどん使っていくようになるということになるんで、やっぱりこういうところにもゼロベースからスタートして検討していくべきじゃないかならうかと。

先ほど出身者アンケートで、ぜひやってほしいというふうな思いがあるちゅうことでしたのでね、これはええんよ、そういう形で進めていращやるのはいいと思います。本当にそれでふるさと基金などに非常に成果があったとかね、そういう何とかの、これ効果的なものがあるんなら、これはもう非常にいいと思うんですよ。

だから、こういうことを、じゃ大阪地区でやったか、九州地区でやったかと、そういうことを踏まえて、効果があるんなら次のところにステップを延ばしていくとか、それでやっぱり効果的に薄いんなら、やっぱりやめていくちゅう決心も必要じゃないかと思うんでね、この辺はそういう意見でございますので、今後よく御検討していただけたらと思います。

#### ○森重委員

何点かお願いします。

まず、49ページでございますけど、行政評価システム導入支援委託料、これ専門的な助言を受ける、指導を受けられるということですので、このあたり詳しくちょっとお聞きできればと思います。一つずつ行きましょう。

#### ○井上行政改革推進室長

これまで補助金、負担金事業の事務事業評価から始まりまして、23、そして本年度と事務事業評価の試行を2年間続けてまいりましたけれども、その中で課題などを整理し、改善点を図るため、システム構築にたけておる専門家に助

言をいただく必要があるため委託料を計上させていただいております。

○森重委員

これは、専門指導員さんがお一人来られて、現在光で取り組んでいるこの事務事業評価とか、行革の大綱についていろいろ御指導、行革じゃないんですかね、これは。（「評価システム」と呼ぶ者あり）評価システムのほう。今行っているものに対して、いろいろ問題が出てきたということ、前回、本会議でも副市長も言われましたけども、それを聞いて、わかるかどうかわかりませんが、どういう課題が出てきたんですかね。

○井上行政改革推進室長

1点申し上げますと、これまで予算の中事業を中心とした事務事業評価を展開してまいったのですけれども、最終的な目標として、総合計画の政策のほうとベクトルを結んでいくといいますか、予算事業と、大きな目標と結びつけを行っていく中で、一つのその中事業の中のグループで、誰のために、何のためにという目的が必ずしも一致してないということで、それをいったんばらして組み直すというふうな必要。それから、52ほど政策があるわけなのですけども、その政策のどこに結びついていくのかということを検証することがもう一つ。それから、事務事業評価をするためには、専門用語でアウトカムと言うんですけれども、成果指標というものを正しく設定しないと、その辺の評価ができないということでもありますので、たくさん全国的にも行政評価をやっておられるところもありまして、そういったところの指標も参考にはするんですけども、必ずしも事業が全部同じ事業をやっておるということでもありませんので、そういった場合に、どういう指標を選ぶのが一番効果を発揮することができるのか、そういったあたりについてちょっと知恵をおかりしたいということです。

○森重委員

わかりました。後期基本計画を立てられるときに、やはりこの行政評価システムを整合性をとられましたことを私評価したんですけども、その中でいろいろ実際にやっていると、確かにいろんなやっぱり問題が出てきて、さらにそういう指導を受けていくということで、ぜひしっかり指導を受けられて、いいものにしていただきたいと思います。

○森戸委員

関連ですが、今のを聞いていて、よくわからないんですけどね、その指標云々というのはわかりますけれども、具体的にどういったところにこれ委託をする

んですか。

○井上行政改革推進室長

具体的にどちらに委託するという事は、まだ決定しておるわけでも何でもありませんし、そういった行政評価の関係のアドバイスをしておられます、いわゆるコンサルの関係ですね、そういったところをお願いをしていくようになります。

○森戸委員

会社名を聞いているわけではないんですが、そのイメージできないんですよ、おっしゃられるそういうコンサルっていうのがですね。そんなコンサルがあるんですか。

○井上行政改革推進室長

全国的にもかなりの数でそういったものがございまして、行政評価もかなり始まってから年数たっておりますんで、いろんなところにいろんなコンサルさんが入られて指導してきたという実績を持たれておるところがありますんで、そういった経験豊富なコンサルさんの中からということで今考えておるところでございます。

○森戸委員

委託ですけれども、これはどういうふうに契約されるんですか。

○井上行政改革推進室長

具体的には、入札というふうな形にはならず、見積もり、何社からか見積もりをいただいての随意契約という形になろうと思います。

○森戸委員

了解しました。

○森重委員

わかりました。じゃ今の点は了解しました。

そして、51ページでございますけれども、広報紙の発行事業、先ほど月2回の広報「ひかり」を、平成25年度に至っては年末年始を一本にされるということと思うんですが、23回に見直すということ、このあたりはどのような御構想かというか、どのようなことなのかということと、そして、その下の市勢要覧作

成委託料を新市誕生10周年ということで2カ年にわたり100万円、これもちょっと予算計上されています。この辺もちょっと詳しくお聞きできればと思います。

○今津広報情報課長

最初の広報紙の発行回数の変更でございます。現在、広報紙は10日号と25日号の計年間24回を発行しておりますが、このたび23回とさせていただきます、年末年始を1回とさせていただきますとするものでございます。

当然今回の合併号の発行につきましては、1回減るようになるわけですが、これは主に年末年始は、御存じのとおり、大変忙しい時期でありまして、広報紙の配布をされておられる方、市から依頼しております調査員さんでございすけれども、高齢者の方が大変多くて、年度末の配布に負担を感じられておられますことから、今年度、年末年始を合併号としようとするものでございます。

具体的には、12月25日号、今まで発行しておりました25日号の内容を、12月の10号と1月の10日号に分けて掲載して、1月10日号を合併号として発行しようとするものでございます。

内容につきましては、分けます関係で、合併号について記載がふえますので、内容が今までと減るといことはございません。内容的には同じになると考えております。

ちなみに、近隣では下松市さん、それから柳井市さん、これが合併号として現在のところ発行されておられます。

それと、もう一つお尋ねの、市勢要覧の作成業務についてお答えいたします。市制誕生10周年を記念して、新市誕生からこれまでの歩みをたどるということで、未来の展望を期した新しい市勢要覧を作成するように考えております。A4判で30ページ程度のものを考えております。

それで2カ年にかかるということでもありますけれども、初年度の25年度につきましては、まず業者のプロポーザルを行いまして、いろいろ提案していただきまして、その中で本市の最もふさわしいものを提案していただけたところを選定してまいりたいと思います。

それから、選定後にその業者のほうで取材、それから撮影等をして、構成等をつくっていくようになりますことから、26年度の2カ年で完成させていただこうとするものでございます。

○森重委員

わかりました。じゃこの広報「ひかり」のこの発行は、合併というのが光と

大和の合併とっていて、そうでなく、12月25日と10日の合併ということですね。これ重さがより重くなって配る方は大変ちゅう問題はないですかね。

○今津広報情報課長

年末年始が合併号ということになりますと、委員さん御疑念のように、何らかの重さ、重くなるとは思いますが、今まで広報紙以外にも県の広報とか一緒に配布するところがありますので、そのあたりは1回減りますこともありますので、御理解はいただけるものだと考えております。

○森重委員

わかりました。やはり御高齢の方の大変忙しい時期にやっぱりこういう配慮も、やっぱり一度やられてみて、今後はやっぱりそういうパターンになっていくということでしょうか。まずはやってみるということですよ。いずれはもうそういうふうな形になっていくということでは捉えていいでしょうか。

○今津広報情報課長

こういう形で高齢者の方の御負担も和らげていけたらというふうに考えておりますので、今後これがこの形がいいということになれば、このまま続けていきたいというふうに考えております。

○森重委員

わかりました。ありがとうございます。忙しいときちゅうか、そういう読む間もないというふうな実態があると思うので、やっぱりある意味、この合併はいいかもしれないというふうに思います。

一応ここで終わります。ありがとうございます。

○加賀美委員

今、調査員が高齢化して困っているちゅうふうな話があるんですけどね、この調査員のあり方ですけどね、かつては個人でしたけど、これを例えば町内会なんかやっただけの場合は、やっぱり災害の問題があっても、その補償がないと、だから駄目だっというふうな意向だったんですけども、今度補償制度ができましたからね、ボランティアのね、そういう意味で町内会などがほとんどやってきているわけなんですね。我が町内も町内会がやって、それを設備投資、いろんなものを購入する、額の中に充てているんですけども、その辺の調査員のあり方については、市として今後、今みたいに高齢化して配るのに大変だっというふうな方向性が、これからちょっと考え方を考えていく必要があるんじゃないかと

思うんですが、その辺は考えたことあるんでしょうか。

○今津広報情報課長

ただいまの加賀美委員さんの御質問にお答えいたします。

調査員さんのあり方ということで、現在、先ほども申しましたように、調査員の方がかなり高齢化になっております。そのあたりも今後どうするかということも課内で協議を今までしております。というのも、ほかの市におきましては、調査員ではなくて、直接配布するとか、いろんな方法をとっておられるところもありますので、現在のところ調査員を活用して、先ほど申されましたように、それが町内会の経費になるとか等々がございますので、今すぐということではございませんけれども、将来的には別の方法も考えて、検討ということは十分あり得ると考えております。

○加賀美委員

現在の調査員につきましては、いったん町内会の承認というか、町内会長の確認があって、この人をお願いしようという形の制度になっているようです。これはまた配るに当たって漏れがないと、よく町内を知っている人を、例えば選挙公報なんかでも漏れがあっちゃ困るわけですから、そういう意味じゃそういう町内会の推薦されたその調査員あるいは町内会の責任者になっていくとちゅう方法は、これは一利あると思うんですけどね。今のように高齢になってたまらんといいようなことがあるんならね、やっぱり考え方を変えていかにやいかんと思うんですね。いや、だって、町内会の中で選出して若いのを選んだって、別にそんなに重労働じゃないと思うんです、100や200ぐらいでしたらね。分けていきゃあいいわけですから。だから、そこらあたりは、もうちょっと工夫していただきたいと思います。要望です。

○磯部委員

予算書の57ページの、先ほども御説明がありました最初の5行目の総合行政情報システム法改正対応委託料、これはその都度法律の改正が行われるたびに、そういうものの委託をするのじゃなく、法改正が多いときも少ないときも、パッケージとしてそういうふうな減額部分少なく、この委託料というものが少なくなったというふうに理解をしたんですけれども、逆に法改正が多い年と少ないとき、そのメリット・デメリットもあると思いますが、ことし予定されているもので、減額されたけれども、法改正が多いときと少ないときのメリット・デメリットも踏まえて、このパッケージでやられたという、その考え方というか、そのあたりを含めて、今年度の予定されているものというものをお知らせ

いただきたいと思います。

○今津広報情報課長

ただいま磯部委員さんの御質問にお答えいたします。

総合行政情報システム法改正対応委託料の件でございます。今年度については、昨年度に比べて約2,000万円以上の減額となっております。これにつきましては、今までのシステムが法改正ごとに業者のほうにプログラムの一から変更をお願いしておりました。

ところが、今年度、24年度になりますけれども、総合行政情報システムを更新いたしまして、新しいものとしております。新しいシステムとなりましたことから、このシステムは開発元からの法改正等々のパッケージが提供されるシステムとなっております。今までのように一からプログラムの変更する必要がなくなりました。その関係で経費が削減されたわけでありまして、委員さんの言われるように、毎年法改正というのは一定ではないと当然考えております。

しかしながら、法改正が行われるものの中には、地方税法の改正というのが毎年あります。それにより市民税とか法人税、資産税等々の改正が必要になってくるわけでありまして、それに付随する書類、概要調書、課税状況調書等の変更となってまいります。このところの量が毎年一定量の作業がございますので、このあたりをパッケージ化したということで、最小限で抑えられるのではないかなと考えております。

いずれにしても、平成25年度からの実施となりますので、今後この内容の契約で、もし業者のほうに難しいということになれば、業者のほうと協議しながら実施していくようになろうかと現在考えております。

○磯部委員

よくわかりました。同じようなことなんですけれども、その下に、これはもう調達評価支援コンサルティング業務委託料、昔200万円以上のものが対象であったのではないかと思いますけれども、システムの更新、改正にその都度その都度本当にこの値段でいいのかということを中心に精査するという意味で、200万以上のものを対象にしてやられた、これは委託だと思っておりますけれども、今年度とりあえず予定としてどういうものがあるのか、ちょっとお知らせください。

○今津広報情報課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

調達評価支援コンサルティング業務委託料の件でございますが、これにつきましては、コンサルティング業務として山口県のソフトウェアセンターのほうへ毎年委託しておるものでございまして、来年度も委託する予定でございます。委託内容としましては、先ほど申されましたように、システムを構築等々変更するとき、具体的にはコンピューターシステム及びハードウェアの改修並びに新規導入に関するようなときに当たっての仕様詳細明細及びそのボリューム等、その適正度について検証及び精査を現在行っているところであります。委員仰せのとおり、1件あたり200万円以上の情報システムの改修等について依頼しております。

それで、平成25年度の想定でございますけれども、一応年7件を想定いたしております。もしそれ以上であった場合については、契約金額内で行っていただくように契約する予定でございます。23年度につきましては、7件オーバーしております。今年度につきましては、広報情報課等々で4件、その他のところで3件程度、予定しているところでございます。

○磯部委員

年々さまざまな改正、修正が行われる中でのそういった精査が行われているということを確認しましたので、ありがとうございます。よくわかりました。

○四浦委員

今のテーマとちょうど重なるんですがね、改めてお聞きするんですが、山口県ソフトウェアセンターに委託をして、こうしたものでやっていくということなんですが、これは、前回私も聞きましたから重なる部分は避けますんですけども。

以前こういうことがありましたね、基本ソフトよりも改定ソフトのほうが高くついてというようなことで、そんな乱暴なことがあったんですが、こういうふうな改定の場合は、ずっとパッケージ型で減額をされるというふうなことなんですが、一つそこでお尋ねしたいんですが、いわゆるプロのというか、かなり熟達したプログラマーで単価というのが要ると思うんですね、1日当たりの人件費というんですか、労務費というんですか、それはどういうふうに見ているんです。

○今津広報情報課長

ただいまの四浦委員さんの御質問にお答えいたします。

SE単価の件だと思いますが、SE単価をどのように考えておるかということだと思います。SE単価については、実は総務省の政府情報システム改革検

討会というのをごさいますて、そちらのほうの資料の中に、大手ベンダー各社、つまり日本でいうところの、日立製作所とか、NECとか、富士通さんなどがあるのですが、それらを大手ベンダーと申しますけれども、大手ベンダー各社の登録された標準単価というのをごさいますて、表示されております。そこには1カ月単位の金額が載っております。それを1日あたりに直しますと、大手ベンダー当たりで1日あたり10万5,000円という金額になります。ただ、この金額は、非常に高く、現在の価格からちょっと乖離しているのではないかと、いうふうに広報情報課のほうでは考えておりますが、一応こういう単価はございます。

○四浦委員

ざっと聞いてて、常識的な話になるんだろうなと思ったら、10万5,000円を聞いてぎくっとしまして、前段を聞き漏らしてしまった。どこでその10万5,000円というのをはじいているんです。

○今津広報情報課長

これは、あくまで検討会の資料でありますけれども、総務省の政府情報システム改革検討会の中に提出された資料の中にごさいます。そこにあるのは1カ月の単位の金額が載っております、1カ月が20日と計算されますことから、その金額を20で割った単価が10万5,000円ということになります。

○四浦委員

これは以前からここでも議論したことはありますし、いろいろ取り組んでおられて、なかなか賢くなって思ったのは、福山市なんかは非常によく精査して、早くからこの、どういいますか、独占価格と言うてもいいんでしょうが、随分値切って、コンサルタントも入れて取り組んできてというふうなことがあって、さっきパッケージ化というふうな話を聞いて、私は安心しつつあったんですが、いや、こりゃ何ぼ何でも高いが、実際の運用はどうなんです。

○今津広報情報課長

ただいまの御質問ですが、実際の運用についてどうであろうかという御質問だと思いますが、市に入っております大手ベンダーの日立さんについてはSE単価が6万2,500円であります。ただ、これも高いのではないかと考えておりました、今年度につきましても、単価の引き下げ等については、業者にお願いしているところではあります。

○四浦委員

周南市の市会議員に、今名称は変わったかもわかりませんが、情報処理技術者の特殊を持っている議員がいましてね、この人なんか聞くと、こんな単価はあってないがごとしであるというふうなことやったんですが、そうですね、光市にもその広報情報課にはそのすぐれた技術者もいらっしゃるし、この分野でね。だから、その辺の減額を折衝するというようなことはやってるかなと思います、いかがです。

○今津広報情報課長

先ほど申しましたように、当然200万円以上についてはコンサルタントのほうにかけております。コンサルにつきましては、そのハードウェア、ソフトウェア及びSEの工数等々を精査していただいて、市に報告をいただいて、それをもとに当然業者と交渉をいたしております。当然そのたびにこの単価については、毎度どうにかならないでしょうかと話しておりますし、当然工数についても精査して、短くするように毎回交渉をいたしております。このような現状でございます。何とかしたいとは思っております。ではございます。

○四浦委員

出す、その委託する相手が日立というふうに限られているというのも、これもつり上がるという、その原因の一つになるんですが。もう一つは、コンサルですか、山口県ソフトウェアセンターですかね、そこが、いわゆる単価についてはどのようにしておりますか。

○今津広報情報課長

コンサルタントの単価についての御質問にお答えいたします。実際のところ、コンサルタントで出てきます単価は、山口県のこのあたりの地域の標準単価として4万2,500円という数字を出しております。ただ、これはあくまでこのあたりの地方のベンダーさんの単価でありまして、先ほどから申しますように、大手ベンダー等の単価とはやや違ったものではないかなと考えております。

○四浦委員

聞くほう側からもえらい無責任なことをいいますが、この地域のというところにちょっと私はクエスチョンがつくんですけどね、こんなものはどこに住んでいようと、精査したり組み立てたりすることは、非常に今電子化の時代で、見やすいのではありますまいか、いかがですか。

○今津広報情報課長

組み立て、プログラムのことだと思えますけれども、プログラムのことにつきまして、やはりSEが持っている能力等々に左右されるところがあると思えます。当然大手ベンダー、それと地方ベンダーとは、能力差というのはある程度はあると考えております。

業者からSE単価が出てまいりますけれども、本市としても、なかなか納得できがたいところもございますので、極力単位を下げさせていただくように毎回要請いたしております。

○四浦委員

最後にこれ聞きますね、先行委員が質問したところと重なるんですが、パッケージ化されたというふうなことで、そりゃまあ以前に比べると減額をされたということなんですが、そのパッケージ化することによって、さらにこういう委託料が減額される要素が、私はようわからんまんま聞きよるけどもね、申しわけないんですが、その要素は何か直感的にあるのかなっていう気がしますけども、随分簡素になるんだろうと思うんですけどね、いかがです。

○今津広報情報課長

今御質問にありましたようにパッケージ化されますと、当然現場で対応するSEのかかわる部分が少なくなります関係上、経費は全体等を見まして、少なくなる傾向にはあると考えます。

○四浦委員

今後は引き続き、御努力を期待しまして、一応閉じます。

○森戸委員

今のをずっと聞いていて、調達評価の支援のコンサルティング業務を委託されていますけど、これいつからだっただか忘れてましたけれども、調達の評価のコンサルティングをお願いして、市として実質的に効果があったですか。あったとしたら、金額ベースでいうと、どのぐらいあったんですかね。

○今津広報情報課長

森戸委員さんの御質問にお答えいたします。

どのぐらい効果があったのかということでございますけど、一応23年度の資料がございます。23年度に、この年はちょっと多くて13回コンサルに出してお

ります。そして当初見積もり金額ベースですが、全てで62億3,000万円の当初見積もりでありましたところ、コンサルにかけまして、かつ当然職員のほうも値引き交渉をいたしました結果、この年は3億6,000万円程度になりました。率として約42%減額になります。当初見積もり額が、6億2,300万円です。これがコンサルにより3億5,600万円ですね。約42%減額になっております。

○森戸委員

わかりました。効果はあったということなんですが、もともとのその見積もり自体が評価に出さなくても見抜けるといいますかね、この能力が身につけられれば、もっと削減ができるのかなとも思います。ああそうでもないというふうに首を振っていらっしゃいますね。まあまあわからない分野ですので、これだけ効果があったということで理解はいたしました。はい。

○加賀美委員

システムの関係のちょっと話が出ましたんで、ちょっと確認しときます。決算期には公会計制度に基づく財務4表をつくっていらっしゃると、その中のバランスシートの中で資産が大体1,200億円を超えたぐらいの金額になっているんですね、光市はね。それについては、各部門から資産台帳を出してもらって、そして総合的に集約してるって、昔はそういうことだったんだけども、集中管理をしていくと、一本に資産をとれるような体制にして、データをとれるような体制にしていくという、かつてお話があったんですけども、その辺はどのレベルまで行っておられるか。だから、各部門で資産台帳を持っているやつを総合的にこの一つのメインパッケージの中に入れて、そしてどこからでもとれるような体制にしていくというお話があったように思いますけども、その辺はどういう状況になっているのか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思うんです。

○小田財政課長

財産の管理システムのことだろうと思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

財産管理システムの中で、土地、家屋等々光市が持っている公有財産につきまして、その評価されているものにつきましては、その中に全て入っているような状況でありますけれども、公会計の話と連動して申し上げますと、全ての公有財産について評価が終わっているわけじゃございません。というのが、どうしても公有財産に対しては税金がかからないという過去からずっとありましたので、土地とかの評価そのものがないというところがまだかなりの件数ご

ざいます。そういうものがまさしく公会計の中の資産を積み上げるところでは課題になっているということで、その公会計の中では、総務省のモデルの方式の中では、それを簡易的に済まそうということで、たしか昭和四十何年からかの決算統計から、投資的経費が幾らかかっているかというのを数字を積み上げたものをもって光市が持っている総資産とみなすことができると、そういうふうには便宜上なっております。

先ほど言いました、じゃその全ての資産を評価をして管理台帳に入れられるかと言うと、かなりの量のまた公有財産の評価ができてないものが残っておりますので、それがいまだに我々の課題ということでもあります。

○加賀美委員

基本的には、そういうその資産のお金の面もありますけども、いわゆる財産管理台帳が紙ベースでずっと各部門にあると、これじゃもう非常に管理しにくいと。だから、各部門はパソコンの中にどんどん入れていってね、部門はそこでつくっていると、こういう回答だったんですよ。だから、それを各部門じゃなくて、総合的にそれらを全部集めて集中管理できるような体制をきちっとつくっとけば、仕事がすぐ行くしね。それで、その段階で、簿価なら簿価を入れときゃいいわけですから、最初のね。それを評価して最後に資産表の総資産をつくりゃいいわけですね。そういう何ちゅうんかな、事務効率化をやったかかないとね、いつまでたっても手で全部拾うて、ああ数字を間違えたとか、あれが落ちちよった、これが落ちちよったにならんようにね、財産管理台帳をきちっとつくるちゅう話が前あったわけですから、それをきちっと進めていって、ペーパーレスにしていくちゅうことが必要やないかと思うんでね、その辺を。

○小田財政課長

ちょっと私すれ違いの答弁をしたのかもしれませんが、そういう今加賀美さんがおっしゃるようなシステム、その中で評価のデータが入っているか入ってないかは別にして、現在光市が持っている公有財産については、全てデータベース化されております。

したがいまして、地図上でクリックすれば、それがどこの土地で、平米数が何でというようなことが、全て紙ベースじゃなくて、システム上に今集約されているという状況にはございます。

○加賀美委員

だから、市が持っている財産台帳、財産を全部羅列させようと思ったら一本

化でダーッと出せると、そういう考え方はいいですね。あとの費用をどうするかちゅうのは、後つけていきやあいわけですからね、評価をつくって、ある程度で、いわゆる路線価格をつくってやるかどうかちゅうのは、またこれは判断次第でしょう、そこのね。だから、そういうもとができてるかどうかちゅうを確認したかったんです。各部門も全てペーパーレスを全部実施されていると、こういう理解でよろしいですね。わかりました。

○木村（信）委員

予算の説明資料からお聞きしたいと思います。23ページ、市民対話集会ですけど、今回3万6,000円という予算の中で市内4カ所、これは前回に比べて絞り込まれておりますけど、何かこれは特段理由があって会場を絞り込まれたとかっていうのがあるんでしょうか。

○小田企画調整課長

今、市民対話集会についてのお尋ねでございます。これは、24年度につきましては、総合計画後期基本計画を策定したということで、これのPRも含めて12会場で実施をしたというような状況でございます。

これまではそういう大きなタイミングごとに対話集会等を実施してきましたが、今後に関しましては、やはり対話を進めてほしいというようなニーズもございましたことから、一応4年間程度を1クールにして、今後3年間で全会場が回れるような形で4地区ということですね。年度年度における課題がそれぞれ出てくるとお思いますので、今年度は御説明しておりますように、防災を対象に市内4地区という形で実施をしていこうということで、どちらかと言うと、積極的に毎年度やっていきたいという思いが入っておるところでございます。

○木村（信）委員

わかりました。

それから、23ページ、同じページなんですけど、これは予算がついてないんですが、公共施設マネジメント事業ですね、これ御説明があったかもしれませんが、今後のスケジュール的にはどういうふうに、白書ですね、公共施設白書を作成されていかれようとしているのか、スケジュールをお聞かせ願いたいと思います。

○小田財政課長

具体的な詳細のスケジュールはまだでありますけれども、25年度中には白書という形でデータといいますか、そういうものをそろえて成果物として完成さ

せたいというふうに考えております。

○木村（信）委員

了解しました。

○木村（則）委員

所管に具体的な予算が計上されているわけではないんですけど、行革の一環、財政健全化を目的にしたことなので、お尋ねしてみたいと思います。

新年度予算における補助金についてですが、数字としては極めて小さいんですけども、全般の考え方を整理する意味も含めてお尋ねをしたいと思います。予算書の65ページから負担金、補助金等の内訳というのがございます。その内訳の中で、右のページですね、市内各種団体に対する補助金ですが、多くの項目で一律のカット（「予算説明資料」と呼ぶ者あり）予算説明書、ああ予算説明資料ですね、予算説明資料の65ページから負担金、補助金の内訳が示されております。右のページ、市内各種団体に対する補助金ですけども、多くの項目で一律のカットをされている。

そこで、質問なんですけど、これは25年度予算からの取り組みなんですか。

○井上行政改革推進室長

これは、以前にもこういった取り組みをしたこともございましたが、かなり年数たちまして、このたびの、今施行しております財政健全化計画、それから行政改革大綱に基づきまして、今委員御指摘の団体運営補助というものにつきまして、その中から人件費としての支出を差し引きまして10%削減するという計画を持っておりまして、それを25年度予算から実施するという形でこのたび実施をさせていただいたということです。

以前調べましたところでは、平成10年か11年ぐらいにいったんそういった取り組みがなされた経緯がございます。

○木村（則）委員

当然一定の理解はしているところではあるんですけども、項目がたくさんあるので、ちょっと一つ見ていただきたいんですけど、84ページですね、下のほう、例えば青少年健全育成費あるいはその下の文化振興費ですね、例えば、クリーン光推進協議会に対する補助金は据え置きですけども、その下の文化振興費は一律10%程度の削減がされていると。また次の86ページ、人権教育費等は据え置きのものであれば、やはり一律10%程度の削減がされているということなんですね。そのするしないというところの仕分けといいますかね、どういった

考え方に基づいてこの仕分けをされたのかということをお尋ねしたいと思います。

○井上行政改革推進室長

まずもって仕分けの仕方としまして、今個別のその団体運営補助に分類された中での金額のカットしてあるしてないはちょっとさておきまして、基本的なベースになる考え方のほうを先に御説明したいと思います。

こちらの表でいきますと、市単独事業等に属するもの、これが、いわゆる事業費補助と我々が呼んでおるものがございます。それから、市内各種団体に対するものというふうに書いてあるほうが、いわゆる団体補助という位置づけをしておるものがございます。

どこが違うかと言いますと、市単独事業に属するものにつきましては、きちんと要綱等で何の事業に、その団体の運営そのものじゃなくて、何の事業に対して支出をするという根拠が明確なものにつきまして、こちらのほうに掲示をさせていただいております。

それから、市内各種団体に対するもののほうにつきましては、具体的にどの事業に対して補助をするということが明確でないというものがございまして、これは今回のカットに当たっての考え方としては、団体運営補助と、つまり充当先が確定されておりませんので、そういうふうな区分けをさせていただいて、カットの対象にさせていただいたということでございます。

基本方針が10%カットということでございますので、ほとんどのものはそれで行っておりますけれども、予算のヒアリングの中で個別に当該年度の事業の関係とかいうことも勘案いたしまして、残すべきは残すというふうな措置をとったものも中にあるということでございます。

○木村（則）委員

ということは、この方針をもとに各所管に伝えて、ある意味、もう自動的に一律カットしなさいということのような理解でよろしいですか。

○井上行政改革推進室長

こちらの考え方としましては、先ほどから何遍も申し上げておりますように、事業費補助でないもの、団体運営補助とこちらのほうが認識されたものにつきましては、一律10%カットですよということで、それで要求をしていただきたいということをお願いに回ったということですね。

実際の予算要求の中では個々の事情もありますので、予算のヒアリングの中で精査した上で、結果的にこういうふうな形に落ち着いたということでございます。

ます。

○木村（則）委員

その1点目からするわけですが、そうですね、であれば、金額の高も含めて、その事業の目的なり何なりというのを、今回1回しっかり検証すべきだったのかなとも思うところではあるんですが、私の極めて個人的な思いからすれば、例えば、市民の文化活動ですよ、私も幾らか山車保存会であるとか、これまでも島田の人形浄瑠璃の活動なんかにもかかわってもきましたし、やはりこういった一定の補助があるということは、あるいはもう少し補助が欲しいんだというようなこともこれまでもずっとあったわけで、一律カットというものがちょっと乱暴に思えるんですよ。改めてそういった市民の活動の本当に実態というものを、もう1回一つ一つ丁寧にやっぱり精査することが必要だったのかなと、ちょっと振り返ります。市長の掲げる新しい綱紀あるいは市民力の活用といった観点を盛り込んで、私はもう1回まいちど検証が必要かと考えます。ちりも積もれば何とやらというのは大変理解はできるんですけども、今回の予算を見て、全体からすれば極めて小さい数字なんですよ、これ積み上げててもですね。

一方で大変大きい数字のほうもあって、大なたを振るうところも実はなくはなかったのではないだろうかという、ちょっと思いもあってこの質問をさせていただきました。

以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

4. 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第13号 光市防災会議条例及び光市災害対策本部条例の一部を改正する条例

説 明：小田防災危機管理課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第14号 光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：中村総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第15号 光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

説 明：中村総務課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

これは、国の時限立法で行われることで、26年3月までで、26年4月からはもとに戻るってということですか、このあたりについて、いつからいつまでやって、いつからまたもとに戻ると、そういう2年前に戻るっていう形は、どういう形になっているか、ここんところをちょっと御説明願いたいんですが。

○中村総務課長

減額措置のことであろうかと思いますが、これは1年限りの措置ということで、昨年も1.5%カットしておりますが、それも本議会にというか、昨年の議会で提案させていただいております。要は1年限りということでございます。

○加賀美委員

1年限りということは、いったんもとに戻ってるちゅうことですね。1年目に落としましたでしょう。2年間でしよう、国の時限立法による。1年間しかやらないの。その辺ちょっと済みません。

○中村総務課長

この減額措置につきましては、国の、今現在やっております減額措置とは全く別物でございます。我が市独自で平成22年度からやっているものでございます。

○加賀美委員

これは国が行っている国家公務員の時限立法によるそれと、どういう違いがあるんですか、それを教えてください。

○中村総務課長

国がやっております減額につきましては、これは東日本大震災の復興財源の捻出というようなことで国はやっておりますが、光市におきましては、給与水準適正化、それから行財政改革の一環という形で行っておるところでございます。

○加賀美委員

では、このまま下がったままずっと行くということですか、その辺ちょっと教えてください。

○中村総務課長

ですから、この条例改正案は、係長以下が1.5%、1年間続ける。そして管理職につきましては3%を1年間続けるということでございます。

○加賀美委員

じゃ退職金にも影響しないと。だったら、下がったままでそのまま退職金に計算を入れたらいいんじゃないかと思うんですが、その辺の見解を教えてください。

○中村総務課長

これは給料を独自でカットしておりますという意味合いでもって、退職金には、退職時点での給料には算定しないという考えのもとに、この今条例を上げておるところでございます。

○加賀美委員

いや、非常に複雑な体型になっているんですね。だったら下げたままで一応自分の給与は決まっているんだから、それに対して退職年金をかけていきや

あいわけであって、それをまたもとに戻し、退職はもとに落とした額じゃなくて、もとに戻して退職金を計算するっていうことは、これ下げたことにならんのじゃないかと思うんですけど、どうなんですかね。

○中村総務課長

これは特例措置ということでやっているということで御理解いただきたいと思います。

○加賀美委員

いずれにしろ、特例措置としても、そういう給与も下げたんならば、それでずっと行くんならば、そのまま退職金の基本給はそれで行けばいいじゃないですか。それをなぜ、特例措置だから退職金だけを下げたままじゃなくて、もとのままで計算をするっていうのはおかしいんじゃないかと思うんですけど、どうもそりゃ僕の考えがおかしいんでしょうかね。

○中村総務課長

本市のほかにも独自で給与カットしている団体がございます。そういったところにおきましては、退職手当につきましては、減額前の給料で計算するというところでやっております。

○加賀美委員

ここら辺はまたちょっと、僕のほうも、その辺がどういう、よそのところもどういう形でやっているかよくわかりませんので、ちょっと申しわけないけども、また今度議論させてください。

○四浦委員

こういう職員の給与等が減らされ続けてきましたが、おおよそ10年前からということなんですけど、正確には何年から減り始めたか。それから、ふえた年があったかどうか。なお、年間で言うならば、その減り始めたときから今日まで、どれだけの1人当たり、平均でいいですから、影響額があるか、これをまずお尋ねします。

○中村総務課長

今減り始めたかというお尋ねなんですけど、本市におきましては、国の人事院勧告に基づく給与改定を行っております。それで、平成16年、合併後で言いますと、調べたところによると、平成17年度に0.3%減額の改定が行われており

ます。それで、この年は期末手当が0.05月増加、増えております。それから18年度改定なし、19年度が若干、若年層について1%程度上がっております。それから20年度改定なしと、21年度以降につきまして0.2%減、0.1%減、0.23%減というふうに下がっております。その間、どれだけの給料、年額にして差があるか、下がったかという辺のちょっと資料は持ち合わせておりません。

○四浦委員

以前ですね、委員会だったか、多分本会議じゃなくて委員会だったと思いますが、その差はどれくらいですかね、2年ほどぐらい前にお聞きしていましたが、46万だったかな、そんな記憶があります。前回の記録は正確にはありませんか。まず、そこから聞きましょう。

○中村総務課長

済みません、ちょっとそのあたりよく調べておりませんでした。

○四浦委員

これは調べてぜひ委員には、少なくとも質問している私にはその返事をいただきたいというふうに思います。恐らく50万を超える、年間で言うならですね、給料と期末手当の総額で、その減額について、課長は私が質問したことに十分に答えておられなくて、別に何か矮小化して、合併後とかいうふうに言いましたが、合併以前から下がっているかなというふうに思います。

それで、あと係長と管理職については、これは1年間の減額を示されたんですね、6万と13万5,000円と言われたですかね。一般職については、こういうふうな形で示すと幾らになりますか、平均どころでよろしゅうありますが。

○中村総務課長

先ほど申しましたのは係長以下でございますので、「以下」と呼ぶ者あり）一般職と係長と含めまして約6万円です。（「平均がね」と呼ぶ者あり）

○四浦委員

こういうふうな形が出るんですが、ちょっとさっきの質問と重なる部分があるんですが、今後の大まかな見通しで良いですから述べていただきたいと思います。

と言いますのは、これでどうも終わりそうもない、流れがね。全国的な流れも含めて、どのように見ておられるかというだけでいいですから、示してください。

○中村総務課長

今委員のほうから全国的な流れというふうなお話もございましたが、今現在、国のほうが、先ほど申しました東日本大震災の復興財源ということで平均7.8%の国家公務員は削減をしております。このあたりにつきまして、国のほうからも、国に準ずるようというふうな要請もあっております。

ただ、我が市の場合、これからどうするかというのは、まだ決めてはおりません。これから検討してどうするのか、削減するのか、そのままで行くのか、それはまだ決まっておる話じゃございません。

それで、もとに戻りまして、1.5%、3%につきましては、いわゆる一つの目的が給与水準の適正化というふうなこともございますので、これが一定の適正化が図れば、そこでもとに戻すというふうな形になろうかと思えます。

○四浦委員

最後のせりふはなかなかわからん話ですね。給与水準の適正化、今まで適正で言葉を引っくり返しゃ、適正でなかったということですか。

○中村総務課長

これは、いわゆる国が示しておりますラスパイレス指数という指数がございます。国家公務員の給料月額を100として、それに比べて各地方公共団体がどうだったかということで、この指数が光市は若干高いというふうなこともございまして、この辺の影響もございまして、適正化を図るということで申し上げたところでございます。

○四浦委員

わかりました。光市の事情ではなく、お国の事情で適正化を図ったと、こういうふうなわけですね。光市の職員にとっては非常に迷惑な話でありまして、今後、今、国が7.8%で復興資金としてということで、国家公務員に打撃を与えるわけなんです、その影響は、光市に限らんのですよ、地方自治体の中に出ておりますか。

○中村総務課長

全国で言うと、これに倣って、東日本のほうの自治体であろうかとは思いますが、国に倣って削減措置をしておるところもあるやには聞いております。

○四浦委員

終わりました。

○木村（信）委員

今、総務課長のほうから御説明がありました。ラスパイレス指数が100を超えているということで、これで健全財政かということも含めて、今回こういう議案を出されたということで受けとめておりますが、今回のこの影響によってラスパイレス指数はどれぐらいまで下がる予定ですか。

○中村総務課長

ラスパイレス指数というのは、毎年階層階層でそれぞれ策定していきますので、非常に微妙なところもあるんですが、平成24年4月1日現在で、当時まだ1.5%の独自カットしておいた段階で100.2でございました。

○木村（信）委員

この100.2ということは存じ上げておりましたけれども、ただ、国がこの時限立法で7.8を落とすということにかんがみて、こうやって落とされているのはよくわかるのですが、実際職員の給料を落とすのはモチベーションを下げるといことで、私もここなかなか難しいとこだなっているふうには感じてます。今市長が進めておられる人事評価システム、これをしっかりと構築され、しっかり仕事をしている職員の方は、こういった影響が及ばないというのが我々の望みでもありますし、そういうことを今後も早く検討されて取り入れていただきたいということを伝えておきたいというふうに思っています。よろしく願います。

討 論

○四浦委員

議案第15号の光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

議論の中にもありましたように、職員は基本的には随分人数も減らされたし、非常に仕事でも、市長を初めとして、しりをたたかれる立場にあって、非常に頑張っていると思います。

やはり光市にとっては、非常に重要な役割を果たして、まちづくりという上においても、行政改革だとか、市民奉仕だとか、そういうふうな点においても絶対に欠かせない存在であるし、これからも大きな役割ということになるんですが、下がり始めて、恐らく五十数万円、年間減額になってきたということではないかと思いますが、これはもうやる気を大きく後退をさせる、その根源に

なるなという思いから反対をいたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

④議案第16号 光市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

説 明：中村総務課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

非常に厳しいことを言うようですけども、いわゆる国は退職金のあれを出したのは1月からということだったですよ。それで途中でやめていく人がいて問題になったケースもあるわけですけども、基本的に国に準ずるならば、この適用は25年の3月31日にやっぱりすべきじゃなかったかと。そのあたりについて、やっぱり近隣の市は同じような体制をとっているかどうか。3月31日にきちっと適用すれば、かなりのまたコスト削減にはつながっていくと、そういう意味合いで、これはちょっと1年間温情ある措置をやったんじゃないかちゅうような感覚もあるわけですね。その辺の事情についてはどういうふうにお考えになっているか、近隣の各市の状況も踏まえて、ちょっと御説明いただけたらと思います。

○中村総務課長

この施行日につきましてですが、山口県を含めまして県下19市町ございますが、いずれも4月1日施行ということでございます。

○加賀美委員

それは、根拠はどういうところにあるのでしょうか。

○中村総務課長

国の法律改正といいますか、これが確か前回の衆議院の解散の直前に出されまして、そこで可決されまして、その間、国は1月1日ということで法律をつくったわけですが、それと同様の措置を講ずるには、各地方公共団体の条例改正が必要になってまいります。その条例改正等を行うのに、その期間ではとても間に合わないというふうなこともございまして、こういったことになったと。それから、こういう勤務条件の変更につきましては、組合とも交渉を行っていく必要がございます。その辺もございまして、4月1日施行と、ほ

かの県内市町もそういった状況にあらうかと思っております。

○加賀美委員

やっぱり市民の中には、地方公務員のお手盛りだというような見方もあるわけですね。この3月議会で確認すれば、3月31日に遡及することもできるわけであってね、そこらあたりがやっぱり市民感覚と離れているんじゃないかっていう声もあるわけなんですよね。そこらあたりについて、山口県のそういう全部が4月1日にしたというならね、これは仕方がないとかだと思えますけどね。もっとやっぱり市民は非常に厳しい状況の中に置かれているっていう中で、やっぱり国に準じてやるっていうならば、やっぱり3月31日にすべきじゃないかと思うわけですね。

そういった意味で、ちょっとお尋ねしたいんですけど、今回退職者は13名いらっしやって、自己都合が6名いらっしやるって、この6名は、そういう意味で早目に退職されたちゅう意味じゃないですね、それはうがった見方でしょうか。

○中村総務課長

この方々につきましては、これがためにということではございません。

○加賀美委員

わかりました。

○四浦委員

現行はわかるんですが、この1年間というか、4月1日から26年3月31日までの100分の98、それからその次の100分の92、これは、退職金はいかほど減額になるんですか。

○中村総務課長

100分の98で約140万円、それから100分の92で約280万円の減額になろうかと思えます。

○四浦委員

先ほどの給与の話とちょうど重なるようになるんですが、給与が減額になり始めた。当初は人事院勧告に基づいてということになりましたが、あの時期から退職金はいかほど下がってきている、平均ベースでよろしゅうありますが、いかがです。

○中村総務課長

退職金につきましては、給料を基本額に月数を掛けていくということでございます。先ほども申し上げましたが、給料がいかほど下がっておるかという辺の資料を今持ち合わせておらないということで、そのあたりも今手元にはございませんが、100分の104というのが、たしかこれが定められたのが平成16年頃だったと記憶しております。

○四浦委員

手元に資料がないichūuことで、答えていただけませんでした。これもさっき同じように、後ほどいただければ助かります。

討 論

○四浦委員

事前に相談をしてまとめてもろうたらよかったです。議案15号と16号は。議案16号、光市職員退職手当条例等の一部を改正する条例に反対をいたします。理由は、先ほど話したとおりであります。民間と比べて公務員がいいんだとかいうふうな節を声高に言う人もいないわけじゃありませんが、民間と公務員で競わせながら手当をどんどん減らしていく、これそのものは、そこで働いている職員、労働者の暮らしを圧迫することになるのはもちろんですが、経済的にもデフレ不況を克服しようと言いながら、それに拍車をかける、そのもとであるということもつけ加えながら、反対とします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

⑤議案第1号 平成25年度光市一般会計予算（総務部・消防担当部所管分）

(2) 報告事項

①光市防災行政無線施設整備事業【概要版】

説 明：中村総務課長、小田防災危機管理課長、中村消防担当次長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○森戸委員

予算説明資料の総務費の負担（「何ページ」と呼ぶ者あり）65ページの負担金のところで、金額は細かいんですが、北方領土返還要求山口県民会議って

うのがございます。これはどういったことをやっていて、実際会議等に参加をされたりとか、そういうことをやられているのかどうか、詳しくどういう活動をされているかを御説明いただけたらと思います。

○中村総務課長

北方領土返還要求山口県会議についてお尋ねいただきました。この会の目的でございますが、北方領土の返還促進について、県民意識の高揚を図るといような目的で設立されております。

この会は、基本的に年に1回総会、それから総会の前に理事会が開催されます。総会の審議事項としては、事業計画とか予算、それから事業報告とか決算、そのあたりが審議をされております。

事業としましては、啓発事業ということで巡回パネル展であったり、県内の電光掲示板による啓発、これ年2回ですが、であったり、あと県民大会であったり、講演会などを行っております。会員が56団体ございまして、役員としましては、会長に県議会議長さん、それから副会長に県の連合婦人会の会長さん、それから県の連合青年団の団長さん、それから日本労働組合総連合の山口県連合会の会長さんであったり、そういった方々がついておられまして、理事には市長会の会長さんであったり、議長会の会長さんであったり、町村会の会長さんであったり、そういった方々が入っておられます。

会についての概略は、以上でございます。

○森戸委員

これに関して、例えば御出席をされたりとか、そういったことはあるんですかね。

○中村総務課長

ちょっと私の記憶の範囲ですが、私は出席をした記憶はございません。以上です。

○森戸委員

せめて金額、小っちゃいんですけど、ぜひどういったものやるかぐらいの出席はお願いしたいということと、出席もしないようなことであれば、ぜひ御検討をいただきたいなと思います。その目的は、当然理解できますけれども、ただお金を出すだけということであるんならば、検討をしていただきたいと思えます。

今パネル展とか県民大会とか、いろんなことをおっしゃられましたんですが、

光でそういったものが、啓発ですか、パネル展、やられたことがないと思いますので、もしやめないようであれば、そういったものをぜひこの光市でやるようなことも、どこかを通じてお願いをするとか、そういったことをしていただきたいなと思います。いかがですか。

○中村総務課長

そのあたりにつきまして、パネル展も、これ恐らく巡回か何かでやっておるんじゃないかと思えますんで、光市にめぐってくることもあろうかと思えますが、そのあたりについて、ちょっと研究させていただきたいと思えます。

○森戸委員

わかりました。やめないということであれば、積極的に活用をして、本来の目的が達成できるように、光市としても動いていただきたいと思えます。

次に、予算書の47ページ、電気自動車、公用車の部分での電気自動車のリース料のところちょっとお尋ねをいたします。

市内の出先機関、また環境学習等で使うというようなことでありました。ぜひ、以前にも、私、環境の所管のときにもお願いをしたことがあるんですが、倉敷市は、土日閉庁時、無料貸し出しというのをやっております。実際に委員会の人たちでも行って乗ったこともあります。土日に無料貸し出しするのは、例えば、観光で来られた方に活用するとか、観光と環境についても引つけてそういう取り組みを行っておりますので、そういった点でも、土日閉庁しているときの活用方法もぜひ御検討をお願いできたらと思えますが、いかがでしょうか。

○中村総務課長

電気自動車につきましては、このたび本市において初めて導入するということで、どんなものかという辺は、その辺も含めてちょっと見てみなければわからないというところもございますので、まずそのあたりから始めたいと今は思っておりますのでございます。

○森戸委員

わかりました。よろしくお尋ねをいたします。

それと、49ページの、またこれも細かいことですが、山口県労働者協会負担金、これは一体どういうものなのか、お願いいたします。

○中村総務課長

これにつきましては、県内さまざまな官公庁を初めとして、いろいろな会社がございます。そのあたりの者が集まって、これも年1回程度総会が開かれます。研修会等も開かれておったと記憶しておりますが、労働問題であったり、そういったものをテーマとしての研修、それから毎月ですが、雑誌も送られてまいりまして、その辺でいろんな情報を収集しているというようなものでございます。

○森戸委員

わかりました。

それと、61ページの上から5行目、確認なんですけど、備蓄の量があったと思います、2,800食。これは1カ所ではなくて、当然各所に分けて保管をされていらっしゃるんですよね。

○小田防災危機管理課長

このうち、200食が牛島に行っております。それ以外は市役所のほうで保管をしております。

○森戸委員

ちなみに、どこに保管されていますかね。

○小田防災危機管理課長

旧消防庁舎、ですから、今シルバー、森林組合が入つとると思いますけども、その3階に保管をしております。（「なるほどね」と呼ぶ者あり）

○森戸委員

わかりました。

それと、その防災関係で海拔表示板の設置工事というところがございましたけれども、避難所と公共施設についてこの表示をされるというお話がございました。これも一つ初めてのことですから、それ以降でも構いませんけれども、特に海沿いでございますかね、これ188号線沿いの光市の。例えば、電信柱等、そういうところにも表示をできないかというような声もいただいております、意識づけという意味もありますので、そういったところに関しては、いかがですか、今後設置できるものなんですか。今回のを見てからということなんでしょうか。

○小田防災危機管理課長

海拔表示につきましては、この1月に光市ホームページのほうに、主な避難所、それと出先機関等約62カ所の海拔表示を行い、海拔マップをつくったところです。今回この予算に計上しております海拔表示板につきましては、委員御案内にありましたように、これをもとに、こういったところの門扉であるとかフェンスであるとか、歩行者、自動車で通行される方にも見やすいような形でつけてまいりたいと思います。

今委員御案内ありましたように、電柱への表示につきましては、先般柳井市のほうが設置をされておられまして、それを参考に見に行かさせていただきました。柳井は御存じのように、標高が1.0m以下のところが多いということで、電柱なんかに表示をされていましたが、方向によっては見にくいとか、今後検討していかないといけない要素というのはたくさんあると思います。ですので、私どもとしましては、そういう先進地の事例を見ながら、また国道とか県道の案内標識とか、歩道橋の柱であるとか、そういったものにも設置をされる予定となっておりますので、そういうふうなものを見ながら電柱への表示等を検討してまいりたい、勉強してまいりたいと思います。

○森戸委員

わかりました。特にその沿岸部と言われる部分に関しては、特段の意識啓発といたしますか、ができるような形をぜひ御検討いただけたらと思います。

○加賀美委員

それじゃ、ちょっと予算説明資料の20ページで、人件費調べのところでは先ほど説明があったんですけども、いわゆるちょっとお尋ねしたいのは、13名プラス6名、19名の方が退職されると。それに対して、このたび新入職員は何人ぐらい入ってこられるのか、ここらあたりについてちょっと教えていただきたいと思います。

○中村総務課長

19名に対しまして、このたび19名の新たな採用を予定しております。

○加賀美委員

それから、この間ちょっと質問をいたしましたけども、国が方針によって民間については25年度から65歳まで採用を義務づけるということで、公務員についても、それは再任用の形でやっていくということですけども、今回そういう方々の適用についてはどういうふうになっているのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○中村総務課長

まず、退職される方々につきまして、再任用の希望をとりまして、希望された方について、それまでの職務に対するさまざまな評価でありましたり、そのあたりを勘案して採用を決定をすることとしております。

○加賀美委員

いや、採用の条件を聞こうとしているんじゃないなくて、19名の方々のうち、再任用として何人再任用されたかと。

それで、ついでに聞くなれば、処遇はどうかと。今までの再任用っていうのは、ちょっと給料が少なかったと、そういう意味できちっとした回答をお願いいたします。

○中村総務課長

19名のうち、ちょっと具体的な資料を合わせておりませんので、あれなんですけど、処遇としましては、短時間の勤務というようなことで、給料としましては通常であれば14万8,640円の給料をお願いをしておるところでございます。

○加賀美委員

14万8,000円というのは、従来の再任用のやり方でしょう。今度やるのは、いわゆる国が民間に対しては、希望者があれば65まで採用すると。それに伴って、公務員もそれに準じたようなやり方をしていくと。これはまた今回適用されていないんなら、従来方式でやるんなら、それでもいいんですが、まだそういう方針が決まってるか決まってないかと。だから、問題は、再任用するとき従来のような週5日間とか4日間ちゅうんじゃないなくて、もう全部、全日ずっと採用していくと、そういう形の中で処遇も考えていかんにかんわけです。だから、全体としてそれぐらいならば労務費がアップすると、あっ、労務費じゃない、済みません、ここじゃ職員給がアップするわけですからね、そこらあたりについては、いろんなことが考えられていると思うんですけど、まだ公務員にはそういう適用がないという判断でよろしいでしょうか、これから検討していくということよろしいでしょうか。

○中村総務課長

国のほうにおいても、平成25年度中には検討して、その結論を出すというふうに伺っておりますので、今回の退職者につきましては、そういった新たな制度がまだ適用はされていないということでございます。

○加賀美委員

じゃ26年度からそれを適用していくと、そういうことで理解してよろしいんですね。だから、まだ適用はされてないと。従来どおりのやり方で再任用をしていくちゅうことですね。

○中村総務課長

ですから、国のほうも、今どういった形でということで検討されているさなかと思います。

それを受けて、本市としまして、その後検討してまいるというようなことでございます。

○加賀美委員

この件については理解できました。

じゃ次は、これはちょっと管財はよろしいですね。（「違います」と呼ぶ者あり）管財は違う。ごめんなさい。じゃ結構です。

○四浦委員

消防議会に私出ましたが、ちょっとその数が、テーマが多かったものですから、そのときに落とした部分が1個ありまして。住宅用火災警報器ですが、これを現状では今その組合内ではどの程度の進捗になっているかというのを、まずお聞きしたいと思います。

○中村消防担当次長

光地区消防組合管内の推計値ということで、国が公表した値は84.3%というふうになっております。

○中村消防担当次長

まことに申しわけないんですけど、光市ということで国が公表しておりませんので、光市の推計値というのは、ちょっとここで把握しておりません。

以上です。（「そうですか」と呼ぶ者あり）

○四浦委員

組合ではさっき言われた数字になるわけですね。そうしますと、山口県下に幾つかの消防組合があるわけですが、そこはどういうふうになっているか。それから、国の基準が現時点ではどうなっているかというのを教えてください。

○中村消防担当次長

国が公表した推計値ですけど、国の設置率は77.5%というふうになっております。それから、県内の消防本部の推計値でございますけど、下関市が、これ24年の7月31日に総務省消防庁が公表した資料でございますが、下関市が84.4%、宇部・山陽小野田消防本部が84.7%、山口市が81.9%、萩市が82.1%、防府市が85.5%、下松市が76.7%、岩国地区77.6%、長門市82.4%、柳井地区81.5%、美祢市89.9%、周南市78.6%と公表されております。

以上です。

○四浦委員

わかりました。国の平均どころを言われたんですが、指針はどういうことでありましたですかね。いつまでにどうするというのが指針があったやに思いましたが。

○中村消防担当次長

23年の6月1日より全世帯に設置が義務づけられたというふうになっております。

○四浦委員

一ついろいろ御苦労される部分だろうと思っておりますけれども、非常に大事なテーマでありますので、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

それじゃ次に移りますが、入札制度の問題なんですが、この間、ここ四、五年でよろしゅうございますが、入札制度そのものがかなり変わってきたかなと思っておりますが、それはどういうふうになってきた。ごく概括していただければと思います。

○林入札監理課長

入札制度の変革についてのお尋ねでございますが、低入札の制度についてお答えを申し上げます。

低入札の基礎となる調査基準価格の見直しを毎年度しております。また、この金額以下では良質な工事は認めないという判断基準額につきましても、その金額の設定を変えております。

平成20年度につきましては、予定価格の3分の2でございました。それ以降、くじ引きによる落札が多くなったということと、業者の積算能力も低下したという原因等によりまして、21、22、23年度につきましては、設定をなくしまし

た。しかしながら、24年度につきましては、また新たに予定価格の77%と額を設定しております。

○四浦委員

一番直近の24年度でお聞きをしますけれども、予定価格は77%、県のほうは予定価格という形で定めておりましたですか。山口県です。

○林入札監理課長

お答えします。県のほうは予定価格の77%ということではございませんで、調査基準価格の98%というのが県の最低ラインでございました。

○四浦委員

予定価格が公表されるというのは、いい面もあるかも知れませんが、非常に弊害も出てきます、くるようです。これは、先ほどちょっと触れました、お答えの中でくじ引きというお話が出ましたが、いわゆる24年度で、まだ完全に終わってないですけどね、あと残りわずか期間残っておりますが、くじ引きは何回ありましたですか。

○林入札監理課長

15回だというふうに記憶しております。

○四浦委員

くじ引きというのは、いわゆる予定価格に、どうなるんかわかりませんが、どんずばりか、1円プラスするか、そういうものが重なったわけですね。金額は完全に1円まで一致したというふうなことから、くじ引きをやったということですね。

○林入札監理課長

委員仰せのように、平成24年度につきましては、予定価格の77%ということでございまして、予定価格は公表してありますことから、自動的に判断基準額というのは金額は出ます。それ以下は不落札となりますので、プラス1円で業者の方がくじ引きになったということでございます。  
以上でございます。

○四浦委員

予定価格の1円プラスで、いわゆる入札するというような形をとると、非常

に安易な形で入札が行われてはおりませんか。

○林入札監理課長

予定価格プラス1円のくじ引きの金額になりますと、当然基準価格を下回ることから、調査に入ります。業者の方は、調査報告書を所管の方に出していただいて、その金額で本当に良質な工事ができるのかどうか判断いたします。それがオッケーだった業者について、初めてそのくじ引きに参加をするということになっております。

○四浦委員

今の意味はわからなくてもいいですが、私がお聞きしたいのは、電卓でぱっぱとはじいたら、こんもとの予定価格を出すことはできる、1円プラスする、そういう形で業者のほうで、それだけではないと思うんですが、そういうことが常態化してくるようなことはないかなということですが、いかがです。

○林入札監理課長

その金額で業者の方は工事ができるという判断で応札があったものというふうに考えておりますが、先ほど申しましたとおり、77%という数字は、県内から比べて決して高いほうではございません。そういうことも含めて、25年度また改正を行うこととしております。

以上でございます。

○四浦委員

せっかくおっしゃったから、77%が高いほうでない。県内の平均か何か出しておられますか。

○林入札監理課長

平均というものは出しておりませんが、各市町村の低入札の価格制度、調査制度がありますので、それに照らし合わせて高くないということでございます。以上でございます。

○四浦委員

ちょっと触れかけたんですが、じゃ新年度、来年度ね、来年度については改善をしようと考えているようですが、それはどのようなプログラムを持つてんですか。

○林入札監理課長

来年度につきましては、一番大きな改正点というのは、判断基準額を見直すということでございます。平成24年度予定価格の77%で、電卓があれば業者の方は計算できるわけでございますが、平成25年度につきましては、県と同じやり方を用いまして、調査基準価格の98%という形にいたします。調査基準価格というのは、設計金額から出す金額でございます、これは業者の方が積算をしないと出てこない金額でございます。

そうしますと、同じ金額での入札は随分減ると考えますし、77%という数字が計算をしてみますと約84%程度に上がると思いますので、より良質な工事ができると確信しております。

○四浦委員

総務部長にお聞きしたいと思うんですが、私は率直に言うて、病院などとやり取りをしたときにびっくりしたことがあるんです。そりゃもう地方公営企業法に基づいてやらなければならない、主に物品になるんですが、それは17件、1年間であって、そのうち入札やったのは1つしかないというような答弁が委員会でありました。ちょうどね、今ここでやり取りしちよるのは、その逆さまなんですよ。業者サイドの意見をもっと聞かないけんと思うんですけども、入札制度についてですね。今回はかなり改善をするという話が課長からありましたけれども、よくやるじゃないですか、市民サイドで、利用者を含めてですね、何々委員会を持ったりするということなんですか、今はそういう入札問題に対して、いろいろ市民や業者などから御意見を聞くと、議論していただくという機会はないんですか。

○山本総務部長

ここ二、三年、そういう機会は持っておりません。

○四浦委員

お聞きすれば、以前はあったというようなことなんで、制度化してないというふうに受け取れるんですが、ぜひそういうものも組み入れて、入札のあり方がゆがみがないように期待をしていきたいというふうに思います。

それから、ちょっと話変わるんですが、先ほど議案第13号で、いや、その議案に戻るちゅう意味じゃないんですよ。ちょっと紹介しますが、光市防災会議条例云々という条例改正が出されましたが、これは防災危機管理課長がこの提起を、上程説明を行いました。これからもそういう形になるというふうに、つまり防災危機管理については、例えば、島田川のしゅんせつなどということに

なると、道路河川課ですね、まあまあ県がやるんですが、窓口はね、そういうふうになって、個々ばらばらなんですけど、私は、防災問題はどこかが中心的役割を果たして、データなどは集約しとったほうがいいなあと、こう思うんですが、そのところはどうでしょうね。

○山本総務部長

防災体制についてのお尋ねでありますけれども、人事担当、組織担当の部長として、恐らく今委員さん言われるのは、河川のしゅんせつの状況、そういったことの内容、防災施設、防災に係ることは全て防災危機管理課のほうで把握をしたのが望ましいのではないかという御指摘だろうと思いますけども、もちろん、ものにもよりますけども、防災危機管理課のほうで把握をする必要があるものは把握をしますし、全てのことに對して防災危機管理課が掌握するということは、かえって組織としての機能を失うというふうに思っておりますので、案件ごとに対応をしていきたいというふうに思っております。今全ての防災関係のことについて、防災危機管理課が掌握をするという組織、陣容にはしておりません。

○四浦委員

ここで議論をするのは無理があるから、もうこれとめますけども、例えば、地域包括ケアというようなものは、病院だとか、市民部なんかも絡むだろうと思うんですけどね、いろいろあるが、まあ事務局的な役割といいますかね、これは福祉保健部がやります。だから、防災についても、縦割り行政で個々にいろいろやるというよりは、データの把握をするだとかいうふうな形をきちんとしたほうが私はいいと思いますけど、検討してください。ここで返事をいただかなくてもいいですから、はい。

○加賀美委員

光市防災無線の概要の中に、いわゆる屋外拡声子局をつくりますよね。そうして各地区でアンサーバック装置をやると、親局との交信はできるちゅうことですよね。いわゆる自主防災などが単独に、例えば、この屋外拡声子局を使って、ちょっと今危ないんで、みんな町内会館に集まるようにちゅう放送は、これを使ってはできないんですよね。

○小田防災危機管理課長

子局単体で放送ができるかという御質問、その場所で放送ができるかという御質問ですか。恐らくその機能は備えてると思います。

○加賀美委員

では、例えば、自主防災組織がありますよね。そこで単独の方向性を出したら、これを使って、例えば、町内全体に皆さん町内会館に避難してくださいという指令が出せるんですね。

○小田防災危機管理課長

今からどういう利用をするかというのは検討していかないといけませんけども、そういうグループ分けをして、その地区だけ防災行政無線を鳴らすということは可能です。

○加賀美委員

実はここに位置図ができておりますからね、たまたま位置図があったところの町内会館の上につけるということだったら、これを使って自主防災組織が管内に放送できるちゅうことになると、それはしょっちゅう使えるちゅうわけじゃないですわね。例えば、これは非常に連絡がやりやすいと、高いところにあるからね。じゃ普通的时候も使ってもいいのかどうかちゅう問題もあるので、これはどうなんですかね、その辺は。

○小田防災危機管理課長

全ての放送を、例えば、町内会の掃除であるとか、そういった放送をするのはなかなか難しいと思う。

ですから、この部分については、要は危険な情報を市民の皆様にお知らせするという目的なので、その辺の運営については今から考えていかなきゃいけないとは思ってます。

○加賀美委員

わかりました。むやみやたらにすると、親局から何か指令するのに使えなかったちゅうようなケースが出ちゃいけないからちゅう意味ですね。あるものは便利に使ったらいいと思うんだけど、それは無理っていうことですね。わかりました。

○木村（則）委員

手短に質問いたします。予算書61ページ、中ほど、今回、防災無線整備工事2億2,000万が計上されました。全体では5億5,000万ということで、多額な金額を伴う工事になると同時に、今後、定期的な管理が永年必要となってまいり

ます。現時点でこの基本的な1年間の定期的な維持管理というようなコストと  
いうものはつかんでいらっしゃるでしょうか。

○小田防災危機管理課長

保守点検費用でございますけども、現在、大和にアナログ式ではあるんです  
けども、20局の子局を有する防災行政無線が整備されております。それにかか  
る保守点検料が年間で120万円弱ぐらいかかっております。これを単純に、子  
局の数で割りますと約4倍ということになりますので、500万円程度の保守点  
検料がかかるんじゃないかなと思います。

そのほかに総合通信局のほうに電波利用料というものを払ってまいります。  
これが親局、中継局、再送信子局、それとアンサーバックを備えた屋外拡声子  
局、要は、電波を発信するものに対して電波利用料はかかりますけども、これ  
を単純に掛けますと約70万円。それと、防災行政無線は通常は電気で商業電力  
を利用して運用しておりますので、その電気料がかかってまいります。これを  
計算をしますと、おおよそ125万円ぐらいかかるんじゃないかなと思っ  
ています。トータルでいたしますと、最低でも年間保守点検、電気料、そうい  
ったものを含めると700万円ぐらいの費用が要するんじゃないかなと思っ  
ております。

○木村（則）委員

わかりました。その金額が安いのか高いのか、私の感覚で言うと、案外、特  
に電気代というよりは機器本体の基本的な検査にそれなりの費用はかかるの  
かなと、ちょっと懸念をしておりました。ちょっとちなみに聞いてみたいん  
ですが、今大和地区での防災無線ですけども、最初に工事したところと、この機  
器のメンテをしている業者と同じですか。

○小田防災危機管理課長

基本的に、例えば、Aというメーカーが整備をしたとしますと、そのメーカ  
ーか、あるいはそのメーカーとの取引のある地元の取扱店、そういったものが  
機器に精通しておりますことから、そういった業者の方がメンテナンスを行う  
ようになろうかと思えます。

○木村（則）委員

わかりました。今回、今後工事において、入札が恐らく7月前後に実施され  
ようかと思えます。その際に、一定のその最初の工事費にかかるコストと同時  
に、やはり永年にわたるランニングコストと申しますかね、そのあたりのちょ

っと一定の金額というのも、参考程度にやはり聞いておく必要があるかとも思いますので、それはちょっと検討していただきたいというふうに思います。それと、もう1点だけ最後に、先ほどのちょっと入札の件、少し確認をさせていただきたいと思います、1点だけ。私もちょっとこれまで大変関心を持って入札に関しては質問もしてまいりました。改善を求めてまいりましたけども、先ほどのちょっと説明では、最初の金額を公表しないということですか、25年度からは。予定価格を公表しないということですか。

○林入札監理課長

予定価格の事前公表を今しているわけですが、25年度も同じく予定価格は事前公表をいたします。

○木村（則）委員

公表はしつつ、その77%は引き上げることじゃないんですか、もう少し、わかりやすく説明してください。

○林入札監理課長

24年度につきましては、事前公表をしております。予定価格の77%でございますので、その金額は自動的に計算すれば出るという金額になります。25年度につきましては、予定価格は事前公表をいたしますが、最低ラインの判断基準額は、調査基準価格の98%とします。調査基準価格というのは公表してません。これは、設計金額からいろんな数値をもって計算をして出す数字でございます。これは業者の方が積算をしないとわからない数字でございます。それを調査基準価格の98%という額を77%というレベルで置きかえますと、約84%になるということでございます。

○木村（則）委員

わかりました。その84%程度になるというのは、何を根拠にしているんですか。

○林入札監理課長

これは、調査基準価格も設計金額に対して何%かという割合が出ますが、その98%を掛けたら大体84%になります。

○木村（則）委員

わかりました。

○中本委員

入札の件について関連であります、認識を改めて確認をしたいと思えます。入札の公表、予定価格の公表はしないというような判断を私は次年度から、25年度からはというような思いをしておりましたが、再度確認をいたします。

○林入札監理課長

25年度につきましても、予定価格の事前公表はするということで考えています。ただ、判断基準額は誰でも計算できるような数字ではない、ちゃんと積算をしないと出てこない数字にはなります。

○中本委員

全く意に反したようなことで、いつそういう形になったんですか。

○山本総務部長

予定価格の事前公表につきましては、従前も公表しておりますし、25年度も、今課長申しましたように、当面は公表する予定であります。ただ、何度も言いますが、判断基準額を求める式が24年度は公表している予定価格の77%であったことから、結果的にくじ引きがふえた。25年度からはそういった反省を踏まえて、公表していない工種ごとに積算をして算出する調査基準価格の98%を判断基準額にするということにいたしましたので、結果的に同額になるというケースはほとんどないだろうということでありませう。

○中本委員

一般質問の回答で、私が間違っと思ったら訂正してください。予定価格の公表はしないんだというような判断を私は持ちました。再度お聞きをいたします。

○山本総務部長

私の答弁がまずかったのかもしれませんが、予定価格の公表は、今年度もする予定であります。

○中本委員

24年度はいろいろな混乱がありました、くじ引き等々ですね。極端に言ったら、業者が積算能力が、だんだん低下してきたということで、簡単に電卓で計算できて、プラスアルファの金額で入札できるという状況でした。

では新年度になって、その辺の解消は大丈夫ですか。

○山本総務部長

基本的に今のその予定価格掛ける77%、確かに電卓一つでできるんですが、基本的には業者さんも全て積算内訳書を提出されておられますので、積算内訳書を足した結果が、たまたま予定価格の77%になったというのが、理論的にはそういった理論であります。

今年度につきましては、何度も言いますように、公表していないそれぞれの工種ごとに積算をして、求める調査基準価格、これは恐らく10社おられれば10通りの調査基準価格が出るとお思いますので、何社もがくじ引きになるというケースは避けられるというふうに推測しております。

○中本委員

調査基準価格は業者が判断して積算して出すということですので、何となくちょっと納得できないような部分があるのです。本当に大丈夫ですか。

○山本総務部長

調査基準価格の算出式というのは、これは示されております。ただ、その率は、例えば、直接工事費掛ける0.95、共通仮設費掛ける0.9、現場管理費掛ける0.8、一般管理費掛ける0.3、これが調査基準価格を出す式であります。それぞれの根拠となる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、これをそれぞれの業者さんが自分の持つておられる資材、人数、そういったものからはじき出されますので、例えば、10社おられれば、10社が同じ金額になるということは、通常はあり得ないというふうに思っております。

○中本委員

きょうはこれで終わりますが、もう1回一応お話をまた改めてしたいと思います。皆さん、執行部がその入札についていろんな検討をされたというふうに思っておりますので、24年度のようなことがないような、25年度はしっかりとしたりやっぱり業者間の積算能力があって、あるいは一定の利益もありながら業者が頑張っていて、業者育成のためのことを期待しておりますので、きょうこれで終わります。

○木村（則）委員

しつこいようですが、入札には公平性、透明性、競争性というのが求められるわけですね。今回、とは言うものの、84%前後になろうかと思っておりますけど

も、しかし、予定価格を公表すれば、どうしても仕事が欲しい人がこの周辺で応札はしてくるだろうと思いますよ。おっしゃるとおり、それはくじ引きになりません、絶対必ず1円、2円や1,000円なんていう単位で変わってきますから。でも、基本的に考え方として、僕はまだまだ違っているかなと。なぜ、まだそれでも予定価格を公表するのかっていうのが僕理解できないんですね。私自身の考えからすると、行政のほうの透明性を確保するのではないだろうかと思はざっと考えているわけですよ。昔はやっぱりいろんなやり取りがあって、不正もあったでしょうけれども、透明ですよと、これだけもう示していますから、後は皆さんでしっかり応札してください。

じゃもう1回聞きますけども、高落札の問題はあろうかと思はますね。これは今回のことで幾らか改善がされますか。

○林入札監理課長

落札金額の高どまりの件であらうと思はますけど、これについては、やはり事前公表を事後公表に変えない限り難しいと思はます。

○木村（則）委員

わかりました。私なりにもまたしっかり勉強もしてまいりたいと思はます。これで終わります。

○木村（信）委員

防災行政無線のことについてちょっと1点だけ確認しておきたいと思はます。先ほど同僚議員のほうから質問があった屋外拡声子局の件ですけれども、これが遠隔制御装置、これがあると。これは親局とほぼ等々の機能を有しておるということですが、これが一括放送とかグループ放送とか個別放送などを強制的にできるんじゃないですか。

○小田防災危機管理課長

遠隔制御装置につきましては、大和支所と光市消防本部のほうに置くようにしています。先ほど委員さん御案内されましたように、遠隔操作卓のほうからも操作が可能となるということですが。

○木村（信）委員

非常用可搬親局装置というのは、これは通常は使用できないと、これは非常用でしょうからそうでしょうけど、遠隔制御装置っていうのを大和と消防本部に設置されとるということですので、もし仮に屋外拡声子局を単独で使用して

も、強制的にそういったことは操作できるということの認識でよろしかったですか、どうでしょうか。

○小田防災危機管理課長

ちょっと強制的というのがよくわからないんですけど、要は、遠隔操作卓からも、例えば、大和の地区だけ放送したいっていうことであれば、遠隔操作卓のほうから放送は可能となります。

○木村（信）委員

済みません、ちょっと理解を深めるために御質問いたしました。でも、例えば、非常用可搬型親局装置っていうのは、遠隔制御装置があれば通常時は使用できないものを何か用意しておく必要があるものなんでしょうか。

○小田防災危機管理課長

遠隔操作については、NTTの電話回線や私どものほうはイントラネットがありますので、それを利用してやります。

ですから、例えば、親局がつぶれて使えなくなってしまうと遠隔操作卓は使用できません。そのために非常用の親局を設けます。委員さんおっしゃったように、非常用の親局というのは、通常では使用できません。

○木村（信）委員

了解です。

## 討 論

○四浦委員

議案第1号、平成25年度光市一般会計予算（総務部・消防担当部所管分）について、反対の立場で討論します。

特に総務部ということになりますと、職員の給与、期末手当、そういうものを掌握する立場にあります。やはりこういう状態が、収入が減るという状態が続いていいわけありません。財政に貢献するという点だけ見れば、また違うんでしょうが、職員の士気を大きく落として、これから先のまちづくりを含めて非常に厳しい状態になると思います。小さな益を得るが、大きなところで失うものがあるという思いがいたします。

討論の中で言うのも何ですが、やはりいろいろ知恵を出して、減収になった分をどういう形で、それぞれ家庭を持っているわけですから、補うかという点をもっと深く考えながらこれからは対応していかなければならないというこ

ともつけ加えまして、討論とします。  
終わります。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」